



(内務省 英国国境庁)

ビルマ（ミャンマー）

出身国情報(COI)レポート
COI局

2011年6月17日

移民を制限して国境を守る

目次

はしがき

最近のニュース

2011年5月16日から6月17日までの出来事

詳細情報入手に有用なニュースソース

2011年5月16日から6月17日までの間に発刊された、もしくはアクセスされたビルマに関するレポート

パラグラフ

基本情報

1.	地理	1.01
	地図	1.07
2.	経済	2.01
3.	歴史（独立（1948年）から2010年11月まで）	3.01
	憲法に関する国民投票（2008年）	3.03
	2010年総選挙への高まり	3.05
4.	最近の進展（2010年11月～2011年3月）	4.01
	2010年11月の総選挙	4.01
	アウン・サン・スー・チーの解放	4.13
	国会開催	4.16
5.	憲法	5.01
6.	政治体制	6.01

人権

7.	はじめに	7.01
8.	治安部隊	8.01
	警察	8.02
	軍隊	8.04
	その他の政府部隊	8.09
	諜報機関	8.11
	政府部隊による人権侵害	8.14
	恣意的逮捕・拘束	8.21
	拷問	8.24
	裁判なしの処刑および「失踪」	8.33
	告発の手段	8.37
9.	兵役	9.01
10.	非政府武装部隊による虐待	10.01
	強制徴兵	10.06
11.	司法制度	11.01
	組織	11.01
	司法の独立性	11.02
	公正裁判	11.07
	刑法および刑事訴訟法	11.12

- ii このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

12.	逮捕・拘束 - 法的権利	12.01
	逮捕令状	12.08
13.	刑務所の環境	13.01
14.	死刑	14.01
15.	政治的所属	15.01
	政治的表現の自由	15.04
	政治囚	15.06
	結社・集会の自由	15.13
	海外におけるビルマ人デモ	15.17
	反政府グループおよび政治運動家	15.23
	国民民主連盟 (NLD)	15.24
	国民民主勢力 (NDF)	15.29
	反乱グループ	15.32
	全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU)	15.33
	全ビルマ僧侶連盟 (ABMA)	15.35
	88 年世代学生党	15.38
	ジェネレーションウエーブ	15.43
16.	言論と報道の自由	16.01
	インターネットの使用	16.07
	ジャーナリスト	16.16
17.	人権に関する機関や組織、活動家	17.01
18.	汚職	18.01
19.	信教の自由	19.01
	概観	19.01
	宗教人口	19.09
	憲法及び法規	19.11
	仏教徒	19.14
	キリスト教徒	19.19
	イスラム教徒	19.26
20.	民族グループ	20.01
	チン（ゾミ）民族	20.18
	カチン（ジンパウ）民族	20.21
	シャン民族	20.24
	カレン民族とカレンニー民族（赤いカレンないしはカヤー）	20.27
	モン民族	20.30
	ロヒンギャ	20.32
21.	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル（LGB）の人々	21.01
	法的権利	21.01
	国家当局の態度とLGBTの人々への扱い	21.06
	社会の態度とLGBTの人々への扱い	21.08
22.	性転換者	22.01
23.	障害者	23.01
24.	女性	24.01
	概観	24.01
	法的権利	24.05
	政治的権利	24.09
	社会・経済的権利	24.12
	女性に対する暴力	24.24
	女性の健康	24.33

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 iii

25.	児童	25.01
	概観	25.01
	法律に関する基本的な情報	25.04
	法的権利	25.05
	児童への暴力	25.07
	児童へのケアと保護	25.13
	児童兵士	25.15
	教育	25.29
	健康と福祉	25.34
26.	人身売買	26.01
27.	医療問題	27.01
	医療処置や医薬の利用性に関する概観	27.01
	HIV/AIDS - レトロウイルスに対する治療	27.07
	精神衛生	27.11
28.	人道的問題	28.01
	サイクロン ギリ - 2010年10月	28.04
	サイクロン ナルギス - 2008年5月	20.86
29.	移動の自由	29.01
30.	国内難民（IDP）	30.01
31.	市民権と国籍	31.01
	IDカード	31.06
32.	偽造ないしは不正に取得した文書	32.01
	逮捕令状	32.02
33.	出国と帰国	33.01
	ビルマからの出国	33.02
	パスポートの発行と出国の D 書類	33.06
	ビルマへの入国	33.19
	亡命が認められなかった亡命希望者	33.25
34.	雇用の権利	34.01

はしがき

- i. この出身国情報レポート(COI)は、英国国境庁(UKBA)で亡命・人権関連の認定プロセスに携わる職員の参考に供するため、同庁出身国情報局により作成されたものである。本レポートは、英国における亡命・人権関連の認定申請において取り上げられる共通の問題に関する基本的な情報を提供するものである。本レポートの本体に含まれている情報は 2011 年 5 月 15 日時点で入手可能なものである。「最近のニュース」のセクションには、出来事についてのより詳細な情報および 2011 年 5 月 16 日から 6 月 17 日の間にアクセスされたレポートが示されている。本レポートは、2011 年 6 月 17 日に発刊された。
- ii. 本レポートは、広範な外部情報ソースにより作成された文献・資料・情報を編纂したものであり、そこには UKBA の見解やポリシーは一切含まれていない。本レポートの本文に示された情報は、すべて、亡命・人権関連の認定プロセスに携わる者が入手可能な出典文献・資料のオリジナルに依拠するものである。
- iii. 本レポートは、亡命・人権関連の認定申請において提起される主要問題に焦点を当て、出典文献・資料からの抜粋を編纂したものを提供する事を目的として作成されたものである。一部のセクションでは、取り上げる問題が亡命・人権関連の認定申請においては殆ど取り上げられないものであるため、関連のウェブサイトののみが示されている。本レポートは、詳細調査あるいは包括的調査を意図したものではない。更に詳細な説明が必要であれば、関連する出典文献・原資料に直接あたられたし。
- iv. 本レポートの構成とフォーマットは、UKBA の意思決定者や申請提出担当官が使っているものに準じている。彼等は、具体的問題に係る情報の入手に当たって、素早くインターネットにアクセスし、求める主題に直接関連するコンテンツを利用する必要があるから、そのために便利のように配慮した。重要な問題については、概ね、該当のセクションにてある程度の掘り下げが行われるが、他のセクションにおいても簡単に触れられることもある。したがって、レポートの構成上、ある程度繰り返しの記載があることは否めない。
- v. 本レポートの情報は、原資料・出典文献で確認されるものに限定される。努めて具体的なトピックのすべての側面をとらえようとしているが、必ずしもすべての関連情報が得られるわけではない。したがって、本レポートに示されている情報は、そこに記されていること以上のことを示唆するものと考えてはならない。たとえば、ある特定の法律が可決されたという記述があっても、それだけでその法律が発効されたと考えてはならない。またたとえば、情報が示されていないからと言って、ある特定の出来事や行動がなかったことを意味するものではない。
- vi. 上述のとおり、本レポートは、数多くの情報ソースにより作成された資料の抜粋を編纂したものである。本レポートをまとめるにあたっては、ソースの異なる情報の間に矛盾があってもそれを解明しようという試みは一切行っていない。ただ、COI 局は、それらの矛盾を並べ、わかっている範囲でそれらの出典をすべて示すことで、妥当な姿が見えてくるようにしている。たとえば、個人、場所、政党などの名前や綴りが情報源により異なる場合があるが、COI レポートでは綴りを統一したりすることはせず、原資料の綴りをありのまま尊重するという方針を取っている。同様に、データ・数値も情報源によりまちまちなことがあるが、これも原資料のものをそのまま引用することにしている。このレポートで使われている‘sic’（「原文のまま」）

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

5

という言葉は、引用文献における綴りの間違いやミスプリを意味するにすぎず、原資料の内容に対するコメントを意味する意図は一切ない。

- vii. 本レポートは、実質的に、過去 2 年の間に発行された出典文献・原資料に依拠するものである。ただし、直近の文献からは関連情報が得られない場合には、それ以前の古い資料が含まれていることもある。すべての原資料には、本レポートが発行された時点で得られる関連情報が含まれている。
- viii. 本 COI レポートは、添付の出典文献・原資料を含め、公開文書である。すべての COI レポートは国境庁のウェブサイトに掲載されており、本レポートに示された出典文献・原資料の大部分はネットで一般公開されており入手可能である。本レポートで引用した原資料が電子ファイルで入手可能な場合は、その該当ウェブサイトのリンク先がアクセスした日付とともに本文に記されている。政府機関作成のものや講読ベースのものなど入手が困難な原資料については、COI 局に請求すればコピーを入手できる。
- ix. COI レポートは、亡命受け入れの多い上位 20 カ国につき定期的に発行されている。21 位以下の亡命受け入れ国に関しても、運用上の必要に応じてレポートが作成される。UKBA 職員は、具体的な調査・問い合わせのために情報請求サービスに常時アクセスすることが出来る。
- x. 本 COI レポート発行にあたり、COI 局は入手可能な最新の原資料・文献の要約を正確に、バランスのとれた形で、かつ公平に提供しよう努めた。本レポートに関するコメントあるいは追加原資料のサジェッションがあれば、下記 UKBA 宛てにお送り頂けると幸いである。

Country of Origin Information Service

UK Border Agency
St Anne House
20-26 Wellesley Road
Croydon, CR0 9XB
United Kingdom

Email: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

- xi. 国情報に関する独立諮問グループ(IAGCI)が、英国国境庁の持つ出身国情報資料の内容につき同庁の独立主任調査官に提言を行う組織として、2009 年 3 月、同主任調査官の命により設置された。IAGCI は、UKBA の COI レポートおよびその他の出身国情報資料にかかわるフィードバックを歓迎するものである。IAGCI の活動に関する情報は同主任調査官の下記ウェブサイトにアクセスすれば入手可能である。
- xii. IAGCI は、その活動を通して、いくつかのUKBAのCOI文献の内容をレビューし、それら文献に係る提言を行うと共に、より一般的な提言を行う。IAGCI あるいは国情報に関する専門家パネル（2003 年 9 月から 2008 年 10 月にかけてUKBAのCOI文献のモニタリングを行った独立機関）がレビューしたCOIレポート及びその他文献のリストは下記サイトに入手可能である。
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>
- xiii. 次の点にご注意願いたい。IAGCI は、UKBA の資料や手順を承認する役割は持っていない。IAGCI のレビューする資料のあるものには、ノンサスペンシブアピール(NSA)に指定された国あるいは指定過程にある国に関するものもある。その様な場合

- 6 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

においても、IAGCI がレビューしたからと言って、それが特定の国の NSA 指定の決定または提案、ましてや NSA プロセスそのものを承認したということを示唆していると考えてはならない。

国情報に関する独立諮問グループのコンタクト先：

Independent Advisory Group on Country Information

Independent Chief Inspector of the UK Border Agency

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

Email: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

Website: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

[目次に戻る](#)

最近のニュース

2011年5月16日から6月17日までの出来事

この最近のニュースのセクションでは、2011年5月16日以降に起こった出来事を限定的に選択して示している。更なる情報は、下記にリストアップされた有用情報源にて入手できる。

内務省は、外部ウェブサイトのコンテンツには責任を負わない。

6月16日 ビルマ北部で、政府軍とカチン独立軍との衝突で16人が死亡したと伝えられた。今月、同地域で建設中の中国資金によるダム建設現場周辺で起こった激しい戦闘から逃れて国境方面に向かおうとする人が何千人にもものぼった。

ザ・ガーディアン

ビルマ、中国資金によるダム建設現場周辺での戦闘で十数人の死者（2011年6月16日）

http://www.guardian.co.uk/world/2011/jun/16/china-burma-hydropower-clashes?CMP=EMCGT_170611&

アクセス日：2011年6月17日

6月15日 カチン州の反乱軍は、政府軍の攻撃を阻止するため、ビルマ北部でいくつかの橋を破壊した。

BBCニュース

ビルマでの戦闘：カチンの戦士たちが橋を破壊（2011年6月15日）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-13784483>

アクセス日：2011年6月16日

6月14日 スリーパゴダパス近くで政府軍とカレン武装グループとの間の民族紛争の緊張が高まる中、身元不明の武装集団がビルマ国境の町を攻撃した。

ジ・イラワディ

スリーパゴダパスで戦闘（2011年6月14日）

http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=21484

アクセス日：2011年6月15日

6月9日 ザイビルマの国際労働機関(ILO)の報告によれば、強制労働に関する告発が増加傾向にあり、2010年初め以来506件の告発があった。その数は、2007年にILOがビルマに事務所を開設して以来749件に達したとのことである。

ミズィマニュース

ビルマ、強制労働の告発増加（2011年6月9日）

<http://www.mizzima.com/news/inside-burma/5390-forced-labour-complaints-on-the-rise-in-burma-says-ilo.html>

アクセス日：2011年6月9日

6月9日 ビルマでは、厳しいメディア法の改訂が6月10日付けで発効することになり、多くのメディア発行者は大きな自由が認められ、検閲委員会に検閲なしに印刷物を発行できるようになる。

8 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

ジ・イラワディ

ビルマ、検閲の新方針にジャーナリストが警戒（2011年6月9日）

http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=21464

アクセス日：2011年6月9日

6月3日 アムネスティ・インターナショナルの報告によれば、ハンガーストライキを行っていた活動家たちは、罰として、警察犬用に作られた監房に独房監禁された。

アムネスティ・インターナショナル

ミャンマーの抗議運動家たちは抗議活動の罰として「犬小屋」に入れられた（2011年6月3日）

<http://www.amnesty.org/en/news-and-updates/myanmar-prisoners-kept-%E2%80%98dog-cells%E2%80%99-after-protests-2011-06-03-1>

アクセス日：2011年6月9日

6月2日 ビルマから中国へ売られる「花嫁人身売買」のケースが、国連の人身売買に関する多機関プロジェクト(UNIAP)により明らかにされた。強制結婚の件数は、ビルマ内務省の報告には、2009年の104件が2010年には122件に増加した。

インテグレートッド・リージョナル・インフォメーション・ネットワーク(IRIN)

ミャンマー：中国への花嫁売買が明らかに（2011年6月2日）

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportID=92868>

アクセス日：2011年6月9日

5月25日 英国政府は、3月13日にビルマ国軍とシャン州北軍との間の停戦協定が破棄されたのを受け、シャン州において人権侵害事件が起きていることに、英国政府は懸念を表明した。

ビルマキャンペーンUK

英政府、シャン州の状況を憂慮（2011年5月25日）

<http://www.burmacampaign.org.uk/index.php/news-and-reports/news-stories/british-government-deeply-concerned-about-shan-state-situation/16>

アクセス日：2011年6月9日

5月24日 ビルマのゲイの人権活動家は、ゲイと性転換者がビルマ当局から虐待や迫害を受けていると非難している。また、彼等は社会や家庭で差別を受けている。しかし、タイのチェンマイで最近開かれたイベントのランゲーンからの参加者によれば、多くのゲイのカップルが人前に現れている、という。

ジ・イラワディ

ビルマのゲイの人権活動家、差別を非難（2011年5月24日）

http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=21347

アクセス日：2011年5月24日

2011年5月23日 国連のビルマ特別報告官のトマス・オジャ・キンタナは、その声明の中で、ビルマの少数民族に対して行われている人権迫害に対する憂慮を表

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 9

明した。また、彼は、ビルマの囚人に対して最近与えられた恩赦は十分なものでなく、ほとんどの良心的な囚人はまだ収監されたままである、と言っている。キンタナ氏は、前向きな動きとしては、最初にして唯一の議会における議論に次の事項が含まれていたことである、と述べている。カレン州における停戦の可能性、ロヒンギャの市民権問題、そしてシャン族の政治囚に恩赦が与えられるか否かという問題である。

人権に関する高等弁務官事務所(OHCHR)

ミャンマーの人権状況に関する特別報告官の声明（2011年5月23日）

<http://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=11046&LangID=E>

アクセス日：2011年5月24日

2011年5月21日 22人のビルマの政治囚は、ラングーンのインセイン刑務所の刑務所環境の改善を求めてハンガーストライキを行った。当局は、抗議運動を起こした囚人の一部は独房監禁とし、一部の者には僻地の刑務所へ移動させるぞと脅した。

BBCニュース

ビルマの囚人、院政ン刑務所でハンスト（2011年5月23日）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-pacific-13503135>

アクセス日：2011年5月24日

2011年5月18日 ミャンマーの首都ネピドー近くのシンテイ駅で鉄道爆破があり、少なくとも2人が死亡し、7人が負傷した。

ジ・イラワディ

ネピドー近くで鉄道爆破（2011年5月18日）

http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=21317

アクセス日：2011年5月24日

2011年5月16日 テイン・セイン大統領は、すべての囚人に対して恩赦を与えることを発表した。死刑は終身刑に減刑、懲役刑は一年減刑というのが恩赦の内容である。しかしながら、一部の政治囚は既に65年も懲役を務めていることから、この恩赦発表は茶番劇のように見える。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ

ビルマ：お笑い草の恩赦、人権改善を誓う（2011年5月16日）

<http://www.hrw.org/en/news/2011/05/16/burma-prisoner-amnesty-mocks-pledge-improve-rights>

アクセス日：2011年5月24日

詳細情報入手に有用なニュースソース

本レポートに示された情報を補足するのに必要な最新情報の入手において有用と思われるニュースソースをウェブリンクと共に以下に列挙する。本レポートの情報源の全リストは、[附属書：参照情報源](#)に示されている。

アラートネット（トムソンロイター）

<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/index.htm?news=all>

- 10 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

英国放送協会(BBC) <http://news.bbc.co.uk>
ケーブルニュースネットワーク(CNN) <http://edition.cnn.com/WORLD/?fbid=i0gUtrVnUAY>
国連インテグレートッド・リージョナル・インフォメーション・ネットワーク(IRIN)
<http://www.irinnews.org/>
ビルマキャンペーンUK
<http://www.burmacampaign.org.uk/index.php/news-and-reports/news>

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

2011年5月16日から6月17日までの間に発刊された、もしくはアクセスされたビルマに関するレポート

内務省は、外部ウェブサイトのコンテンツには責任を負わない。

政治囚のための支援協会（ビルマ）(AAPP)
ビルマの政治囚に関する月別記録（2011年5月更新）
http://www.aappb.org/Monthly_Chronology_of_Burma_Political_Prisoners_for_May_2011.pdf
アクセス日：2011年6月9日

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

基本情報

1. 地理

- 1.01 ビルマ（ミャンマー連邦共和国）は東南アジアの北東に位置する。（2011年2月8日アクセスのEuropa World Outline）[1]（カントリープロファイル）注：「英国のポリシーとしてはミャンマーではなくビルマと呼ぶ。」（2011年4月12日、（外国・連邦省（FCO）カントリープロファイル：ビルマ）[5a]）ビルマは、「…その北西をバングラデッシュとインド、北東は中国とラオス、そして南東はタイとそれぞれ国境を接しており… 2006年に、首都機能はヤンゴン（ラングーン）から新行政センターであるネピドーに移転した。」（2011年2月8日アクセスのEuropa World Outline）[1]（カントリープロファイル）ビルマは677,000平方キロメートル(419,740平方マイル)の国土面積を有する。（2011年4月12日、FCOカントリープロファイル：ビルマ）[5a]
- 1.02 ビルマの人口は推定5,200万人である。ラングーン（ヤンゴン）の人口はおよそ580万人、行政センターネピドーの人口は20万人である。（2010年11月16日、FCOカントリープロファイル：ビルマ）[5a] 2010年7月28日付けの米国国務省(USSD)ビルマに関するバックグラウンド・ノートによれば、「ビルマは、7つの管区（タイン）：イラワディ（エーヤワディ）、バゴー（ペゲー）、マグウェ、マンダレー、ヤンゴン（ラングーン）、サガイン、およびタニンタリ（テナサリム）、および7つの民族州（ピーネー）：チン州、カチン州、カイン（カレン）州、カヤー（カレーニ）州、モン州、ラカイン（アラカン）州およびシャン州からなる。」[7c]（政府）
- 1.03 公用語はビルマ語である。（2011年2月8日アクセスのEuropa World Outline）[1]（カントリープロファイル）多数の少数民族言語がある。シャン語、各種カレン語、カレーニ語、チン語、アラカン語、ジンパウ語、モン語、パラウン語、パラウク語、ワ語およびヤンベ語などである。英語は観光客が多い地域では広く話されている。（2008年12月、USSDバックグラウンド・ノート）[7c] 国民）民族語ウェブサイトによれば、ビルマには100以上の現用言語があると言う。[30a]
- 1.04 FCOのビルマ・カントリー・プロファイル（2011年4月12日更新）にリストアップされているように、主な民族グループは次のとおりである。「バーマ族（69%）、シャン族（8.5%）、カレン族（6.2%）、ラカイン族（4.5%）、モン族（2.4%）、チン族（2.2%）、カチン族（1.4%）、カレーニ族（0.4%）、その他の土着民族（0.1%）、および外国国籍の者（ビルマ系インド人や中華系ビルマ人を含む）が5.3%である。」[5a]
- 1.05 USSDの2010年インターナショナル・レリジャス・フリーダム・レポート（2010年11月17日発行）によれば、ビルマ人の大多数はテラバダ仏教信者である。一方、「主な少数派の宗教グループには、キリスト教徒（主にバプテスト、ローマ正教徒、および英国教会プロテスタントのアングリカ教徒、そして小数のプロテスタント宗派）、イスラム教徒（重荷スンニ派）ヒンズー教徒、中国の伝統宗教および土着宗教がある。」[7b]（セクション I）

宗教の自由のセクションおよび民族グループのセクションも参照。

- 1.06 2011年2月8日アクセスのEuropa World online には、ビルマの国民の休日は次の通
- 12 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

りとなっている。

「1月4日（独立記念日）；2月14日（ユニオンデー）；3月2日（農民の日；1962年クーデター記念日）；3月某日*（タバウンの満月）；3月28日（国軍記念日）；4月13日～16日*（マハ・ティンジャン；水祭り）；4月某日*（ミャンマーの新年）；5月某日*（カゾンの満月）5月2日*（労働者の日）；7月19日（殉教者の日）；7月某日*（ワソの満月および仏教徒受難節始日）10月某日*（タギンユットの満月および仏教徒受難節終日）；10月26日（ディーパウリー）；11月某日*（タザウンダインの祭り）；11月/12月*（国慶節）；12月某日*（カレンの新年）；12月26日（クリスマス）。（注 *：日日・日数は太陰暦による）」[1] (カントリープロフィール)

地図

1.07 国連地図製作課の作成した（2008年5月）ミャンマー（ビルマ）の地図。[2a]



[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

- 14 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

2. 経済

2.01 外国・連邦省(FCO)のビルマのカントリー・プロフィール（2011年4月12日更新）によれば、「経済政策の失政の結果、ビルマは、豊かな天然資源に恵まれているにもかかわらず、世界の最貧国のひとつとなってしまった。経済状況は不安定であり、根本的な構造改革を必要としている。金融部門は脆弱であり、民間部門は小規模で、先行きの知れぬ政治環境とあまたの市場のゆがみの中でもがいている。インフレは依然として続いている。」[5a] (経済)

2.02 ビルマの2009年の国民総生産（GDP）の予則値は275億5,000万ドルとされている。（2010年7月28日、米国国務省（USSD）バックグラウンド・ノート）[7c](経済) 2010年の失業率は5.7%と予想される。（2011年5月4日、中央情報局（CIA）World Factbook（ワールド・ファクトブック））[6a]

2.03 2010年7月28日更新のUSSDバックグラウンド・ノートには、次のように記されている。

「ビルマのGDPは石油・ガス収入のお陰で伸びているが、政権の経済運営の失敗で、ビルマの人々にマイナスの景気スパイラルを負わせる結果となっている。経済の多くの部分に国が深く関与しているが、それは不効率を生み、インフラは疲弊し、法のルールは存在しない。経済改革の見込みは殆どなく、大多数のビルマ国民は、かろうじて最低水準の生活を送らざるを得ない状況にある。インフレは、今はある程度おさまってはいるものの、政府部門の赤字支出と現地貨（チャット）の価値の低下によりインフレ傾向は続き、長年にわたって生活水準を引き下げてきた。インフレは、今後も問題となるであろう。」[7c] (経済)

2.04 国連人権理事会のミャンマーの人権状況に関する特別報告官のプログレスレポート（2月のビルマ訪問の後2010年3月10日発行）には、次のように述べられている。

「ミャンマー政府は、国家予算の80%を軍と国営企業の支出に回しており、国民総生産(GDP)の僅か0.5%を保健部門に、0.9%を教育部門に使っているだけである。知性的な貧困格差は、警鐘に値する。食生活の貧困度最低ライン以下の人の割合は、公式発表では全国で10%とされているが、チン州では40%、シャン州北部では21%、シャン州南部では20%と予測されている。」[32e] (パラグラフ 9899)

2.05 産業の主要品目はとしては、石油・天然ガス、農産物加工、木材・木製品、セメント、建材、銅、錫、タングステン、鉄、薬品、肥料、衣服縫製、ヒスイ、および宝石がある。おもな農産物としては、米、豆類、ゴマ、グラウンドナッツ、さとうきび、硬木材、生魚および魚加工品がある。（2011年5月4日、CIA World Factbook）[6a]

2.06 BBCのビルマのカントリープロフィール（2011年3月30日最終更新）によれば、「軍経営の企業が主要産業をコントロールしており、汚職とひどい経営破たんがブラックマーケットのはびこる経済の顕著な特徴となっている。」[28a]

汚職のセクションも参照。

2.07 賃金について、FCOのレター（2008年1月8日作成のものを2010年6月26日に更新）には、次のように述べられている。

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

15

「ビルマ人の平均年収は30万チャット前後に留まっており、それは下級公務員の賃金にほぼ相当する。熟練労働者の年収はおよそ35万チャットである。地方の最も貧しい未熟練労働者は、単純労働で1日僅か650 チャットしか得られないが、ラングーンでの最低賃金はその倍である。実勢為替レート（ドルベースで働くビルマ人の大多数及びビルマに住んでいる外国人や旅行者はこのレートを使っている）は、1ドル1,250チャット（2008年1月8日時点）で、レートは2007年以来1ドル1,250～1,300チャットで安定している。」 [5m]

雇用の権利のセクションも参照。

- 2.08 実勢為替レートについて、2011年2月15日アクセスのEuropa World onlineは、次のように述べている。「公定レートは1ドル6チャット以下に止め置かれているが、実勢レートは2008年5月には1ドル1,140チャットにまで達し、その後降下したと言われている。」 [1] (経済情勢)
- 2.09 パートナーズレリーフ&デヴェロプメント・アンド・フリーバーマレンジャーズの「難民児童：ミャンマーの国内避難民の児童に対する人権と国際犯罪」と題するレポート（2010年4月付け）は、次のように言っている。「公定為替レートは軍事政権により定められ、2010年1月時点で1米ドル当たり6.3177チャットとされた。ビルマにおける取引のほとんどは、1ドル975チャットの闇レートで行われている。」 [29a] (p v)

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

16 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

3. 歴史（独立（1948年）から2010年11月まで）

- 3.01 下記のパラグラフにおいて、英国からの独立以降のビルマの歴史の概略を述べる。ビルマの最近の歴史についての詳細は、以下の資料に示されている。フリーダムハウスの[Freedom in the World \[14a\]](#)、米国 국무省の[Background Note \[7c\]](#)、[外務・連邦省 Country Profile \[5a\]](#)、および[Burma Campaign UK \[53a\]](#)。
- 3.02 フリーダムハウスの2011年世界の自由に関するワールドカントリーレポート (*Freedom in the World in the World Country Report 2011* ; 2011年5月12日発行) には、1948年の英国からの独立以降のビルマの歴史の概要が次のように記されている。

「ビルマは、1948年に英国支配から独立した。1962年にネ・ウイン将軍率いるクーデターにより選挙で選ばれた民政が倒され、それ以来軍がこの国を支配してきた。国の支配権を持つ革命評議会は、立法、行政および司法の3権を一元支配し、孤立主義的過激社会主義の政治体制を追求した。そのため、かつては東南アジアでも最も豊かな国の一つであったビルマは、ついには同地域で最も貧しい国の一つになってしまった。

「1988年に、学生主導による平和的民主化抗議運動を国軍が武力鎮圧し3,000人ほどが殺されると言う事件が起こったが、この時タン・シュエ将軍率いる軍事体制が一気に権力を握ることとなったのである。これを受け、軍司令部の若手将校が中心になって設立された国家法秩序回復評議会(SLORC)が国を支配することになった。1990年に、30年ぶりに自由な選挙が行われ、国会の485議席のうち392議席を野党の国民民主連盟(NLD)が獲得したが、SLORC は権力を譲ることを拒んだ。それどころか、軍事政権は、選挙結果を無効とし、党指導者アウン・サン・スー・チー女史を含む何十人ものNLDメンバーを投獄すると言う行為に出たのである。同女史は、その後20年間も拘束状態に置かれることになる。同女史には、1991年に、民主主義と人権のために非暴力闘争を行ったことに對しノーベル平和賞が授与された。

「1997年に、SLORCは、国家平和発展評議会(SPDC)に衣替えした。2000年の終わり頃から、政府は、アウン・サン・スー・チー女史との対話を始め、2002年半ばまでには、NLDに対する規制を緩和する方向を示した。しかしながら、NLDの蘇生は、2003年の前半には軍政の中の強硬派の間に明らかな苛立ちを巻き起こした。その年の5月30日には、SPDCの武装集団がNLDのパレードの車列に奇襲をかけ、沢山のNLD幹部とサポーターが死亡するという事件が起こった。この襲撃事件の後、政治活動家、ジャーナリスト、学生などの逮捕・拘束が続いた。

「2007年8月と9月に、ここ20年近くの中では最大のデモが全国各地の町々で行われた。燃料価格が500%も値上がりしたことがきっかけであった。多くのデモの先頭に立ったのは、1988年の抗議運動を起した反政府活動家グループの88世代青年党であった。抗議運動は拡大し、民衆の支持を受けた仏教僧侶・尼僧まで巻き込んだ。軍隊、機動隊、連邦団結発展協会(USDA)の民兵部隊およびスワン・アール・シン民兵部隊が残虐行為を働き、少なくとも31人を殺害した。官憲の弾圧は主要な宗教的な場所をねらい、公衆の面前で人々に殴打を与えたり、銃撃を加えたり、僧侶を拘束したりした。そのため、ビルマの多くの人々の目には体制の非合法性を映しているように見えた。」 [14a]

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

憲法に関する国民投票（2008年）

- 3.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチの「“私は人々を助けたい”：サイクロナルギス災害後のビルマにおける国家管理と市民社会」と題するレポート（2010年4月28日）には、次のように述べられている。

「15年にわたる長い抑圧的なプロセスを経て、ようやく、2008年に、憲法草案に関する国民投票が全国的に行われた。1990年の総選挙においては国民民主連盟（NLD）が圧倒的勝利をおさめたが、時の軍事政権（国家法秩序回復評議会：SLORC）は、NLDが議会（ピトゥ・フルトーと呼ばれる人民代表院）を招集することも、新政府を樹立することも許さなかった。かわりに、新憲法起草のための全国会議を設置した。新憲法起草プロセスは、大幅な遅れの後、2007年9月の仏教僧侶先導のデモの直前になってようやく終了した。憲法草案の正式版は、2008年5月の国民投票の2か月前の3月に、ごく限られた出版物にて一般公開された。憲法草案には、圧政的な条項がふんだんに取り入れられている。たとえば、軍将校のために一定の議席が確保されていること（下院の議席の4分の1、上院の3分の1）、国軍のための広範囲の権限（主要大臣のコントロール、民事裁判の免除など）、および国民の基本的権利を制限するような条項がある。」 [39g] (IV. 憲法国民投票)

- 3.04 上記レポートには、また、次のように記している。

「サイクロナルギスの襲来からちょうど8日後に、SPDC（国家平和発展評議会）は、長年の懸案であった新憲法に関する国民投票を実施することとした。サイクロに被災したいくつかのタウンシップについては投票を2週間だけ延期することとした。ところが2週間たっても、100万人を優に超す被災者たちには何の支援も届いていないという現実があった。差し迫った憲法国民投票は、サイクロン直後の救援プロセスをSPDCが政治問題化したことを如実に表している。軍の幹部将校と信頼を受けたGONGO（government organised nongovernmental organisations：政府が作った非政府組織）の代表者たちに人目を引く社会的役割を与えるなどしたのである。」 [39g] (IV. 憲法国民投票)

憲法のセクション、政治的所属：政治囚のセクション、および人道的問題：サイクロンネルギスの項も参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

2010年総選挙への高まり

- 3.05 外国・連邦省（FCO）のビルマのカントリー・プロファイル（2011年4月12日更新）には次のように記されている。

「極めて制約の多い規制条項を含んだ選挙関連法が2010年3月初めに発布された。国内および欧米の情報筋からは、これらの法律は自由で公平な選挙を排除するものとの批判が上がった。最も批判が多かったのは次のような点にあった。

- 18 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

- ・ 国家選挙委員会に独立性が欠如していること。
- ・ 政党の資金支援や選挙運動に対する制約があること。
- ・ 政治囚による政党結成、候補者擁立、および投票が禁止されていること。
この禁止条項は、アウン・サン・スー・チーおよび2,100人以上に及ぶ政治囚に適用されることになる。
- ・ この選挙関連法は、明らかに1990年の選挙結果を無効としていること。

「これら選挙関連法が正当性を欠いている最も大きな要因は、アウン・サン・スー・チーNLDが選挙をボイコットすることを決め、政党登録抹消・党解体の処分を受けることになった点である。[5a] (政治)

3.06 2011年世界の自由カントリーレポートには、次のように書かれている。「政府は、2011年9月に正式にNLDの解党を決定したが、NLDは依然として政治活動を行っており、人々に選挙をボイコットするよう訴えている。」 [14a]

3.07 FCOは、2011年3月31日付けの2010年人権と民主主義に関するレポート（2010年FCOレポート）にて、今回発布された選挙関連法規につき次のように言っている。「...仏教徒、キリスト教徒、およびヒンズー教徒などの宗教グループが政治活動に参加することを禁ずるこれまでの制限を引き継ぐものだ。」 [5y] (p144)

信教の自由のセクションも参照。

3.08 FCOビルマのカントリー・プロファイル（2011年4月12日）には次のように記されている。

「計47の地域的、全国的政党が選挙委員会に登録した。その中には、解党となったNLDの元メンバーが新たに結成した国民民主勢力も含まれている。47の登録のうち、42が承認され、5つはその候補者数が選挙関連法に定める最低数に満たないとして登録が却下された。登録承認された政党のうち大多数は、民族系の政党である。全国的に候補者を立てることのできる政党は二つだけである。体制の支配下にある連邦団結発展党(USDP)および国民統一党(NUP)である。」 [5a] (政治)

3.09 2011年世界の自由カントリーレポートには、次のように書かれている。

「6つの民主系政党が連合し、多民族の“民主友好グループ”を結成したが、反政府グループは、依然として結束が緩く、弱体で、官憲の監視とハラスメントにさらされている。これ等政党は、厳しい制限の下で選挙運動を行っている。かれらは、旅行、ラジオ・テレビへの出演、出版物配布などは行うことが出来る。しかしながら、一部の選挙運動用資料や演説内容は検閲の対象になっている。集会でのシュプレヒコール、旗振り、行進などは禁じられている。党本部の外で集会を開こうとする政党は、一週間前までに政府の許可を取得する必要がある。このような制約の中でも、集会は鋭意開かれている。」 [14a]

3.10 2010年FCOレポートは、次のように言っている。「政党は、選挙運動を展開することを許されず、11月の選挙に向けての準備期間中に体制批判の政策を発表することも許されない。2010年6月に発布された選挙運動規制規則によれば、政党は、公開演説には事前許可取得が必要とされ、党本部以外で旗やスローガンを用いることを禁止されている。選挙運動用の資料（テレビ放送の内容を含む）は、国家検閲委員会への提出が求められている。」 [5y] (p143)

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 19

- 3.11 2011 年世界の自由カントリーレポートには、次のように書かれている。「投票に先立ち妨害の可能性を排除しようとする明らかなたくらみの下に、当局は、2009 年中を通じて反体制分子を逮捕し投獄してきた。政治活動家や労働運動家からアーティストやブロガーにまで及ぶ300人以上の活動家が、裁判で厳しい判決を受けた。一部には100年以上の懲役刑を言い渡された者もいる。」 [14a]

言論と報道の自由のセクションも参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

4. 最近の進展（2010年11月～2011年3月）

2010年11月の総選挙

- 4.01 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2011年1月24日発行の、2010年の出来事をカバーした2011年ワールドレポート（HRWレポート）で、次のように言っている。「11月、ビルマでは長年の懸案であった総選挙が行われた。選挙は、軍支配の政党にきわめて有利な法規則の下で、脅迫、抑圧、汚職の蔓延の中で行われた。」 [39e]

- 4.02 人権擁護者と抗議者のネットワークによるレポート（2010年12月）は、ビルマの選挙に関して、次のように述べている。「我々は、組織的な不規則性と不正の事例を監視し、記録した。選挙前後および投票日当日に次のような不穏当な行為が見られた。事前投票の強制集票、贈収賄、票の売買、脅迫、威嚇、投票所係官のバイアスのかかった扱い、などである。」 [57a] (p50)

- 4.03 ジェーンの2011年1月11日更新のセンチネル・カントリー・セキュリティ・アセスメントのミャンマーの国内事情のセクションには、次のように述べられている。

「2010年4月下旬に、ミャンマーのテイン・セイン首相は、USDP（連邦団結発展党）という新政党を設立した。これは大方の見るところ軍の代理政党である。USDPは、2,460万人のメンバーを持つ国で最大の社会組織であった軍系の連邦連帯発展協会(USDA)を衣替えしたものである。1993年以来、USDAは軍政権（国家平和発展評議会：SPDC）から要員を受け入れ、支援を受けてきた。今日まで、その目的は軍とその政治に民間支援を引きつけることにあった。特に、反政府勢力と対峙している時にはそれが重要となる。新設のUSDPは、2010年11月の総選挙においては、SPDCの手先として機能し、1,163人の候補者を立て、最大勢力となった。選挙から2日後に、USDPは議席の80%を獲得したと宣言した。」 [8a] (政党)

- 4.04 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）は、そのビルマに関するカントリーレポート（2010年12月1日）にて、次の様に述べている。

「USDPは、20年ぶりに行われた11月7日（2010年）の選挙で圧倒的な勝利を収めた。選挙結果が公表される前に、USDP職員は、80%の票を獲得したと述べた。また、投票率は70%前後であったとしているが、地方の投票率はこれより低いところが多かったと言われている。最終結果発表によれば、USDPは民族代表院で168議席のうち129議席を獲得した。この勝ちパターンは、人民代表院でも繰り返され、

- 20 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

330議席のうちUSDPは259議席を獲得した。もう一つの軍系の政党であるNUPは、大敗を喫し、両議会とも少しの議席しか獲得できなかった。その結果、USDPのみが選り抜きの軍系政党となったのである。（NUPはビルマのかつての絶対的指導者のネ・ウインが1990年の選挙を戦うために設立したものであった。その選挙でも手痛い敗北を喫した。同党は、一部の退役軍警備隊員や著名ビジネスマンとつながりがあるが、きわめて不人気の政党である。）14の州議会と地方議会でも、USDPは議席の75%近くを獲得している。」

「NLDなきあと主要民主化政党となった国民民主勢力(NDF)は、行く手を遮る幾多の困難にもめげず、いくつかの議席を獲得した。民族代表院で4議席、人民代表院で8議席を獲得した。多くの少数民族系の政党も、地方部では善戦した。たとえば、ラカイン民族発展党は、民族代表院で7議席と人民代表院で9議席を獲得、シャン民族民主党(SNDP)は人民代表院で18議席と民族代表院で3議席を獲得した。少数民族政党の大健闘のため、選挙委員会（EC）は約150万人を擁する少数民族優勢の州の多くの地域での投票をキャンセルさせることが出来なかった。それらの地域では地方の政党がUSDPよりも有利と予想されていた。さらに、著名な少数民族政党や候補者は選挙に出ることを阻まれた。」[46d] (政治的場面：不正投票の疑惑の中で、USDPが圧倒的勝利を収める。)

- 4.05 2011年2月16日アクセスのヨーロッパワールドオンラインには、選挙結果が次のように記録されている。

政党	獲得議席数（下院）
連邦団結発展党	259
シャン民族民主党	18
国民民主勢力	12
国民統一党	12
ラカイン民族発展党	9
全モン地域民主党	3
パオ民族機構	3
チン民族党	2
チン進歩党	2
パロン・サワウ民主党	2
ワ民主党	2
その他	6
軍任命議員*	110
合計	440

* 国軍の最高司令官により任命された軍の代表 [1] (政府および政治：行政)

- 4.06 英国を拠点とするビルマ解放戦線(BLF)は、2010年10月16日、次のように報告している。BLFが得た情報によると、在ロンドンのビルマ大使館は、在英ビルマ人のうちごく限られた人、大使館とつながりの深い人あるいは軍政を支持する者にのみ2010年の選挙投票への招待状を送ったとのことである。BLFによれば、11月7日に予定される選挙の事前秘密投票を10月16日に大使館で行ったが、大使館は、英国に住むビルマ人の大多数には知らせなかった、とのことである。[58a]
- 4.07 日本、ロシア、フィリピン、米国などビルマ国外での選挙投票について報じた2010年10月20日のミズィマニュースによれば、選挙権のある在英ビルマ人はおよそ1

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 21

万人であったと言う。[33b]

- 4.08 さらに、BLFによれば、一部の在英ビルマ人がロンドンのビルマ大使館で投票を試みたが、守衛に追い払われた、とのことである。[58a]
- 4.09 BLF は次のようにも言っている。一部の” 厳選された “人にのみ投票を許すやり方に抗議して、BLFのメンバーが2010年10月16日の朝9時から午後3時まで大使館前でデモを行った。[58a]
- 4.10 2010年11月7日、ビルマの総選挙に抗議していくつかの国でデモが行われた、とジ・イラワディは報じている。そのレポートによれば、最大のデモはロンドンのもので、民族グループを含む16の組織から700人前後の人が参加した。[26e]

政治的所属：ビルマ国外でのデモのセクションも参照。

- 4.11 ジャーナリスト保護委員会(CPJ)は、その2010年報道への攻撃：ビルマと題するレポート（2011年2月15日発表）で、次のように言っている。

「CPJ の調査によれば、軍政権当局は、選挙関連の報道を検閲・規制し、現地語の出版物を発禁とし、インターネットのサイトを攻撃し、国外追放ニュース局の覆面レポーターを投獄している。10月（2010年）、政府支配下の連邦選挙委員会は、選挙報道をしようとする外国ジャーナリストの入国を許可しないことを発表した。ニュースレポーターによれば、同委員会のテイン・ソー委員長は、外国の報道機関はビルマにローカルスタッフを持っていると言ってこの入国禁止措置を正当化した。バンコクベースおよびシンガポールベースの外国ジャーナリストがCPJに語ったところによると、ワーキングビザの申請は却下されたが、何人かのレポーターは観光ビザで入国することが出来た、とのことである。」 [15a]

- 4.12 外務・連邦省(FCO)の2010年人権と民主主義に関するレポート（2011年3月31日付け）には、次のように述べられている。

「先の選挙は著しく欠陥を持ったものであったのだが、ビルマにおける政治論争の巻き返しはあまりなく、公開ベースでの政治談議も安全に行われるという報告がある。アウン・サン・スー・チーの解放後、彼女についての国内報道は厳しく検閲され、いくつかの新聞は彼女の写真を掲載したため発禁処分を受けた。しかし、同女史は内外のメディア、NGO（非政府組織）、および外交界からのコンタクトにおいて自由に発言することが許されている。」 [5y] (p143)

言論と報道の自由のセクションも参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

アウン・サン・スー・チーの解放

- 4.13 EIU は、ビルマに関するカントリーレポート（2010年12月1日付け）の中で、反体制指導者アウン・サン・スー・チーが国政選挙の6日前の2010年11月13日に解放されたと報告し、次のように書いている。

- 22 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「かつての国民民主連盟(NLD)指導者のアウン・サン・スー・チーは、過去21年間のうち15年を自宅軟禁ないし獄中で過ごした。最近の拘束は2003年に始まり、最初1年間の自宅軟禁であったのが6年におよんだ。その後、彼女は2009年8月に懲役刑の判決を受けた。(米国国籍の男が彼女の家押し入り、自宅軟禁令の条件に違反する結果を招いたためである。)しかし収監されることはなく、自宅で刑を務めることが許され、この年の11月に軟禁期間が終了したのである。当初政府は、おそらく、アウン・サン・スー・チーの解放予定日の前に選挙を完全に終わるような日程を考えたと思われる。彼女の政党が、今回の選挙は自由と公平性を持たないものであるとしてボイコットすることを決めていたのだが、政権は、選挙前にこのカリスマ性を持ち人気のある民主化の象徴を解放することには気が進まなかったのであろう。」[46d] (政治的場面：アウン・サン・スー・チー、自宅軟禁を解かれる。)

- 4.14 一部の報告によると、アウン・サン・スー・チーの解放は、11月13日の午後5時ごろに、推定1万人の支持者の前で行われ、彼女はそこで10分間の演説を行った。(2010年11月13日のジ・イラワディ) [26c] 彼女の解放はビルマおよび国外の多くの人達から歓迎されるなか、ビルマの刑務所に拘束されている2,100人の政治囚の釈放を求める声が上がっている。(2010年12月1日付けEIU カントリーレポート) [46d] (政治的場面：アウン・サン・スー・チー、自宅軟禁を解かれる。)

- 4.15 EIU は、そのビュースワイヤー（2011年1月5日付け）にて次のように報告している。

「アウン・サン・スー・チーの解放後の陶醉感にもかかわらず、民主化運動は厳しい環境の中にある。集会の自由は制限されており、実際上は言論の自由はなく、すべての国内メディアは厳しい検閲を受けている。NLD（国民民主連盟）はもはや合法的政治団体ではなくなり、2010年11月下旬に最高裁の決定が下り、NLDの解党決定に抗議する上告は却下された。(選挙委員会によれば、選挙に参加するための登録を怠った政党は法的政治団体としてのステータスを失うことになる。NLDの主張するルールは、新設の政党にのみ適用されるべきであり、まだ廃止されていない以前の法律の下で設立された政党には適用されない、とされた。) NLD リーダーは、彼女とそのパーティーが達成できることの可能性を探ってきた。彼女は、NLD単独では変化をもたらすことはできないとし、人々に、民主化運動に参加して自ら行動を起こすよう訴えている。」[46c]

国会開催

- 4.16 ビルマの国会（上院・下院合わせて664議席）は、2011年1月31日に、20年ぶりに召集された。国会は体制リーダーのタン・シュエ將軍の支持者が大勢を占めており、一般国民、ジャーナリスト、外交団などは議場に入ることが出来ない。下院議長には、軍事政権の有力な支持者のシュエ・マン將軍が選出された。憲法により、国会議長は、議会における動議や提案を承認又は却下することが出来る。(2011年31日付けフィナンシャルタイムズより) [55a]
- 4.17 EIUは、2011年2月2日付けのカントリーレポートにて、ビルマで2008年憲法の下に結成された新国会について、次のように記している。「...新立法府の議席の4分の1は軍の任命する議員のために確保されているが、1月（2011年）に国家平和発展評議会(SPDC;軍部支配政権)が発表したところによると、388人の軍人が議員に任命された（上院に110名、下院に56人、州議会などの地方議会に222人）。議員に

任命されたのは、主に軍の下級将校であったようである。」[46b] (政治的場面：ミャンマーの新国会が開会。)

- 4.18 また、上記のEIUレポートには、次のように記されている。

「反政府グループの議員も、開会議事に参加した。彼等は軍事政権の選挙工作に関心があったのだが、議会に出席した議員達は、議事をボイコットしないことを決めた。その代わり、正式な野党である国民民主勢力（NLF）の幹部議員の一人が言うように、“国民に代わって“立法に何らかの影響を持つ可能性を残す道を選んだのであった。しかしながら、厳格な国会規則・手続きによれば国会議員の法案提出には制限があり、野党の議席も限られているという現実がある。NLFの議席は、下院ではわずか4つであり、上院でも12議席しか持っていない。少数民族政党のうち最大のシャン民族民主党の議席も全国の議会を合わせて21議席である。全体的に見ると、議会で1議席以上を持っている少数民族政党は17党となる。」[46b] (政治的場面：ミャンマーの新国会が開会。)

- 4.19 2011年3月30日のBBCニュースは次のように報じた。国営テレビによれば、ビルマの軍事政権は、議会における文民政権の新大統領の宣誓式をもって正式に解散した。同レポートは次のように言っている。

「過去20年にわたってビルマを支配してきたタン・シュエ将軍は、ビルマ国軍の長としての最後の公式な役目を終えた。...ある将校がAFP（フランス通信）に語ったところによると、ネピドーにおける今朝の国会で、大統領、2人の副大統領、将校および大臣から成る総勢58人の新閣僚が宣誓を行った。ビルマ国軍の最高司令官にはミン・アウン・フライン将軍が任命された。ある議員がBBCビルマに語ったところによると、彼は、タン・シュエの主要支持者であるテイン・セイン前首相の大統領就任式に出席した。新国会議員の宣誓式により、軍政から文武混成政権への権力の移管が完了したことになる。」[28d]

政治体制のセクションも参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

5. 憲法

- 5.01 ジェーンは、2011年1月11日発表の*センチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ビルマの内政*において、新憲法は、2010年11月7日の選挙後に召集された国会の承認を受けて発効されることになるとし、次のように記している。

「2008年5月10日に行われた憲法に関する国民投票により、1988年に権力掌握後に軍が設立した行政機構を基本的に認め、合法化する憲章が承認された。国民投票は、2度行われた。サイクロナルギスに被災したイラワディデルタの5つのタウンシップとヤンゴン（ラングーン）管区の40のタウンシップの有権者は、その他の地域の投票日（5月10日）から2週間後に国民投票を行うことが認められたのである。当然予想されたことだが、軍事政権は、国民投票の投票率は98%近く、92%の選挙区で憲法草案が承認されたと発表した。憲法草案作成には16年近くが費やされた。憲章の基本原則の草案を作成する委員会である憲法国民会議の第1回会議開催は1993年にさかのぼる。当時、1990年の総選挙で勝利した国民民主党

- 24 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

(NLD)は軍に受け入れられる様な憲法草案を作成することが出来なかったために草案作成委員会が設置されたのであった。」[8a] (政治体制：憲法)

5.02 さらに、ジェーンは次のように述べている。

「新憲法で革新的な部分の主なものとしてあげられるのは次の点である。新たに設けられた二院政の立法議会（ピーダウンスー・フラトー）および14の州・地域などの一院制立法議会に対し文民政党が影響力を行使できることである。しかしながら、軍部の影響力はいろいろの面で行き渡っている。行政府の長である大統領は、上院と下院で選出され、国軍の最高司令官と権力を分かち合う。後者は、下院ピトゥ・フラトー（人民代表院）と上院アムヨタ・フラトー（民族代表院）の議員の25%を任命する権限を持つ。文民議員は軍代表議員より議席数が多いため軍人議員の異義を封じることが出来るのだが、そのためには全会一致（不可能に近い）が必要となる。」[8a] (政治体制：憲法)

5.03 外務・連邦省(FCO)のビルマに関するカントリーレポート（2011年4月12日更新）には、次のように述べられている。「2008年憲法は、軍のルールを浸透させるように作られている。国会の議席の25%は軍任命の議員のための議席として確保されている。そして、憲法改訂には国会の75%以上の絶対多数の賛成を必要とすることになっている。国の安全に対する明らかな脅威が認められる場合には、軍が行政と司法を直接支配する権限を持つこととなっている。また、憲法には、SPDCメンバーの過去の罪や人権侵害を免責とする条項がある。」[5a] (政治)

5.04 オーストラリア国立大学(ANU)の大洋州・アジア研究所のウェブサイトにも、2008年9月付けのミャンマー連邦共和国憲法のコピーが掲載されている。[47]

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

6. 政治体制

6.01 ビルマは、2010年の総選挙以前は、軍の機関である国家平和発展評議会(SPDC)により支配されていた。「...行政府のコントロールは、中央政府が下部の執行機関および地域の軍司令官を通じて行われてきた。権力はSPDCに集中しており、SPDC は徹底した独裁体制を敷いて国民を支配していた。全国に広がる治安機関により人民を脅し、軍主導の経済的支援システムをとり、厳しい検閲制度を敷き、個人の権利を抑圧し、少数民族グループを弾圧してきた。」(米国国務省の2010年7月28日付けのバックグラウンド・ノート：ビルマより) [7c] (政府および政治状況)

6.02 フリーダムハウスの2011年世界の自由にかんするカントリーレポート（2011年5月12日）は2010年の出来事を記述しているが、次のように記している。

「ビルマの体制は、選挙に基づく民主主義体制ではない。軍事政権が長く統治してきた。軍政が行政、立法、司法のすべての権力をコントロールしており、基本的権利のほとんどすべてを規制し、刑事免責の下に人権侵害を犯している。軍事政権は、2010年に予定された総選挙に向けて周到に選挙の枠組みを作り上げた。それは自由で公平なものではなかった。選挙を有効なものとする 2008年憲法の起草プロセスは、過去15年間にわたり断続的に進められてきたのだが、軍によりしっかりコントロールされ、主要な関係者を排除してきた。憲法の憲章は議会制

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 25

と文民大統領制を規定しているが、同時に軍の優勢を強固なものにするものでもあった。軍は“連邦の分裂や国家の団結”が危機に瀕したと認められる場合は民政にとって代わることができる、としている。」[14a]

- 6.03 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)は、2011年2月1日のビューワイヤにおいて、次のように報じている。2010年11月の選挙を受け、「ミャンマーに新しい議会制度が誕生した。国家レベルのアムヨタ・フラトー（民族代表院：上院）とピトウ・フラトー（人民代表院：下院）、さらに14の州レベル・地域レベルの議会がある。理論的には、2011年1月31日にこれら議会が結成されたことで、新しい政治時代の幕開けを迎えたことになるのだが、現実には、軍とその文民支援者が議会のすべてで優勢を保っている。」[46e]

- 6.04 2011年16日アクセスのヨーロッパワールドオンラインには、次のように述べられている。

「2008年憲法により二院制のピーダウンスー・フラトー（連邦議会）が制定された。440議席のピトウ・フラトーと224議席のアムヨタ・フラトーの二院制である。両議会の議席の25%は軍任命の軍人議員のために確保されている。2010年11月7日、ピーダウンスー・フラトーの両院の議員と14の州・地域議会の議員を選ぶ多政党総選挙が行われた。選挙は過去20年以上一度も行われていなかった。」[1] (政府および政治：立法府)

- 6.05 また、上記サイトには、次のようにも記されている。「アムヨタ・フラトーは168人の文民議員（7つの州と7つの地域夫々から12人ずつ）および国軍の最高司令官に任命された56人の軍人議員から成る。」[1] (政府および政治：立法府)

最近の進展のセクション、憲法のセクション、および政治的所属のセクションも参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに戻る](#)

- 26 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

人権

7. はじめに

- 7.01 ジェーンの2011年1月11日更新のセンチネル・カンントリー・リスク・アセスメントのミャンマーの国内事情のセクションには、ビルマについて次のように記されている。

「...人権に関しては世界最悪の国である。政府を批判する者（実行犯も未遂の者も）の逮捕が続いており、拷問や虐待は日常茶飯事である。国際的人権団体は政治犯および刑事犯の囚人との面会申請を繰り返してきたがいずれも拒否されている。2005年以降、国際赤十字委員会(ICRC)は、刑務所のモニタリングを休止している。それは、すべての囚人面会にはICRCが同行すべしという制約を政府が課したからであった。」 [8a] (人権)

刑務所の環境のセクションも参照。

- 7.02 ヒューマン・ライツ・ウォッチの2011年1月24日発行の2011年ワールドレポート（HRWレポート2011）は、2010年の出来事を収めているが、次のように述べている。

「ビルマの人権事情は2010年においても悲惨な状況にある。2010年には20年ぶりに多党制総選挙が行われたのだが、人権事情は改善されていない。政権を支配する国家平和発展評議会(SPDC)は、国民の基本的自由を組織的に制限し、政治参加を厳しく規制してきた。表現の自由、結社・集会の自由、報道の自由なども厳しく抑えられている。2,100人以上の政治囚の釈放に関しても、この年政府はこれと言ったアクションを取らなかった。唯一、11月13日にノーベル平和賞受賞者のアウン・サン・スー・チーが釈放されたことがあった。

「ビルマの内紛に係るすべてのグループによる著しい国際法違反に関する訴えが国際調査委員会に数多く寄せられた。ビルマ国軍は、紛争地域の人々に対する人権侵害を犯している。強制労働、法廷外処刑、強制追放などがそれらの人々に対して広く行われている。民族グループの軍隊もかなりの侵害行為を行っているものと思われる。児童兵士の徴募、ビルマ人捕虜の処刑、民間人居住地域における対人地雷の無差別敷設などが行われている。」 [39e]

- 7.03 米国国務省の2011年4月8日発行の2010年人権状況カンントリーレポート（USSD レポート 2010）の序言には次のような記述がある。

「ミャンマー軍事政権は、政権交代を求める人民の権利を制限し、厳しい人権侵害を続けている。政府の治安部隊は、法廷外処刑、獄中死の放置、拉致・行方不明、強姦、拷問などを行っている。政府は、市民活動家を起訴もせず無期限に拘禁している。さらに、政府支援の巨大組織が人権活動家や民主化活動家に対する嫌がらせ、虐待、などを行っている。政府は囚人や拘束者を虐待し、囚人を死の脅威を感じるような厳しい環境に置き、あたりまえのように隔離拘禁を行わない、恣意的に政治的動機ありとみなして市民を投獄している。軍は少数民族の村々の襲撃を続け、人々を死亡させ、強制移動させ、その他の侵害行為を行っている。政府は、日常的に市民のプライバシーを侵害し、言論、報道、集会、結社、信教、

移動などの自由を制限している。政府は、国内の非政府人権組織(NGO)が独自の活動を行うことを認めておらず、国際的 NGO も困難な環境に置かれている。女性に対する暴力と社会的差別も続いており、児童兵役、少数民族への差別待遇、人身売買（特に女性と子供）も同様である。労働者の権利も制限されたままである。また、子供を含む強制労働も存続している。政府は、これらの人権侵害行為を行う者を告訴したり罰したりするために特段のアクションを取っていない。

「少数民族武装グループおよび一部の停戦中のグループ（民族系武装ゲリラ）も、人権侵害を行っているとされている。強制労働、児童兵士の雇用などが行われている。

「政府は、2010年11月13日から自宅軟禁におかれていた国民民主連盟(NLD)書記長のアウン・サン・スー・チーを釈放した。監禁条件に違反したことで受けていた拘束刑期が満了となったためである。」 [7a]

- 7.04 アムネスティ・インターナショナルの2011年アニュアルレポート：世界の人権状況（2011年5月12日発表）は、2010年の出来事をまとめており、次のように述べている。「軍は、石油・ガス開発、鉱山開発、水力発電開発などのプロジェクトにおいて強制労働、殺人、殴打、土地没収などを行っている。当局は、プロジェクトに反対していると思われる村人人達もしくはプロジェクトに疑問を持っていると思われる人々たちへの攻撃を続けている。」 [12e] (開発関連の人権侵害)

- 7.05 タイに拠点を置くビルマ人権教育研究所(HREIB)は、忘れられた未来：ビルマにおける武力紛争の被害を受ける子供達と題する2008年9月のレポート(HREIB レポート)の中で、次のように述べている。「ビルマ国軍および非政府武装部隊は、地雷をまき散らし、14の州・管区のうち10か所で人身事故を起こしている。これらグループは、地政学的な支配を獲得すべくゲリラ戦術を行使している。」 [64a] (p40)

- 7.06 また、上記レポートには次のようにも書かれている。

「紛争地域では、他の地域に比べて明らかに危険な所はいくもあるが、完全に安全といえる所は限られている。それらは行政状況により異なる。たとえば、NSAG（非政府武装グループ）の支配するブラックエリアでは、国軍兵士は人を見つけ次第撃つことが許されている。それにもかかわらず、それら地域の一部の住民たちは、地元のNSAGからある程度保護され、味方のパトロールとうまくやっており、ある程度の自治が保証されている。ブラウンエリアでは、激しい対立がありしばしば戦闘が繰り広げられている。これ等の地域の住民は激しい戦いに遭遇し、何日も、時には何か月もじっとジャングルに隠れていなければならないこともある。国軍が平定しているホワイトエリアでは、戦闘に遭うことはほとんどないが、国軍兵士による頻繁な家宅搜索と移転計画が地元社会を悩ませている。」 [64a] (p41)

治安部隊のセクションおよび非政府武装部隊による人権侵害のセクションも参照。

- 7.07 外務・連邦省は、2010年人権と民主主義に関するレポート（2011年3月31日）の中で、次のように述べている。

「ビルマでは、強制労働が広く行われている。国際労働機関は、個人が政府に不満を訴えることを許すメカニズムを推進しており、いくつもの訴えが当局に寄せられている。しかしながら、体制側はそのような不満の訴えには政治的動機があ

- 28 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

るとみなす傾向があることに懸念が残る。国際労働機関が2010年に努めて行ったのは、不満訴えのメカニズムへの人々の関心を全国的に広げること、そして、政府は訴えを待つだけでなく積極的に強制労働（軍部の中のものも含む）の事例を捜すよう促すことであった。」 [5y] (p141)

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

8. 治安部隊

- 8.01 タイに拠点を置くビルマ人権教育研究所(HREIB)は、*忘れられた未来：ビルマにおける武力紛争の被害を受ける子供達*と題する2008年9月のレポート(HREIB レポート)の中で、次のように述べている。

「ビルマは、外国から国家の安全を脅かされるような状態にはないが、SPDC（国家平和発展協議会）は、軍の規模と能力を拡張すべく絶え間なきキャンペーンを行ってきた。ここ10年、ビルマ軍の最高司令官は軍の戦力増強を駆り立てることに熱心で、兵力を50万に伸ばす計画を立ててきた。特に自然資源の開発による所が大きいが、ビルマの経済力が高まるにつれ、全国で進められているインフラ開発プロジェクトを警護する軍隊も増強する必要性も高まっている。軍の大部隊がプロジェクトの実施現場の警護にあたり、時には労働力の提供も行っている。武装グループによる妨害の脅威が伴うハイウエー、道路、鉄道、ダムといったインフラの工事現場における軍の警護が求められている。」 [64a] (p50)

警察

- 8.02 ジェーンの2011年1月5日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマーは、警察部隊は約7万2,000人を擁し、全国のすべての人口集積地に警察駐在所を置いている、と報告している。同レポートは、更に次のように続けている。

「内務大臣のマウン・オー少将が警察部隊の監督責任を持っている。警察部隊には次のような部隊が含まれる。暴動鎮圧の機動隊（ロン・フテインと呼ばれる）、公安部隊、特別捜査局、犯罪捜査部、及び通常の地区警察部隊である。警察庁長官はキン・イ准将である。ミャンマー警察の組織には、本部、州警察・管区警察、特別部隊、訓練所、予備部隊、および警察大隊がある。全部で15の州・管区警察がある。首都のネピドー警察と他に3つの州警察が含まれる。9つの自警団的な警察大隊（ロン・フテインと呼ばれる）は、主にヤンゴン、マンダレーおよびラカイン州に配置されている。

「他に内務省管轄下にあるがミャンマー警察部隊とは独立の存在の法執行機関としては、次のようなものがある。経済犯罪や汚職などを取りしめる特別捜査局、“政治”犯罪を取り締まる役割を持ち、過去4年に政治的反体制分子の監視において存在感を高めてきた特別支部（公安部隊）、犯罪捜査部、鉄道警察部、および都市開発部である。予備部隊は、ハイウエーパトロールおよび油田の治安維持の役割を持ち、州・管区警察に所属している。」 [8a] (警察)

- 8.03 米国国務省の2011年4月8日発表の*2010年人権状況に関するレポート*（USSD レポート2010）には、ビルマについて次のように述べられている。

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

29

“警察部隊は、行政組織上は内務省に属している。軍治安部(MSA)は、国防省に属している。MSAの職員及び公安部隊(SB)の職員は、政府にとって脅威と見なされる“政治犯”容疑者を拘束する責任を持っている。

「治安部隊は、住民をしっかり監視しており、恣意的拘束の脅威を与え、小ビジネスの閉鎖命令を出すなど個人の生活にも脅威を与えている。

「刑事免責は極めて問題である。今のところ、治安部隊による人権侵害行為を調査する法的メカニズムはなく、政府は、治安部隊の改革にさしたる措置も講じていない。」 [7a] (セクション 1d)

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

軍隊

8.04 ビルマ軍（タマドー）の勢力は、35万人から40万人に達する。（ジェーンの2011年3月25日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマー）[8a]（軍隊）

8.05 陸軍が国軍の最大の勢力を持ち、30万から35万人を有する。ミャンマー軍は伝統的に国内治安作戦のために構成・配置されてきた。主要な人口集積地における内乱を鎮め、地方部では共産主義ゲリラ、民族分離活動家グループ、麻薬王の軍隊などによる反政府活動の鎮圧作戦を行っている。...」しかしながら、1989年以降は、「...国境防衛を含む従来型の防衛の役割に大きな重点を置くようになった。また、一般のインフラ開発プロジェクトへの参加も優先度が高くなってきた。もっとも、そのために強制労働を多用したことから国際的に悪名を高めることになった。」（ジェーンの2011年3月25日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマー） [8a] (軍: 配置、任務および作戦)

8.06 また、上記レポートには、次のようにも書かれている。「軍の下士官クラスの士気は概して低く、捕まると重い罪になるにもかかわらず脱走がしばしばある。過去の脱走はほとんど下士官に限られていたが、最近是将校の脱走がいくつか表ざたになり、軍を困惑させているだけではなく、秘密核計画が漏えいする恐れも出てきた。何人かの上級将校が、軍の機密を亡命反政府グループに漏らしたことで、逮捕されると言う事件も起こっている。」 [8a] (軍: 評価)

8.07 さらに、上記ジェーンの2011年3月25日更新のレポートの軍に関するセクションには、次のように書かれている。

「幹部指導者達は、消耗戦に持ち込んで外国の侵略から国を守ると言う”人民の闘い” “戦略をこれまで唱導してきたが、最近では教義と訓練を重視するようになってきた。これは、西欧社会がミャンマーの軍事政権に依然として批判的であり、経済制裁を強化しつつあることへの対応である。そして、それは政権が米国の侵略の脅威を誇張して喧伝することにつながってくる。しかしながら、”人民の闘い” “戦略の下に生まれた軍隊は、外国の侵略を目の前にしても、きわめて低い兵士の士気と軍事政権の正当性の欠如がそのままであるなら、1つにまとまっていられることはおそくないであろう。(適応性)

30 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「人民の闘い“戦略の教義によれば、軍は、軍人の妻、退役役人、消防夫、警官、公務員、国家団結発展協会支配下にある政府のメンバーなどを召集することが出来る。それらの人々はみな短期の軍事訓練と時折の再訓練を受け、政治啓発講座も受講することになる。しかし、このシステムは長いこと試されたことはほとんどない。」[8a] (軍: 持続性)

- 8.08 2010年11月の総選挙後の軍の機構改革に関し、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2010年の出来事をまとめた2011年1月24日発表の2011年ワールドレポート(HRWレポート 2011)にて、次のように報告している。

「4月（2010年）に、首相のテイン・セイン中将与27人のSPDC(国家平和発展協議会)幹部および閣僚は軍法委員会を脱退して国家団結発展党(USDP)を結成した。8月には、USDPは国家団結発展協会(USDA)のすべての資産とインフラを引き継いだ。USDAは、1993年に軍により形成された大衆ベースの社会福祉運動で名目2,600万人のメンバーを擁すると言われた組織である。軍は、年々、大改造を行ってきたが、多数の上級将校はUSDPの候補者として立つために退役した。」[39e] (2010年11月の総選挙)

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

その他の政府部隊

- 8.09 ジェーンの2011年3月25日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマーの国軍のセクションには、次のように記されている。

「軍予備部隊には、政府職員村落民兵組織、および殆ど全員が軍事訓練を受けているミャンマー赤十字と消防隊のメンバーが含まれる。政府系の大勢力である国家団結発展協会（2,280万人のメンバーがいると称している）の多くのメンバーも小規模武装部隊や小隊レベルの訓練を受けている。退役軍人協会も国軍の予備部隊と考えられる。これ等の武装勢力は、通常の軍のユニットには配置されておらず、国軍の戦力増強にはほとんど貢献していない。」[8a] (評価)

- 8.10 モランドのヒューマン・ライツ財団は、女性と児童の権利に関するプロジェクト(WCRP)のビルマの女性と児童の窮状と題するレポート（2010年9月）で、次のように述べている。

「SPDC（国家平和発展評議会）の部隊は、村落民兵形成戦略により軍事的プレゼンスを大きくしてきた。体制は、モン州南部やテナセリム管区北部で反SPDC武装グループと戦うべく、村人たちに民兵組織あるいは市民軍（ビルマ語でピー・トゥ・シットという）へ参加するよう強いている。SPDCは、イエタウンシップのすべての村に村人の民兵組織を持つよう命じている。また、WCRPの調査によれば、SPDCは、モン州南部やテナセリム管区北部の民兵組織に村の児童を入れようとしている。SPDCの軍隊は、少数民族の村の児童を強制徴発し、兵士、警備員、見張り、ポーター、スパイ、メッセンジャー、人間の盾、地雷除去部隊員などとして働かせている。」[34c] (p3)

児童兵士のセクションも参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

諜報機関

- 8.11 ジェーンの2011年1月5日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ミャンマーの治安部隊及び外国部隊のセクションには次のように記されている。「巨大で強力な軍の諜報組織は、今や軍事治安司令官オフィス(OCMAS)(軍安全保障局（MSA）とも呼ばれる)が完全に掌握している。...地方軍司令官はその地理的管轄領域内の諜報ユニットを管轄している。中央諜報局本部は行政業務及び分析任務を管轄し、実際の諜報活動の指示は地方の司令官が行う。」 [8a] (諜報組織)
- 8.12 MSA の職員は、特別支部（公安部隊）の職員と共に、「政府への脅威と見なされる“政治犯”の容疑者を拘束する責任を持っている。(USSD レポート 2010) [7a] (セクション 1d) 情報請求に応えるカナダ移民難民委員会が2008年2月25日に述べたところによると、MSAは重要な政治的問題の殆どおよび軍との停戦協定に合意している少数民族グループに係る事項を扱っている。[37b]
- 8.13 外国・連邦省(FCO)は、2007年6月5日付けのe-メールで次のように述べている。「ビルマ軍の諜報部隊は一般市民及び個人に対する監視活動を行う。一般市民もまた監視活動に携わっていた。さらに、FCOによれば、軍諜報部隊は個人が政治活動に関与しているとすればそれを見つけ出すことが出来るはずであると言う。[5f] USSDレポート2010によれば、「治安担当官は、定期的に一般の私信、電話、及びe-メールを検閲している。」 [7a] (セクション 1f)

政府部隊による人権侵害

刑務所の環境のセクションも参照。

- 8.14 HRW レポート2011には、次のように述べられている。

「ビルマの国軍は、少数民族地帯（特に東部のカレン・カレーニ州とシャン州、西部中国国境地帯の一部、およびアラカン州）の人々に対する直接的な攻撃を続けている。カチン独立機構(KIO)およびワ州連合軍(UWSA)など政府との間に停戦協定に合意している少数民族武装グループとの間の緊張関係が高まっている。政府がこれら民兵組織を国軍直轄の国境警備部隊に転換しようとして計画しているためである。2010年末までに停戦に合意した少数民族武装グループは、僅か5グループのみであった。そこにはカチン、ワ、モンなどの大勢力は含まれていない。これら大勢力は、転換、一部解除、領地没収などの危機に直面している。このような緊張が高まっていたため、ビルマの32のタウンシップ（殆どが中国国境地帯のワ地域）では、11月の総選挙が行われなかった。過去20年間平和が訪れることがなかった少数民族地帯で2011年には戦闘が再開される恐れが広がっている。

「ビルマ国軍による市民に対する国際人権法違反の人権侵害には次のようなものがある。対人地雷の広範な使用、女性や少女に対する性的暴力、法廷外処刑、強制労働、拷問、殴打、食糧生産や住民の生活手段への侵害、土地・財産の没収。ビルマの内部抗争の当事者はみな、児童兵士の雇用を頻繁に行っており、タマドー（国軍）は、国際労働機構(ILO)に対し児童兵士解放につき協力を約束しておき

- 32 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

ながら、いまだに児童兵士を使い続けている。」[39e] (民族紛争、避難民、および難民)

- 8.15 国連人権理事会のミャンマーの人権状況に関する特別報告官のプログレスレポート（2010年2月のミャンマー訪問の後2010年3月11日付けにて発表）には、次のように述べられている。

「軍の作戦は、地方の住民にかなりの重荷を背負わしており、住民の生活維持に支障をきたしている。住民が強制的に軍のためのポーターやガイドとして使われ、軍事道路の建設・維持、軍キャンプの建設、インフラ工事などの労役に使われている。軍人によるレイプや性的暴力のケース（ほとんどが若い少女や青年に対するもの）の報告が、ここ何年国際的人権団体に多く寄せられている。」[32e] (パラグラフ 63)

- 8.16 タイに拠点を置くビルマ人権教育研究所(HREIB)は、*忘れられた未来：ビルマにおける武力紛争の被害を受ける子供達*と題する2008年9月のレポート(HREIB レポート)の中で、次のように述べている。

「タマドー（ミャンマー国軍）は、レイプやひどい性的虐待を正当化しているようである。軍のキャンプで起こるレイプは当局黙認の下に行われているという事実は、紛争地帯では完全に刑事免責の環境が出来あがっていることを示している。上級将校は下級将校の目の前で児童をレイプしているが、それでも性的虐待に制約を課している。さらに、確認された事例のいずれにおいても犯人が起訴されることはなかった。事実、罪の告発を試みても、軍の職員はそれを無視し、地元当局もしばしばそれを退けてしまう。犯人がはっきり分かっているケースでも同じである。」[64a] (p67)

児童に対する暴力のセクションも参照。 _

- 8.17 政治囚支援協会（ビルマ）(AAPPB) は、*2010年アニュアルレポート：ビルマにおける政治囚*（2011年1月14日付け）において、次のように述べている。

「この年（2010年）、刑事免責の土壌において、いくつもの人権侵害が行われた。侵害を犯した者は、非難や説明責任の恐れもなく行動したのである。地域特有の性格を持った拷問は全国的に行われているが、政府はそれに対して何も手を打っておらず、拷問を終わらせるために実務的にも法的にも何の改革も行っていない。拷問を受けた者は、この制度を正すに有効なメカニズムは何も持っておらず、政府は独立の監視人の刑務所への立ち入りを拒んでいる。警官も軍人も法を度外視して動いているようだと言う証拠がある。法のルール、司法改革、憲法改訂、厳格な法制度などがなければ、人権侵害は今後も続くであろう。」[44b] (むすび)

- 8.18 USSD レポート 2010にはこう書かれている。「政府は、人権侵害の容疑者の家族を罰した。」[7a] (セクション 1f)

- 8.19 *避難民児童：ビルマの国内避難民児童に対する人権侵害と国際犯罪*と題するパートナー救援・開発と自由ビルマ監視人による2010年4月のレポート（パートナーFBR避難民児童レポート）には、次のように述べられている。

「SPDC（国家平和発展評議会）は、少数民族の市民の運動と活動を規制するために典型的な方法として居住地移転という手法をとっている。移転先の場所は、通常、ビルマ国軍のキャンプの傍のSPDC完全支配の所で国軍兵士の厳重監視下に

ある所に選定される。その結果、日常生活のほとんどすべてが軍によりコントロールされ、移転先のIDP（国内避難民）の安全性は極めて乏しくなる。移転先サイトの中および周辺にはSPDC兵士が常駐しており、それによりIDPに対する人権侵害のリスクをエスカレートさせている。

「移転先サイトにいるIDPは、常時強制労働や運搬作業に従事させられ、SPDC 兵士の要求に従わない場合には、ゆすり、金品の没収、暴力的仕打ちなどを受けていると言われる。...ある場合には、移転させられた村人たちは対人地雷の撤去作業に従事させられ、ビルマ国軍の車両と部隊の前で、地雷の埋まっていると思われる土地の上を歩かされたりすることもある。住民に対する兵士による虐待行為は、刑事免責となっている。」 [29a] (p30)

- 8.20 国連総会における事務総長によるビルマの人権状況報告（2009年8月28日付け）では、次のように述べられた。

「地雷埋設地帯での地雷除去作業により一般市民の命を危険にさらすことは政府のポリシーではないにしても、実際には、司令官次第だが、多くの大隊によりそのようなことが行われている。地雷爆発による一般住民の被害者数はとても多い。森で遊んでいた子供が地雷爆発の犠牲になるという事件もしばしば起こっている。犠牲者数は過去5年で増加傾向にあると予想されている。カレン州の他にも、地雷による犠牲はカヤー州、ラカイン州、シャン州でも発生している。」 [32c] (パラグラフ 61)

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

恣意的逮捕・拘束

- 8.21 USSDレポート 2010 には次のような記述がある。

「法律は恣意的な逮捕・身柄拘束を認めていないが、政府は日常的にそれを行っている。法律では、当局は、当初の判決の刑期を終えた囚人の刑期を更に延長することが出来るとしている。政府はこの条項をしばしば活用している。1975年の国家保護法によれば、国家の主権と安全又は平和と安寧を脅かす行為を成したか成したと思われる者を起訴も裁判もなしに拘束を命じることが当局に許されている。」 (セクション 1d)

- 8.22 ビルマ政治囚支援協会（AAPP）の拷問、政治囚および法の非支配：ビルマにおける平和、安全保障および人権への取り組みと題するレポート（2010年10月14日付け）には、次のように記されている。

「軍諜報部は、逮捕・拘束について法的規制を行うビルマ刑事訴訟法の条項を無視し、政治犯と思われる者を令状なしに調査し、逮捕し、尋問している。これまでAAPPに尋問を受けた政治囚は、令状なしに48時間以上拘留され、法廷に出頭させられることもなかった。公開裁判を受ける権利および弁護人を付ける権利などの通常のプロセスにおける基本的権利は、政治事件の場合は否定される。多くの場合、被告人は、起訴の根拠となる法の条項を知らされないままに置かれる。軍諜報部が逮捕の際に口頭で判決を言い渡し、その後裁判は開かれられないという事例も報告されている。国家保護法は、起訴なしに5年まで拘束することを認めており、

- 34 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

恣意的に不当拘束された者の拘束期間が延長されることがしばしばある。」 [44d] (p17-18)

- 8.23 また、上記のレポートは次のようにも言っている。「ビルマには、体制に異を唱える者を不当に投獄するシステムがしっかり根づいており、SPDCは政治的反乱分子や民主化運動家を無実の罪で告発している。このような無実の者をスケープゴートにするやり方は、刑事法システムに対する著しい侵害行為に当たる。このようなやり方は、適正な捜査を阻み、真の犯人が裁かれることはないという結果を生んでいる。」 [44d] (p18)

拷問

- 8.24 USSD レポート 2010には、次のように記されている。

「法は拷問を禁じている。しかしながら、治安部隊は拷問、殴打、あるいは囚人・拘束者・市民の虐待を行っていると言われている。彼等は、拘束者を威嚇・混乱させるために作られた手厳しい尋問のテクニックを用いて尋問を行っている。これまで、当局は虐待事件の調査や加害者の処罰のためにほとんど何もアクションも取ってこなかった。シャン州とカレン州において紛争に関連して身体的虐待、拷問およびレイプがあったと言う報告がある。」 [7a] (セクション 1c)

- 8.25 更に上記レポートは次のように続く。

「2009年9月に釈放された元政治囚は、政府は自白を引き出すためあるいは恐怖を抱かせるための尋問において彼らに8つの種類の拷問（長時間のスクワット強制から電気ショックまで）を行ったと訴えている。また、監獄におけるひどい食事、殴打、健康を著しく損なうほどの不衛生な環境などについても不平を訴えた。多くの者は独房監禁に置かれ、3人が8フィート四方の房に入れられ、与えられたのはトイレ用のバケツだけだった。

「2007年9月の反体制民主化運動の抗議デモに参加したため拘束された多くの僧侶は、聖職を剥奪され、一日三回の食事を取るよう強要された（通常僧侶は昼以降には何も食べない）。当局は、抵抗する者に、時には激しく、殴打を与えた。

「軍部は、ポーターの雇用において強制的かつ虐待的な方法を取っていると言われている。ポーターなどの労役を強いられる人たちは、きわめて厳しい環境におかれ、殴打やレイプにさらされ、食べ物や水は十分に与えられず、時には死に至るような虐待を受けている。」 [7a] (セクション 1c)

- 8.26 ビルマ政治囚支援協会（AAPP）の拷問、政治囚および法の非支配：ビルマにおける平和、安全保障および人権への取り組みと題するレポート（2010年10月14日付け）には、次のように記されている。「国際法に基準がしっかり確立されていると同様に、ビルマの国内法にも拷問の禁止が反映されている。ビルマの刑法は、尋問において“痛みや激しい痛み”を与えることを禁じ、公僕が人を傷つけることは違法としている。刑法の規定は拷問の禁止を定めるものだが、ビルマの法律では、重罪としての拷問をはっきりと定義し規定していないため、拷問が安易に行われるのを許すことになっている。」 [44d] (p12)

- 8.27 アジア人権委員会(AHRC)は、2010年ビルマの人権状況というレポート（2010年

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 35

12月10日発表）で、次のように言っている。

「...ビルマでは、告訴人が遭遇する独特の問題は、彼等が自白のため拷問を受けているということだけではなく、その告発をバックアップし、拷問の容疑に対してアクションを取るための法的・制度的措置がはっきりしていないということである。拷問を禁じる法律はなく、拷問事例の調査や起訴を可能とする制度もない。逆に、裁判所や法システムのその他の部門もこのようなケースの拷問に否定的ではない。なぜかという、彼らは、警官が拷問による調査から得た証拠と自白を常に認めるからである。また、被告人が自白を撤回し、法廷で拷問の事実を訴えたとしても、判事は、被告人は証拠を持っていないので根拠なしとしてその疑いの訴えを退けるからである。」 [43b] (p12)

8.28 2010 年 10 月の AAPP レポートには、次のように述べられている。

「国防総局所属の軍諜報部は、尋問の際に拷問を行っている。特別捜査局(BSI)やミャンマー警察部隊（その一支部に特別諜報部隊（“特別支部”）がある）も尋問を行っている。BSI とミャンマー警察部隊は、内務大臣の管轄下にある。

「ビルマにおいては、拘留所で行われる虐待は組織的プロセスの一環であり、そこでは拷問は許されていないが目に見られている。拷問は軍部、警察および治安部隊の中の風土的規範になっており、それにより偽りの自白を引き出し、罰としての恐怖の環境を形成ししているという証拠がある。同じような拷問の手法は、過去22年にわたって政治囚に対してとられてきた。全国の刑務所で特定の拷問手法が普及していることから、ある種の“拷問訓練”が行われていることがうかがえる。」 [44d] (p18-19)

8.29 同じく上記レポートには、次のようにも記されている。

「ビルマでは、拷問を免れるとみなされる人は誰もいない。もっとも、拷問の対象として狙われやすいのは反乱分子や反体制分子と見なされた人達である。しばしば拷問の対象となる人には、政治家、労働組合リーダー、ジャーナリスト、人権擁護者、少数民族の人々が含まれる。特筆すべきは、政治的所属や民族的所属を特に持たない一般市民も、通常の刑事捜査において拷問を受けることがありうることである。

「拷問や残酷で恥ずべき扱いが囚人たちに与えられている。それは、年齢や健康状態に係りなく行われ、特別扱いすべき女性、児童、障害者などにも与えられる。ビルマでは、拷問の犠牲者には大人だけでなく子供もいる。AAPPの記録には、14歳の若さで投獄され、その政治信条ゆえに拷問を受けたと言うケースがある。国際基準およびビルマの刑務所マニュアルに反し、児童も大人と一緒に極悪な刑務所環境の中に置かれている。」 [44d] (p12)

8.30 さらに、AAPPは言う。

「逮捕・拘束されたばかりの人は、弁護士と接触する前に、拷問などの虐待を受ける危険性が極めて大きい。隔離拘禁や秘密拘禁はビルマでは当たり前であり、それは自白を取るまで続けられることがしばしばである。何ヶ月も、時には何年もかかる。拘束された人々及びその家族には恐らく言うに言われぬ精神的苦痛があり、この点では精神的な拷問を受けているとも言える。

36 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「ビルマでは、すべての尋問所が確認されているわけではなく、いくつか秘密の尋問所もある。政治囚の多くは政府の”ゲストハウス”ないし軍の基地に拘留されるが、そこには一般の市民は近寄ることができない。拘束者たちから自白を引き出すための拷問や虐待行為が行われ、また罰としてもそれらが行われ、政府に批判的なことをしないことを強要するためにも行われる。…」[44d] (p13)

- 8.31 AAPP の報告によれば、1988年以来144人の政治囚が拷問又は食事や医療手当の拒否のために拘禁中に死亡した。また、同レポートは次のように言う。「殆どすべての政治囚は尋問中に殴られている。ひどい肉体的暴力を受けた結果、内出血を起こす者、意識不明になる者、時には死に至る者もいる。殴打は、パンチ、頭蹴り、ライフル、棒、金属棒で殴る、等がある。」(p13) 更に、AAPP は次のように言う。「殴打をなんとか耐えぬいても不具合が残るものもいる。拷問で負わされる障害には、まひ、部分的又は完全な聴覚障害、骨折、脳障害などがある。」[44d] (p14)
- 8.32 アジア人権委員会(AHRC)から国連拷問特別報告官宛の公開書簡（2010年1月18日付け）には、次のように書かれている。

「…ミャンマーのすべてのレベルの裁判所は、拷問により取られた自白証拠を受け入れるのが常である。また、ついでながら言うと、いまや拷問はここ何十年には見られなかったほど広まっている。AHRC は、この2年、多くの拷問の報告を受けてきた。そこには、通常の刑事事件において、政治的意図による取り調べにおいては当たり前の極端な形の拷問が行われたと言うケースも含まれていた。拷問を免れようとして警察係官に金を払うこともよくあることだと言われている。…」[43a]

目次に戻る
情報ソースに進む

裁判なしの処刑および「失踪」

- 8.33 USSDレポート2010は次のように記している。「政府もしくはその代行機関が恣意的かつ違法な処刑を行っているという報告がある。政府は、処刑を行った係官を処罰しない。政府軍の兵士がラカイン州で何人かの人を殺害したと言われている。…この年（2010年）、カレン州の抗争に関連する殺害の報告がいくつかあった。」[7a] (セクション 1a)
- 8.34 米国國務省の2010年11月17日発表の2010年世界の信教の自由に関するレポート（USSD IRF レポート 2010）は、次のように言っている。「2007年9月のデモの武力鎮圧の際に裁判なしの処刑が行われ少なくとも30人が殺されたが、政府は、この事件の調査や加害者の処罰につき何もアクションを取らなかった。この抗議デモの後、治安部隊が多くの人々を家から連行したり、僧侶たちを僧院から連行したりしたと言う報告があったが、政府はこれについても調査を行わなかった。」[7b] (セクション II)
- 8.35 また、USSDレポート2010には次のようにも記されている。

「2008年に治安部隊の管理下にあった何人かの人々が係官に殺されるという事件があったが、この年（2010年）の末の時点で、殺害を行った係官は誰一人として罪を償っていない。このようなケースには、ラカイン州におけるザウミール・ウデ

インのケース、モン州のカウザール警察署における医療担当者のケース、インセイン刑務所で少なくとも40人の囚人が殺されたという事件、マグエ警察署で一人が殺された事件などがある。

「2007年の平和的民主化運動デモの武力鎮圧で少なくとも30人が裁判なしの処刑で殺されたが、政府は、いまだにその加害者を罰するための措置を何も取っていない。2007年にはそのほかにも拘束中の死亡の事件がいくつかあったが、政府は、その責任者の処罰を一切行っていない。...

「2003年に、党指導者のアウン・サン・スー・チー率いるNLD（国民民主連盟）の車両集団がデペインの村の近くで政府系の部隊に襲撃されるという事件が起こったが、政府は、この事件の調査についても一切アクションを取っていない。この事件では、少なくとも70人が殺され、行方不明になった31人の消息は依然不明である。...」 [7a] (セクション 1a)

8.36 “失踪” に関して、USSDレポート2010は、次のように記している。

「一般市民や政治活動家が「失踪」するという事件が続いている。失踪の期間は数時間から数週間までである。通常、そのような失踪の原因は、当局が職務質問のために誰かを拘束したが家族に知らせなかったケース、軍が運搬などの労役のために一般人を捕えて家族に知らせなかったケースなどである。軍隊は、通常、家族からの問い合わせは無視する。この年（2010年）には、シャン州、ラカイン州などでの抗争に関連した失踪事件の報告がいくつかあった。...2009年に失踪したリン・レット・キー（輝く星）というサイクロンナルギス被災救援のために2008年に結成されたグループの7人が、刑務所で服役していることがこの年に分かった。彼等は不法結社に関する法律に違反したかどで7年から14年の懲役刑を言い渡されていた。ある人権団体の代表によれば、その他にもサイクロン災害救援活動を行っていたエンターテナー、作家、報道局員など14人が2009年10月に逮捕されるという事件があったという。この14人のうち、6人は釈放されたが、あとの8人はこの年の末の時点でまだ収監されたままであった。

「強制的又は不本意な失踪に関する国連のワーキンググループによれば、2009年末の時点で未解決の失踪事件が5件ある。ポーターとして働かされるために軍隊に捕まった人の消息、労働や運搬作業のために移送された囚人の消息などは不明のままとなることがしばしばである。通常、失踪者の家族は、刑務所で一緒だった囚人が出所して家族に情報をもたらした時に初めて身内の失踪者の消息を知る。」 [7a] (セクション 1b)

告発の手段

8.37 2011年3月15日付けのジ・イラワディは、次のように報じている。

「2007年、ビルマの軍事政権に反対するサフラン革命のちょうど一週間後、僧侶をはじめとした抗議デモ参加者に対する軍隊の弾圧があった際に、政府はミャンマー人権団体（MHRB）を設立した。ビルマ政府がジュネーブの国連人権理事会の1月の全体定期審査（UPR）に提出した文書によると、“MHRB は、人権侵害を受けたと思われる人からの訴えを受け付け、交信し、必要な調査を行い、自らの任務には含まれていないが適当なアクションを取っている。”

38 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「MHRBについて聞かれた国民民主連盟(NLD)のタン・ニエン委員長は、“旧政権が作った人権組織は何も機能していない。”と語った。」[26g]

- 8.38 国連総会に提出されたビルマにおける人権問題の進展をまとめた2010年9月15日付けの事務総長メモ「ミャンマーの人権状況」(国連人権理事会に提出された2010年3月付けの ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告官のプログレスレポート を受けて作成されたもの) は、ミャンマー政府の2010年9月2日付けの書簡には次のように書かれていることを報告している。「...政府職員と軍・警察・刑務所のスタッフの人権に対する関心を高めるためのセミナー・ワークショップがこれまで全部で35回開かれた。また、人権団体(MHRB)が作った調査チームは、単に国民から寄せられた訴えを調査するだけでなく人権侵害に対する処罰を行うためのものである。」[32f] (パラグラフ 86)
- 8.39 しかし、上記の事務総長メモによれば、「(上記ミャンマー政府の) レターには、人権擁護措置の詳細が示されていない。つまり、人権侵害に対する調査や処罰を行う権利の法的根拠は何か、国民が訴えを届け出るための手続きは出来ているのか、仕返しをする力を持った役人や権力者に対する告発を行おうとする市民に対する保護措置はあるのか、等々の詳細が欠けている。...」[32f] (パラグラフ 86)
- 8.40 また、上記のメモは、次のことを報告している。「...政府は、2000年に、“国民には、その権利が侵害された可能性のある不当な処置の疑い及び苦情につき関係の省に対し告発を行う権利があるという通告を新聞に掲載した。” 政府によれば、現に多くの人々が権利侵害の訴えを行ったし、それらの苦情を処理するメカニズムがある。」国連特別報告官はこのメカニズムに関する詳細とそれに付随するデータを提示するようミャンマーに求めた。[32f] (パラグラフ 86)
- 8.41 救済の手段については、アジア人権委員会(AHRC)は、2010年のビルマにおける人権状況と題するレポート (2010年12月10日発表) にて次のように言っている。

「人権侵害の犠牲者を救済する有効な手段は、人身売買に関する法律に基づくケースなど国の命令に合致する一部のケースを除き、ビルマの法廷を通じた措置としては何もない。これらのケースにおいては、法廷は、法律に書かれた方策を実行することで、法的機能ではなく行政的機能をうまく使っている。法が方策に合わない場合は、裁判所はそれを執行しない。結果として、かえって逆襲を受けて官憲から告訴されるということになりかねない。」[43b] (p5)

司法制度のセクションおよび密売のセクションも参照。

- 8.42 更に、上記レポートは、次のようにも言っている。「拷問の疑いに関する告発や問い合わせのための法的手段あるいは司法上の手段が欠如していることは、ビルマでは拷問の加害者の処分を求める者は国の指導者宛てに告訴状を送るしか手がないという事実により裏付けられる。その告訴状が何処に回されるのか、誰がそれを読むのか、実際に何らかのアクションが取られたのかどうか、誰にもわからない。」[43b] (p13)

拷問のセクションも参照。

目次に戻る
情報ソースに進む

9. 兵役

9.01 憲法VIII章第386条“国民、国民の基本的権利と義務”によれば、「すべての国民には、法の定めるところにより、軍事訓練を受け、国の防衛のために国軍にて兵役を務める義務がある。」[47]

9.02 中央情報機関(CIA)のワールド・ファクトブック（2011年3月1日付け）は、“兵役年齢および義務”のセクションにて、次のように記している。ビルマにおける兵役は、義務であり、男は18歳から45歳まで、女は18歳から35歳までが対象になる。児童の強制徴兵も行われている。[6b] (軍隊)

9.03 戦争抵抗者インターナショナルは、2011年2月2日、次のように報告している。

「国家平和発展評議会（ビルマの軍事政権）の命により発布された新しい法律によれば、すべての国民は兵役の対象となり、男性は18歳から35歳まで（'専門家'[専門職]の場合は45歳まで）、女性は18歳から27歳まで（'専門家'の場合は35歳まで）の間に兵役を受けねばならない。（第2条） 兵役期間は、通常24ヶ月であるが、専門職として徴集された者は36ヶ月となる。（第3条） 国の非常時の場合は最長5年まで兵役期間を延長することがある。

「兵役の対象となるすべての国民は、区または村の”平和発展評議会 “に登録されたのち、タウンシップの徴兵委員会の登録に回される。」[56a]

9.04 2011年1月20日のジ・イラフディは、2010年11月4日発布の徴兵制に関する法律が、「...最近発行された公報によると、政権にある軍評議会の発表により発効する。」と報じ、次のように言っている。

「法律によれば、兵役の登録を怠った者は、3年の懲役に処せられ、病気や自ら負わせた負傷を理由に意図的に兵役を逃れようとした者は最高5年の懲役刑または罰金、あるいはその両方が科される。学生、政府職員、刑務所で刑に服している者、あるいは高齢の親の介護をしている者は兵役を延期することができるが、後日召集されることになる。宗教組織のメンバー、子供のいる既婚女性ないし離婚女性、および障害を持つ者は徴兵を免除される。」[26d]

9.05 国連安全保障理事会の*児童及び武力紛争に関する事務総長レポート*（2011年4月23日付け）には、次のように記されている。義務兵役についての詳細を規定する国民の兵役に関する法律は、モニタリングおよびレポーティングに関するコントリブタスクフォースの知る限りでは、まだ発効していない。[4b] (パラグラフ 116)

9.06 戦争抵抗者インターナショナルは、次のように言っている。「市民の権利および政治的権利に関する国際協定に反し、この法律は誠意ある異議を呈する権利を排除している。」[56a]

9.07 2011年1月12日付けのミズィマニュースは、2010年11月4日付けの国民の兵役に関する法律の非公式英訳を掲載している。[33c]

児童兵士のセクションも参照。

40 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

目次に戻る
情報ソースに進む

10. 非政府武装部隊による虐待

- 10.01 ジェーンの2011年1月5日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメントのビルマにおける“非政府武装グループ”のセクションには、次のように書かれている。

「ミャンマーには、国中に、種々多様な民族を代表する様々な非政府武装部隊がある。そのすべてが政府と戦っているわけではない。最大のグループであるワ州連合軍(UWSA)は、2万人の民兵ネットワークを持つ大犯罪組織となり、しばしば政府支援側に回っている。軍事政権に対抗しているグループは、国家法秩序回復評議会(SLORC：現在の国家平和発展評議会SPDCの前身)が1988年に権力を掌握した頃に比べるとずっと少なくなっている。カレン民族解放軍(KNLA)の一翼を担っているカレン民族同盟(KNU)は、2005年1月以来の政府との衝突の復活の影で弱体化し、機能低下に陥り、政府との間で口頭の停戦協定に合意している。いまだに政府に放火を向けている反乱部隊はシャン州南軍であるが、これも政権にとってはほとんど脅威ではなくなっている。

「タン・シュエ將軍率いる強硬派が政府の支配力を強めているので、近い将来に、少数民族グループとの間の停戦が実現することはありそうもない。強硬派は、伝統的に、交渉よりも軍事行動を好む傾向にあり、反対グループも少なく政府が権力を維持している現在の状況は、残っている反乱分子を叩き、停戦に応じているグループは武装解除させるのに絶好の機会を提供するものとみている。2010年は政府が11月初めの総選挙に備えていた年で、軍事作戦はほとんど中断状態にあったが、まだ政府との停戦協定に同意していないグループに対する一斉攻撃がいずれ再開されるであろう。軍は中国から更に武器を受け入れているか、いずれそうするであろうから、戦闘が再開されれば、熾烈な戦いになるであろう。[8a] (展望)

- 10.02 国連人権理事会のミャンマーにおける人権状況に関する特別報告官のプログレスレポート（2010年2月のミャンマー訪問後の2010年3月10日発表）は、次のように述べている。「非政府武装グループは、児童を雇い、兵士として使っている。強制徴集によるものもある。現況はいくつかのNGO（非政府組織）の報告によくまとめられているが、国境地帯への立ち入りに制限があるため、国連は上記の武装グループに児童兵士がいるかどうかを確認することができなかった。」[32e] (パラグラフ 79)

児童兵士のセクションも参照

- 10.03 更に、ジェーンは次のように言っている。

「更に多くの組織がミャンマーの軍事政権軍との停戦に同意した。政府の認識では17グループに及ぶ。最も有名なグループ(UWSA以上)には、カチン独立軍(KIA)、カチン新民主軍(NDA-K)、全国ミャンマー民主同盟軍(MNDAA)、パラウン国家解放軍(PSLA)および民族民主連合軍(NDAA)がある。約1,000人の兵士を擁するモン民族解放軍(MNLA)はモン州のタイ国境地帯を拠点としている。同軍は、1995年に停戦合意した新モン州党(NMSP)の軍事部門である。」[8a] (小規模停戦反乱グループ)

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

41

- 10.04 ヒューマン・ライツ・ウォッチの2011年ワールドレポート（2011年一月発行）には、次のように述べられている。

「カチン独立機構 (KIO)やワ州連合軍(UWSA) などの停戦合意のある民族武装グループとの間の緊張がたかまったのは、政府がこれ等の民兵組織をビルマ国軍直轄の国境警備部隊に転換しようと計画しているからである。2010年末までに、停戦に同意したのはわずか5グループで、カチン、ワ、モンなどの大きなグループは、国境警備隊への転換、一部武装解除、および領地の没収などの問題に直面していて停戦には同意していない。このように緊張が高まった結果、中国国境地帯のワ州のほとんどの地域をはじめとした39のタウンシップでは、11月（2010年）の総選挙の投票は行われなかった。過去20年間安寧が訪れたことのない少数民族地域で2011年には戦闘が再開する恐れが高まった。」 [39e] (民族紛争、国内避難移動、難民)

- 10.05 外務・連邦省(FCO)のビルマに関するカントリーレポート（2011年4月12日更新）には、次のように記されている。「一部の民兵組織は麻薬密売や人身売買に係っている。紛争の影響で、著しい数の人々が、ビルマ国内の別の地域に避難移動し（推定47万人）、あるいは国境を越えてタイ、中国、インド、バングラデッシュなどへ逃れた（約18万人の難民と200万人以上の国外移民労働者）。」 [5a] (少数民族と停戦)

民族グループのセクションも参照。

強制徴兵

- 10.06 2009年7月7日付けのザ・ガーディアンは、反乱グループによる児童の強制徴兵について報じ、次のように言っている。「最大の反乱部隊であるワ州連合軍の児童兵士の数が最も多い。カチン独立軍は、少女を雇っている唯一の武装グループである。SSA（シャン州軍）及びカレン民族解放軍は18歳以下の児童の徴兵は行わない方針だが、積極的に参加したいという児童は拒否しない。」しかしながら、ビルマの主な反乱グループの一つであるSSAは、「...児童兵士雇用の停止を約束し、かわりに、国際的な信用を高める努力の一環として外国の支援を求めることとした。」 [24a]

民族グループのセクションおよび児童：児童兵士のセクションも参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

11. 司法制度

組織

- 11.01 米 국무省のビルマに関するバックグラウンド・ノート（2010年7月28日更新）次のように述べている。「司法制度は英国統治時代のシステムに基づいているが、軍事政権はしばしば自ら発する法令に基づいて統治しており、フェアな公開裁判が行われる保証はなく、司法に独立性はない。」 [7c] (政府)

司法の独立性

- 42 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

11.02 米国務省の2011年4月8日発表の2010年世界の人権状況に関するカントリーレポート（USSDレポート 2010）は、次のように言っている。「ビルマの司法制度は政府から独立したものとなっていない。SPDC（国家平和発展評議会）が最高裁の裁判官を任命し、その最高裁判事がSPDCの承認のもとに下位の裁判所判事を任命する。SPDCが制定する法令に基づく裁判判決が法的拘束力を持つ。政治的に慎重を期すべき市民の裁判における判決には軍事政権の指示が出されることがしばしばある。」[7a] (セクション 1e)

11.03 国連総会提出のミャンマーにおける人権状況：事務総長のメモ（2009年2月のミャンマー訪問の後、2009年8月28日付けにて作成）は、次のように言っている。

「特別報告官は、弁護士の特権的活動における独立性が政治的意図により歪められていることを遺憾に思っている。さらに、完全性と原則に縛られた者は、法廷侮辱に関する法律（1926年）の下で告訴されることがしばしばある。この法律は、何が実際に法廷の侮辱に当たるのかについて明示しておらず、それは上級裁判所の解釈と決定にゆだねられている。弁護士は、たとえば不当な刑であっても、いったん服役すれば、多くの場合そのキャリアが汚されることになり、ライセンスは没収され、他で職を見つけることも出来なくなる。

「司法の独立は、司法制度法(2000年)や憲法（2008年）などの国内法制により保証されてはいるものの、政治犯がいるということ自体が、司法の独立性が著しく損なわれていることの表れでもある。殆どの事例において、裁判官は政治的判例や高度な判断に基づく判例に基づいて判決を下している。」[32c] (パラグラフ 36-37)

11.04 さらに、USSDレポート2010には、次のような記述がある。

「政府が法を支配しており、公正な裁判やその他の権利を保障する憲法の条項に拘束されない。公式には英国植民地時代の法制度を継承しているのだが、裁判制度とその運用は著しく不備である。特に政治犯の取り扱いにおいて不具合が見られる。非常事態に関する法律、不法結社に関する法律、常習犯に関する法律、電子取引に関する法律、テレビ・ビデオに関する法律、破壊分子の脅威から国家を救うための法律などの包括的な法律が不当に用いられている。政治目的に係る裁判を恣意的に操作することにより、平和的な抗議活動は抑圧され、市民から公正な裁判を受ける権利を奪う結果となっている。憲法（新憲法起草のために招集された厳選の代表が作成）と民主化へのロードマップへの脅威とみなされる者は逮捕すべしと規定する大統領令5/96は、国民の間での公開討論を抑圧する効果を持っている。さらに、汚職の蔓延が司法制度の公平性の崩落を助長している。」[7a] (セクション 1e)

11.05 アジア人権委員会(AHRC)は、2010年ビルマにおける人権状況と題するレポート（2010年12月10日発表）で、次のように言っている。ビルマにおける人権に係るケースへの実効介入における唯一最大の障害は、明らかに司法の独立性の欠如である。そして、同レポートは次のように述べている。「裁判は公平であるべしとの声明を出したり、ある人権侵害のケースに対する独自の調査を求めたりすることは無意味である。なぜなら、ビルマにはそのような問題を扱う制度がないからである。」[43b] (p16)

11.06 AHRCは、2011年2月23日付けの意見書の中で、次のように述べている。

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「ビルマの司法がセキュリティーサービスのためにどれほど自らの権威を放棄してきたかがはっきりする驚くべきルールの下、最高裁判事は、刑務所施設内の法廷における審理に傍聴を許すか許さないかは裁判長の決定すべき事柄ではないと裁定した。このルールの意味するところはこうである。ビルマでは、刑務所内で裁判を行う裁判官には法廷への人の出入りを規制する権限はなく、それは刑務所職員にゆだねられている。」[43c]

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

公正裁判

11.07 USSD レポート 2010には、次のように記されている。

「法は公正な裁判の権利を規定しているが、同時に体制側が意図的にこの権利を侵害することを許すような例外が沢山設けられている。基本的適正手続きの権利は一般犯罪の裁判においては概ね尊重されているが、ほとんどの政治的にセンシティブな事例の裁判においては基本的に適正プロセスは取られない。

“被告人には推定無罪が許されない。陪審員制度はない。被告人には自分の裁判の法廷に出廷する権利がある。政治犯の裁判では、被告人が必要とする時にいつでも弁護士と接触することは許されないのが普通である。法により、政府が国の費用で被告人に弁護士を付ける義務はないが、死刑に値する裁判の場合は例外である。被告人とその弁護士が政府保有の事件に関連する証拠にアクセスできるのは起訴されて裁判にかけられることになった時である。

「一般の犯罪の裁判は一般公開とされる。裁判の準備のために被告側弁護人に与えられる期間は通常15日間である。しかし、政治犯の裁判の場合は、被告側弁護人に裁判開始日が知らされないことがしばしばあり、準備期間がほとんどないこともある。政治活動家の裁判の場合は、弁護人に15日間の準備期間が与えられても、法廷で弁護人が議論を展開することが許されないことがしばしばである。それどころか、裁判が始まった直後に、何も議論なしに判決が下されるケースもある。被告人側弁護士は証人を呼び、反対尋問を行い、証拠を吟味することができる。しかしながら、弁護人の第一の役割は、被告人の無罪を立証することではなく、刑を少しでも軽くするよう判事と交渉することである。有罪判決が下るのは最初から決まっていることだからである。」

「政治犯の裁判は、通常、被告人の家族も出廷できないものであるし、一般にも非公開とされる。NLD（国民民主連盟）のメンバーや民主化運動家は通常弁護士に相談することは出来る。しかしながら、弁護人に法廷で十分な弁護を行う機会が常に与えられるわけではない。弁護人が裁判の前の依頼人と十分に相談することが許されないこともしばしばある。裁判開始日を知らされないこともよくあり、依頼人の裁判に出廷することを許されないことも時々ある。政治事件の場合に、政府の幹部が、証拠も法も無視して勝手に判決文を書いているという報告もある。」[7a] (セクション 1e)

11.08 同じく上記レポートには次のように記されている。

「刑法によれば、政府は政治犯に対して通常より重い刑を言い渡すことができる。

44 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

例えば、刑法第505条によれば、社会不安を呼び起こす可能性のある出版物を発行した者には2年の懲役刑を科すことができる。風評を流布した者には無期懲役を科するという規定もある。さらに、政府は、緊急時準備法、破壊分子の脅威から国を守るための法律、テレビ・ビデオ規制法、不法結社に関する法律、電子取引法、組織結成に関する法律などの下で政治囚を起訴することもしばしばである。

「政府は、破壊分子の脅威から国を守るための法律の下で懲役刑の判決を下すことを日常的に行っている。内務大臣は、2ヶ月の懲役刑（1年まで延長可）の判決を一方的に出すことが6回まで許されている。SPDC 委員長のタン・シュエ將軍は、反体制指導者アウン・サン・スー・チーを拘束しており、その拘束期間を一方的に延長したり短縮したりする権限を持っている。

「法は、有罪判決を受けた被告に上告の権利を与えており、何段階かの上訴プロセスがある。しかしながら、殆どの上告は却下される。」 [7a] (セクション 1e)

政治的所属：政治囚のセクションも参照。

11.09 AHRC レポート 2010年には、次のように書かれている。

「ビルマでは、通常の犯罪事件に関しては、各段階で、何がしかの支払いが伴うのが慣習となっている。これは、市民が不正をただすためのごくごく限られた手段に深く影響をもたらしている。支払いはいろいろな場面で必要になる。事例の登録時、事例を裁判所に上げる時、有罪判決もしくは無罪判決が確定する時、事例の上告の承認時、などに支払いが生じる。」 [43b] (p6)

11.10 国連人権理事会のミャンマーにおける人権状況に関する特別報告官のプログレスレポート（2010年のミャンマー訪問の後2010年3月10日に発表）には、次のように記されている。

「...裁判の多くは刑務所構内で密室状況の中で行われている。そこには弁護士もいない。家族も傍聴できない。家族に裁判があることが知らされないことさえもある。証拠の立証もされず証拠不十分でも判決がなされる。判事の恣意的な決定に従って裁判が行われる。...被告人弁護士は大きな困難に直面している。裁判の日程や場所が知らされなかったり、裁判前に被告人と個人的な面会を行うことが許されなかったりする。」 [32e] (パラグラフ 36 and 38)

11.11 USSD レポート 2010年には、次のように書かれている。「家族が逮捕されたことを適宜知らされなかったことに不平を言う人には、逮捕された人の消息は知らされず、面会することも裁判を傍聴することも許されない。」 [7a] (セクション 1e)

汚職のセクションも参照。

刑法および刑事訴訟法

11.12 ビルマ弁護士評議会のサイト（2010年5月18日アクセス）にはビルマの刑法[45a]と刑事訴訟法[45b]の前文が掲載されている。

目次に戻る
情報ソースに進む

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

45

12. 逮捕・拘束 – 法的権利

- 12.01 米国国務省の2011年4月8日発表の2010年人権状況に関するカントリーレポート (USSD レポート2010)は、ビルマについて次のように述べている。「法は、裁判所が起訴せずに2週間まで拘束することを許している。この期間は、更に2週間延長することも出来る。しかしながら、当局は恣意的にこの期間を更に超えて拘束することがしばしばある。時には、裁判にかけることもなく、罰状を知らせることもなく、1年も拘束することもある。無期限の拘束を許す非常事態法を使って拘束することもしばしばある。」 [7a] (セクション 1d)

恣意的逮捕・拘束のセクションも参照。

- 12.02 政治囚支援協会(ビルマ)(AAPP)による拷問、政治囚および法の無視：ビルマにおける平和、安全および人権への取り組みと題するレポート（2010年10月14日は発行）は、次のように言っている。「起訴や裁判なしの拘束を5年まで認めている国家保護法は、恣意的で不当な拘束の延長に使われている。司法制度はSPDC（国家平和発展評議会）により支配されており、司法監視システム、透明性、独立性をもっていない。裁判所およびその他の法的機関は、SPDC を擁護し、助成するために存在するのであって、犠牲者に正義を与えるためや紛争を公平に調停するためのものではない。」 [44d] (p18)

- 12.03 フリーダムハウスの2011年世界の自由に関するカントリーレポート（2011年5月12日発行）は、2010年の出来事をまとめており、次のように述べている。「しばしば使われる法令5/96号は、懲役刑を20年まで伸ばすことを認めており、“国益に悪影響をもたらす”活動の規制に役立っている。政治囚はしばしば審理前拘留の際は隔離拘禁に置かれ、拷問されている。」 [14a]

拷問のセクションも参照。

- 12.04 国連総会提出のミャンマーにおける人権状況：事務総長のメモ（2009年2月のミャンマー訪問の後、2009年8月28日付けにて作成）は、次のように言っている。

「法手続き上は、逮捕された者は、24時間以内に判事の下に出頭させられなければならない。しかしながら、実際には、人々は告訴なしに拘束され、時には全く裁判にかけられることもなく拘束が続いたり、あるいは何の説明もなしに釈放されたりしている。アウン・サン・スー・チー女史の医師であるティン・ミョー・ウインは2009年5月6日に逮捕されたが、当局から拘束について何も説明のないまま5月16日には釈放された。また、2009年4月には、ビルマ労働組合連盟のメンバー5人が逮捕され、その後説明もなしに釈放されるという事件があった。

「手続法によれば、警官が、逮捕・拘束を含め、法執行の責任を持っている。しかしながら、軍の諜報機関も逮捕、捜査、尋問に関与しており、囚人を軍の施設に拘置している。2007年の抗議運動の際には軍が大大的にそのような行為を行った。特別報告官は、軍諜報部の役目が不明確であることに懸念を持っており、非公式の治安部隊であるスワン・アール・シンの台頭についても心配している。本来彼等は人々を逮捕する役目は持っておらず、それは正当な法手続きに則った刑事手続きと原則に反する行為である。」 [32c] (パラグラフ 38-39)

- 12.05 2010USSD レポートはこう言っている。「拘束の一つの形態である自宅軟禁は、

- 46 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

通常著名な政治囚に対する処分として使われる。」(セクション 1d)

- 12.06 AAPP の2010年年度報告：ビルマの政治囚（2011年1月14日付け）は次のように述べている。

「ビルマでは、軍事政権の被告人弁護士に対する圧力が続いており、政治囚を弁護する弁護士の数の減少を招いている。政治囚の弁護人は、財政危機に直面している。政府はこれら弁護士の非政治的なクライアントに対しどこか他で弁護人を見つけるよういつも圧力をかけているためである。このことが、投獄のリスクやその他の形のハラスメントの危機と相まって、他の弁護士に政治囚の弁護人にならないように仕向ける原因になっている。その上、多くの弁護士は自らが収監された場合は弁護士資格をはく奪されるため、政治囚の法的サポートがさらに減ることになる。」 [44b] (弁護士)

- 12.07 USSD レポート 2010年には、次のように書かれている「保釈は刑事事件においては一般的だが、政治囚に対して保釈が許されることは稀である。政府は、拘束者が弁護士と相談することを認めないのが常であり、時には弁護士を収監したり拘束したりしている。隔離拘禁もよく使われ、拘束者の親族への連絡もずっと後までしないことがしばしばである。」 [7a] (セクション 1d)

保釈についての詳細は汚職のセクションを参照。

逮捕令状

- 12.08 逮捕令状は、逮捕の数時間前に裁判所が警察に対して発行する。（2008年10月20日付けFCO書簡） [5e] 令状に書かれた逮捕すべき人物が不在の場合には、令状を家族に預けることが出来る。（2008年2月27日付けFCO e-メール） [5c]
- 12.09 FCOがコンタクトしたあるビルマ人警察官によれば、逮捕令状は通常ビルマ語のもののみが発行される。しかし、その警官は、自分には経験がないが、逮捕対象者が外国人の場合、裁判所はビルマ語の令状とともに英語のものを発行することがありうるといっていた。（2007年9月5日付けFCO e-メール） [5d]

偽造公文書および不法入手公文書のセクションも参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

13. 刑務所の環境

- 13.01 政治囚支援協会(ビルマ)(AAPP)による拷問、政治囚および法の無視：ビルマにおける平和、安全および人権への取り組みと題するレポート（2010年10月14日は発行）は、次のように言っている。「ビルマには、42の刑務所、109の労働キャンプ、および数不明の尋問所がある。これら施設の悲惨な状況はよく知られたことである。隔離拘禁、貧しい食事、十分な医療手当の欠如、拷問等があげられる。ビルマの拘禁所の状況はぞっとさせられるようなもので、間違いなく残虐・非人道的または屈辱的なものであり、拷問に等しいようなものである。」 [44d] (p4)
- 13.02 国連人権理事会のミャンマーにおける人権状況に関する特別報告官のプログレス

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

47

レポート（2010年のミャンマー訪問の後2010年3月10日に発表）によると、「ミャンマーには44の刑務所と少なくとも59の労働キャンプがある。」[32e] (パラグラフ 20)

- 13.03 foreignprisoners.com のウェブサイト（2011年4月28日アクセス）Tの報じるところでは、ビルマには38の主な刑務所があり、そのうち20には政治囚が収監されている。このウェブサイトには、“有名刑務所” の名前とその所在地を示したリストが掲載されている。[68a] (ビルマの刑務所の所在地)

- 13.04 米国国務省の2011年4月8日発表の2010年人権状況に関するカントリーレポート（USSD レポート2010）には、次のように述べられている。「ある人権活動家によれば、約63,000人の男性囚人と8,900人の女性囚人がいる。審理前の拘留者も有罪判決を受けた囚人と一緒に収監されているが、政治囚は一般の囚人とは別に隔離されることが多い。元囚人が訴えるところによると、刑務所の建物は、老朽化し、しかるべき維持補修もされておらず、ネズミ、バクテリア、カビ等がはびこっている。」[7a] (セクション 1c)

- 13.05 上記AAPPレポートには、次のように書かれている。

「...刑務所当局は、常にまた意図的に刑務所環境を悪化させているように見える。囚人に医療手当を与えず、拷問に等しいような苦しみをもたらしている。栄養失調、貧しい衛生施設、不潔な水などは刑務所特有の深刻な問題であり、健康に対するリスクをもたらしている。証言によると政治囚には質の悪い食事が与えられているという。食料はしばしば腐っており、生煮えだったり、石や虫が入っていたりで、食中毒や胃腸障害をもたらしている。多くの囚人が飢餓に近い状況にある。」[44d] (p16)

- 13.06 刑務所における保健ケアについて、AAPP の報告は次のようなものである。

「結核、マラリア及びエイズがビルマの刑務所における深刻な脅威となっている。それは、過密収容、不衛生、十分な医療ケアの欠如、過酷な環境にさらされていること、等が原因である。インsein刑務所には約9,000人から10,000人が収容されているが、本来の収容能力は6,000人程度である。病人と健康者が常に混在している。囚人はひげそりのかみそりを共用しており、肝炎やHIVの感染の可能性を高めている。注射針の再使用は当たり前であり、医療スタッフは多くの囚人に同じ注射針を使って注射している。」[44d] (p17)

- 13.07 刑務所の女性に関して、AAPP は、拷問、政治囚および法の無視：ビルマにおける平和、安全および人権への取り組みと題するレポート（2011年1月14日付け）にて、次のように言っている。「2010年12月31日時点で、...少なくとも174人の女性が拘束された。ビルマの刑務所では、女性のための医療手当、衛生設備、栄養必要量が得られない。刑務所における医療手当が不足しているのは女性も男性も同じだが、不足のなかには女性に対するインパクトが不釣り合いなため差別的と思われるものもある。」[44b] (女性)

- 13.08 国連総会提出のミャンマーにおける人権状況：事務総長のメモ（2009年8月28日付け）には、次のように記されている。

「特別報告官は、刑務所の保健環境に関する驚くべき報告を受けた。それによる

- 48 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

と、136人ほどの囚人が適切な医療手当と投薬を受けていないという。…政治囚の多くは、薬や食糧を家族からの差し入れに頼っている。650人以上の囚人が家族の住む家から遠く離れた所へ移転させられたという。そのようなケースでは、家族の定期的な面会は難しくなり、場合によっては不可能にもなる。そのような状況は、囚人にとっても家族にとっても精神状態に影響を及ぼすばかりでなく、薬が定期的には手に入らなくなることで体に変調をきたすことにもつながる。特別報告官が得た情報では、刑務所の医師の処方する薬が囚人に売られている所さえあるという。薬を買う余裕のない囚人は、当然、病気が治らないということになる。

「刑務所医師のいない刑務所が12か所ほどあるといわれており、保健ケアサービスが全くない刑務所もあるという。刑務所診療所もしくは病院は、あったとしても、囚人の数に比して不十分なキャパシティのものである。情報によると、インセイン刑務所は10,000人以上を収容しているが、刑務所医師は3人しかいないという。」(パラグラフ 24- 26)

- 13.09 国連人権理事会のミャンマーにおける人権状況に関する特別報告官のプログレスレポート（2010年3月10日付け）によると、「…驚くべき数の囚人が刑務所内で死亡しているという報告がある。公式発表の統計はないが、政治囚だけでなく一般の囚人も共に死に至る環境に置かれているようである。」[32e] (パラグラフ 24)

- 13.10 上記レポートは、更に次のように言っている。

「特別報告官が深く憂慮しているのは、尋問中及び収監中に政治囚が拷問を受けているという報告があることである。釈放された元政治囚の証言によれば、拘束者に対する虐待と拷問には体系的なパターンがある。報告には、係官による肉体的、審理的、性的虐待の様々な形が詳細に示されている。意図的な保健医療に係る手抜きをはじめとして故意に悪化させた刑務所の環境は、囚人に耐えがたい苦しみを与えている。」[32e] (パラグラフ 33)

- 13.11 外務・連邦省の2009年人権と民主主義に関するレポート（2010年3月17日）には、次のように述べられている。「多くの囚人が、…2008年後半から2009年初めにかけてインセイン刑務所から厳しい環境にある僻地の国境地帯の刑務所に移送された。この移送プログラムは、政治囚を家族やサポーターから隔離しようという意図で行われたものである。一部の家族は食糧、薬などの差し入れ物資を持って5日も旅して面会に訪れなければならなくなっている。それらなしに囚人たちは生き残ろうと戦っている。」[5b] (p92)

- 13.12 同じレポートは、次のようにも言っている。「ビルマでは、囚人との面会には厳しい制限があり、国際赤十字委員会(ICRC)も、2006年に中断していた独自の刑務所訪問を再開することが出来ないでいる。それでも、ICRCは、囚人の家族に対する若干の支援を続けている。」[5b] (p92)

- 13.13 国連総会提出のミャンマーにおける人権状況：事務総長のメモ（2009年8月28日付け）には、次のようにある。「拘束の過酷な状況に関する配布資料を受領した。そこには、特に尋問段階での状況が報告されており、独房監禁、強制労働、足枷、囚人に対する虐待行為などが含まれている。…緊急医療ケアに必要なものの長いリストもある。信頼できる筋によれば、25人ほどの政治囚が独房監禁に置かれているという。」[32c] (パラグラフ 28)

13.14 上記レポートは次のようにも言っている。

「...2009年2月にインsein刑務所の診療所を訪れ、ランダムに囚人たちと話をした際、特別報告官は、カレン州の軍の基地での強制労働から逃れようとした囚人が足を鎖でつながれているのを発見した。刑務所当局は、インsein刑務所には30人から40人が足を鎖でつながれていることを認めた。刑務所長が店を営み、囚人たちを好きなように扱い、現行のルールや規則を無視している刑務所もあるという。しっかり監視し責任を明確にするよう上層部の注意が求められる。」 [32c] (パラグラフ 30-31)

13.15 国連人権理事会のミャンマーにおける人権状況に関する特別報告官のプログレスレポート（2010年3月10日付け）には、次のように記されている。

「...報告官は、シットウエ、ブティドンおよびインseinの3つの刑務所を訪れることができた。そこで、14人の政治囚および児童1人と面会した。水や食料の不足、刑務所スタッフによるゆすり、などを含む刑務所の環境に深く憂慮する一方、特別報告官は、ブティドンとインseinの刑務所の環境はここ数カ月の間に改善されてきていることが分かった。特別報告官は、当局に対し、刑務所システム全体でそのような改善の努力を続けるよう促した。2010年2月にブティドンとインseinの刑務所で、食事と医療ケアの改善、読み書きの材料を求めてハンストを行った囚人達の要求に積極的に取り組むよう当局に求めた。」 [32e] (パラグラフ 19)

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

14. 死刑

14.01 ビルマには、殺人などの一般犯罪に対して死刑を適用する制度がのこっている。しかし、アムネスティ・インターナショナルが2011年3月22日時点で査定した死刑廃止論の国と死刑存続論の国のリスト（作成日不明）によれば、ビルマは、「...実質上は廃止論の国とみなすことができる。過去10年一度も死刑が行われていないことから見て、死刑を実行しないというポリシーあるいは慣行があるものと思われる。」 [12b] (事実上の廃止論者)

14.02 国連人権理事会のミャンマーにおける人権状況に関する特別報告官のプログレスレポート（2010年2月のミャンマー訪問の後2010年3月10日に発表）は、次のように言っている。「特別報告官はミャンマー政府が死刑適用の一時停止を続けていることを評価する一方で、下級裁判所では相変わらず死刑判決が続いていることを遺憾に思っている。」 [32e] (パラグラフ 40)

14.03 ラジオフリーアジア(RFA)は、2010年1月8日、次のように報じた。

「ビルマの前首都のラングーンに拠点を置くレポーターによれば、あるビルマの裁判所で、2008年の政府の北朝鮮訪問に関する秘密の詳細情報を漏らした1人の政府職員と1人の退役軍人に対して死刑判決を下した。被告は、退役少佐のウイン・ナイン・チョウと外務省職員のトゥラ・チョウである。彼等は、北朝鮮との首脳級の接触の証拠を示したレポートとともに軍の秘密のトンネル網の写真を流布し、ビルマが核兵器の開発を行っている可能性があるとの恐怖を世界に与えた。このため有罪とされた。...匿名希望の有力弁護士の一人が語ったところでは、1988年

50 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

以来200人以上の囚人が死刑囚監房に入れられてきたが誰も死刑になった者はいないことから見て、今回の事件で死刑判決が出たというのは疑わしい。」[18a]

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

15. 政治的所属

- 15.01 政治囚支援協会(ビルマ)(AAPP)の拷問、政治囚および法の無視：ビルマにおける平和、安全および人権への取り組みと題するレポート（2010年10月14日付け）には、次のように記されている。

「不法団体に関しては、実際に会員登録をしていなくとも、単にメンバーであることだけで、かなりの問題になる。1990年までに93の団体が国家法秩序評議会により不法団体と宣告された。1990年以降に、次の4つの団体が不法団体リストに加えられた。カレン民族同盟、新社会民主党、全ビルマ学生民主戦線、及びごく最近加わったビルマ弁護士評議会の4団体である。何をもって組織というかには主観的な要素があり、通常当局が恣意的に決めている。」[44d] (p6)

- 15.02 米国国務省の2011年4月8日発表の2010年人権状況に関するカントリーレポート (USSD レポート2010)には、次のように述べられている。

「体制は、政権交代を求める市民の権利を組織的に抑圧し市民を威嚇している。また、体制は 1990 年の選挙に基づく国会の開催を拒み続けている。

「2008年憲法によれば、...選挙で選ばれた国会議員により二院制議会が形成される。しかし、議席の25%以上が制服組の国軍総司令官に任命される軍人のために確保されている。また、選挙前の少なくとも10年間に継続してビルマに住んでいた者だけに被選挙権が与えられ、そうでない者は排除される。事前の不正で体制が資格なしとみなした者、外国の支援を受けている者、あるいは外国籍を持っている者も除外される。」[7a] (セクション 3)

- 15.03 また、上記USSDレポート2010は次のように言っている。

「政府職員は、通常、政党に所属することおよび政党を支持することは禁じられている。しかしながら、それは時と場合による。政府の定義する公務員とは局長・部長クラスのを言い、大臣は公務員とはみなされないというのが政府の主張である。4月(2010年)、政府が大衆動員した組織、国家団結発展協会(USDA)が政党に衣替えし、国家団結発展党 (USDP) となり、11月7日の選挙に立候補者を立てた。首相をはじめとした政府首脳はUSDPで指導的役目を務めている。USDAを引き継いだUSDPは、人々に同党に参加するよう威圧的に強要しており、政府部門の職員もその圧力を受けている者達であろう。学生が政治に参加することは禁じられてはいないものの、政府は学生の政治参加に否定的である。」[7a] (セクション 1f)

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

政治的表現の自由

- 15.04 アムネスティ・インターナショナルは国連人権理事会あての2010年2月22日付けの

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 51

ステートメントで、次のように言っている。

「ミャンマー政府は、少数民族反乱分子や活動家に対しいろんな面で人権侵害を行っている。拷問などの残虐行為、宗教や民族による差別、不法殺害、短期の恣意的拘束或いは投獄などが行われている。これら拘束もしくは投獄された者はみな、ビルマに多数いる政治囚（約2,100人）、政治的信条、信仰あるいは良心的信念、民族母体、言語、国家的・社会的基盤、出生、あるいはその他の身分などのゆえに拘束された者である。その多くが政治囚であり、彼等は平和的にその信条を表現している者である。そのような政治囚や活動家たちがアムネスティ・インターナショナルに語ったところによると、彼等は、2007年のサフラン革命の際にラカイン州（アラカン）であったような大きな抗議運動の一員であるとして政府の弾圧を受けている。一方、当局は、カチン州での小規模なダム反対署名運動のような特定の活動を追っている、という話もあった。政治的反対意見の表現は比較的単純な形であっても弾圧の対象になっている。例えば、側面に“NO!”（憲法草案に対する反対の意味）と書いたボートを川に浮かべただけで拘束されたカレーニの若者達もいた。」 [12d] (少数民族の弾圧)

- 15.05 USSDレポート2010には、「活動家や政治家はその活動が常に当局の監視を受けていると言っている。」と書かれている。」 [7a] (セクション 1f)

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

政治囚

刑務所の環境のセクションも参照。

- 15.06 ヒューマン・ライツ・ウオッチは、2011年1月24日発表の2011年ワールドレポートで、次のように述べている。「この年（2010年）、拘禁中の2,100人以上の政治囚の釈放につきこれと言って何も手を打たなかった。唯一あったのは、ノーベル賞受賞者のアウン・サン・スー・チーの自宅軟禁を11月13日付けで解いたことである。」 [39e]
- 15.07 アムネスティ・インターナショナルの2010年アニュアルレポート：世界の人権状況（2011年5月11日発表）は、2010年の出来事をまとめており、アウン・サン・スー・チーの解放の話のほかに、次のようなことを書いている。「38人の政治囚が釈放された。NLD（国民民主連盟）スポークスマンのウ・ウイン・フテインは、刑期満了の2カ月後に釈放となった。NLD副委員長のウ・ティン・オーは、7年間にわたった自宅軟禁を解かれた。...2008年と2009年に不法土地没収に抗議して訴えを起こした農民を助けたため、投獄されたミン・マウンとトゥラ・アウンの2人は、上告により減刑された刑期が満了した8月（2010年）に釈放された。」 [12e] (政治囚)
- 15.08 政治囚支援協会(ビルマ)(AAPP)は、2010年アニュアルレポート：ビルマにおける政治囚（2011年1月14日付け）の中で、次のように言っている。「2010年には、53人の政治囚が釈放され、66人の活動家が判決を受け、61人が釈放され、52人の囚人が別の刑務所へ移送された。また、2010年には、新たに59人以上の政治囚が健康障害を起こし、2010年12月31日の時点で健康を害している政治囚の総数は少なくとも142人となった。」 [44b] (2010 傾向分析)
- 52 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

15.09 AAPPは、2011年5月3日更新のウェブサイトで、ビルマには2,061人の政治囚がいる、と言っている。また、AAPPは、これら拘束中の政治囚の名簿を載せている。」
[44a]

15.10 AAPPの拷問、政治囚および法の無視：ビルマにおける平和、安全および人権への取り組みと題するレポート（2010年10月14日付け）には、次のように書かれている。

「ビルマにおいて政治囚とは何を意味するかを理解するには、政治活動家もしくは反体制活動家とは何を言うのかを知らなければならない。政治活動家とか反体制活動家という言葉は、あたかも単一のまとまった政治グループがあるがごとくに、多岐にわたる人達を十把一絡げにするような言い方である。実際にはそうではなく、皆が単一の政治イデオロギーの下にまとまっているわけではない。むしろ、反体制活動家の社会は、全国的に散らばり、さらにはお互いに入り混じった様々な種類の人達からなっている。最近解散した国民民主連盟のような大きな政治団体に属する人もいれば、アンダーグラウンドの若者の文化ネットワークであるジェネレーションウエーブのような小さなグループにいる人もいるし、1人で活動している人もいる。反体制活動家には、政府に批判的な記事を書く者、政府の経済政策の失敗に抗議して托鉢をやめてしまう僧侶、貧困や憂鬱についての詩を書く者なども含まれるかもしれない。これらさまざまな人達を一つにつなげているのは、ビルマの軍事政権がそのポリシーに反するとみなすような活動に皆が参加しているという認識ある。その活動は、“反政府”とか“安全への脅威”と呼ばれ、時には“テロ”とさえいわれる。ビルマでは、“政治的”であるとされたり“安全の脅威”とみなされたりすることはそれほど多くない。世界人権宣言のコピーを持っているだけで、5年の懲役刑の判決を受ける可能性がある。独立の学生組合にビラをまくのも同様である。一部の政治囚には、逮捕されるまで一度も政治に関与したことがなかったものもいる。1人の元政治囚は服役の効果をこう表現した。“逮捕されるまで自分を政治的と思ったことは一度もなかったが、刑に服することで体制は私を政治的にしてしまったのである。” [44d] (p6)

15.11 上記レポートによれば、ビルマでは、下記のような罪で拘束され判決を受けた人が政治囚と考えられる。

法律	セクション	罪	最大刑
刑法	121, 122(1), 122(2)	国家反逆	死刑もしくは終身刑
	124 ,124(A)) and 124 (B)	国家反逆；反乱；国家の一機関またはその構成単位の武力による転覆補助などの隠ぺい（報告不履行）	懲役7年；終身刑；懲役3年
	143 – 146	不法結社	懲役2年
	295, 295(A)	宗教の侮辱	懲役2年
	505(B)	公共被害をもたらす発言もしくは風評流布	懲役2年
不法結社に関する法律 (1908)	17/1 & 17/2	不法結社への会員登録；不法結社の運営もしくは推進（またはその支援）	懲役3年；懲役5年
国家保護法 (1975)	10(a) & 10(b)	国家の主権と安全を脅かそうとする人を起訴あるいは裁判なしに拘束（又は自宅軟禁）すること	懲役5年（一年延長可）
緊急措置法 (1950)	5(d), 5(c), 5(j)	社会不安の形成；虚偽のニュースの伝播など国家の安全もしくは法秩序回復を弱体化させる活動	懲役7年
電子取引に関する法律 (2004)	33(a), 33(b) & 38	国家の安全に害を及ぼす行為の企てを目的とした電子取引技術の使用；国家の機密に関する情報の授受；同様の企て、陰謀、あるいは扇動	懲役15年
6/88	5, 6, 7	政党登録に関する法律〔1988年〕では登録が許可されない組織の結成；騒乱を扇動する組織の結成；それら組織への参加又は支援や扇動を禁じる法律への違反	懲役5年
6/9 6	3, 4, 5, 6	国家の責任の平和的かつ組織的な履行および反政府運動や騒乱に対する憲法の機能の完全発揮を確保することを保護する法律への違反	懲役20年
印刷および出版に関する法律 (1962)	17/20	すべての印刷物は出版前に審査のため出版物審査委員会に提出せねばならないとする法律への違反	懲役7年
公式機密に関する法律 (1923)	3	直接的あるいは間接的に敵に役立つと思われる情報の発信	懲役14年
テレビ・ビデオに関する法律 (1996)	32(B)	検閲を受けていないもののコピー、配布、貸し借り、あるいは展示	懲役3年

[44d] (p7)

司法制度および最近の進展（2010年11月～2011年3月）：[アウン・サン・スー・チーの釈放](#)のセクションも参照。

- 15.12 USSDレポート2010は次のように言っている。「刑法によれば、政治活動家に対する刑の判決において、政府の検事はいくつかの法律違反の刑を累計して科すことが許される。ここに言うその他の法律には、通貨取り扱い違反に関する法律、社会不安を起こす可能性のある印刷物の発行あるいは風評の流布に関する法律など長く無視されてきた古い法律が含まれる。このやり方によると刑期を加算して長い懲役刑の判決を下すことができる。」 [7a] (セクション 1e)

- 54 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

目次に戻る
情報ソースに進む

結社・集会の自由

- 15.13 USSDレポート2010によれば、集会の自由は法により規制されており、事実、それは政府により厳しく取り締まりを受けているという。同レポートは次のように記している。「古くからの政令は、屋外での5人以上の集会を許可なしに開くことを公式に禁じている。この政令の規定は必ずしも常に守られるわけではない。官憲及びその支援者は、平和的なデモや集会を分裂させるために威嚇、暴力、および逮捕権を用いることがしばしばある。」[7a] (セクション 2b)
- 15.14 フリーダムハウスの2011年世界における自由ワールドレポート（2011年5月12日発表）は2010年の出来事をまとめているが、ミャンマーに関して次のように記している。「屋外での5人以上の集会を許可なしに開くことは禁じられている。官憲がデモや集会を力で分裂させることはよくあることである。最も有名なのは2007年の抗議デモの弾圧である。」[14a]
- 15.15 結社の自由については、USSDレポート2010は、次のように記している。

「結社に関する法律は、国民に団体または組織を結成する権利を与えている。しかし、政府は、特に民主化運動支援者に対しては、結社の自由を制限しており、亡命したグループないし個人と接触する者はそれらと連携しているものとみなされる。法律は、国家元首が不法と宣言した組織と連携することを禁じている。

「結社の自由は、通常、政府公認の団体についてのみ認められている。労働組合、専門家集団、及びUSDP がその対象となる。聖職者団体や非営利団体も若干存在するが、それらは政府のポリシーに従って慎重に行動している。3月（2010年）に政府が発表した極めて制約の多い選挙関連法に従い、47の政治団体が結成・登録の許可申請を行った。最終的に政府が承認したのは37の政党であった。政府は、3つの政党（すべてカチン族）の申請を無効とし、NLDを含む10の政党の解散を発表した。NLDは、今回の選挙関連法の下で登録することを原則として拒否していた。NLDは以前の選挙の際に登録を済ませているので政党として存続する権利があると主張し、政府が遡及的にNLDの登録を抹消するのは違法であるとして政府を訴えた。11月、最高裁は、NLDの登録抹消に関する訴えを退けた。NLDは、さらに最高裁への上告を試みるつもりであるとしている。政府当局と政府の選挙管理委員会は今回登録した政党の活動を厳しく監視する方針であるとした。[7a] (セクション 2b)

最近の進展（2010年11月～2011年3月）：[2010年11月選挙のセクション](#)も参照。

- 15.16 タイに本拠を置くビルマ人権教育研究所(HREIB)は、*忘れられた未来：ビルマにおける武力紛争の被害を受ける子供達*と題する2008年9月のレポート(HREIB レポート)の中で、次のように述べている。

「SPDCの不法結社に関する法律は、紛争地帯のコミュニティに対する基本的な人道支援を提供する個人や草の根組織を罰するのにしばしば使われている。同法によれば、亡命グループを政治的に支援していることが判明した者は、国家の敵と

みなされ、罰せられる。この法律自体は、個人や社会に脅威を与えることで抑止力として機能する。事実、一部の村の村長は一部の支援組織から多くの援助を受けることは将来の負担となるとして消極的なものもある。」 [64a] (p82)

海外におけるビルマ人デモ

15.17 ラングーンの英国大使館駐在の外務・連邦省(FCO)職員は、2011年2月4日付けの書簡で、ビルマ国外でのビルマ人のデモについての英国国境省の問い合わせに答えており、次のように書いている。「...大使館スタッフは、ビルマに帰国したビルマ人が英国での活動のために逮捕された者がいたかどうかについては個人的には聞いていない。我々の見るところ、特にリスクにさらされているのは、ビルマでの活動の実績のあるリーダーや個人であろう。」 [5w]

15.18 出身国情報局宛ての 2010 年 6 月 26 日付けの書簡（オリジナルは 2008 年 8 月 1 日付け）にて、外国・連邦省(FCO)は、次のように言っている。

「当局が個々のケースに対してどのような判断を下すかは難しい問題である。しかし、少なくとも次のようなケースでは罰を受ける危険性が高いと信じている。一つは、デモを指導・組織した場合であり、もうひとつは、特別過激な扇動行為を行った場合である。数多くの人に参加するデモやイベントに参加すること自体は、私の見るところ、ことさら注目に値することではない。国に帰ると取締りを受ける（すなわち、見張られ、つけられ、制約を受ける）ことになるが、それは多くのビルマ人に対するものと変わるものではない。」 [5g]

15.19 さらに、FCOの2011年2月4日付けのレターには次のように記されている。

「1) 英国大使館の前で行われるデモに参加したビルマ人の情報はおそらくしっかりと記録されており、その記録は間違いなくビルマの移民局に送られていると思われる。

「2) そのようなデモに常時参加しているビルマ人は、おそらく写真を取られており、ビルマ当局はその人物を特定しているはずである。

「3) そのようなビルマ人が帰国すれば、ビルマ当局の注目度が高まるきっかけを与えることになり、その人物に対する迫害、投獄、虐待などのリスクが生まれる。」 [5w]

15.20 カナダの移民難民委員会(IRB) は、2007年8月7日付けの情報請求に対する回答(IRB)において、次のように言っている。

「ミャンマーに関して多くの実績を持つインターパリ（2006年9月25日時点で人道支援と人権擁護促進運動を行っていた団体）のプログラム・マネジャーは、2007年7月27日の電話インタビューで調査当局に対し次のような情報を提供した。国外に出るミャンマー人はミャンマー当局により監視されているかどうかについてそのプログラム・マネジャーは次のように語った。それは、その人の身元はどうか、どんな目的で国を出たのか、政治的に活動的な人物かどうか、などによって事情は異なる。彼女の説明によれば、ミャンマー政府は“綿密な”監視システムを持っており、人々は常に監視の目を感じている。国外に出ている時でもそうである。政治的に活発でない人で国外に出ることは殆どない人は官憲の監視対象とはなら

56 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

ないであろうが、政治的に活発な人の移動は官憲に監視されているに違いない。彼女が言うには、“政治的に活発”という概念についての官憲の認識は幅が広い。例えば、保健部門で働く人は政治的と見なされる。また、彼女は次のようにも言う。少数民族ロヒンギャの人々は、特別に官憲の緊密な監視の対象とされ、“迫害に直面している。常に彼等を追跡監視するシステムが出来あがっている。彼女はさらに次のように言う。ミャンマー出身の人々と一緒に活動する団体はミャンマー当局に常に監視されているので、eメールや電話などを通じた情報交換には周到な注意を払うことは当たり前のことである。」[37a]

15.21 さらに、上記の資料には次のようにある。

「アジア法律情報センター(ALRC) のプロジェクトオフィサーは、2007年7月39日付けの書簡で調査総局に対し次のような情報を提供している。ALRCは、国連経済社会理事会の総合諮問資格を持ち、....ミャンマーにおける人権に関する事例をモニターしている非政府組織(NGO)である。

「多くのケースを見て気付くことは、特に政治活動に係っている国外在住のミャンマー人の活動は明らかにミャンマー政府により監視されているということである。しかしながら、どの程度まで監視が行き届いているのかは推測の域にある。監視には、人的資源の面でも、近代的な技術資源の面でも限界がある。それでも、独特の手法を使って冠詞が行われている。たとえば、国外にいるミャンマー人を納税やパスポート更新のために大使館や領事館に出頭することを求めるなど、外国の居住権や国籍を持たない国外在住のミャンマー人のプレゼンスを保つやり方を使っている。」[37a]

15.22 上記IRBの中の回答には次のような記述もある。

「国内避難民モニターリングセンター(IDMC) のアジア担当のカントリーアナリストは、2007年7月27日付けの調査総局あての書簡で、次のような情報を提示している。なお、このカントリーアナリストは、そこに提示された情報は彼女のミャンマーに関する多くの経験に基づく個人的な見解である、と言っている。

「“ビルマを出た人の数は膨大（迫害や人権侵害を受けたためビルマを離れた人だけでも300万人と予想される）であり、外国在住のすべての人の動きを監視するのはビルマ政府にとっても無理なことである。しかしながら、ビルマにいた時に既に政治運動に関与し、既に政府のレーダースクリーンに捕えられていた人が国外に在住しているような場合には、政府はその人の動きを監視するであろう。ただ、そのような人は国を出る際に当局の許可を取得している可能性は極めて低い。1980年代後半から1990年代前半にかけて、大量のビルマの政治運動家が国外へ逃亡した。彼等は、政府と武力闘争を行っていたビルマの少数民族グループの助けを得て国境を越えて違法出国したのである。彼等の多くは、政治的意見を持っているため、再び国に戻ることはできなかった。”

「“近年国外に出るビルマ人は概ね次の二つのカテゴリーに属している。

「i) T政府の迫害や弾圧のため生きて行くのがやっとという状態に追いやられた低所得グループの農民や未熟練労働者。このカテゴリーの人達は、違法越境してタイやインドなどの隣国へ逃れている。大多数は少数民族出身者だと思われる。もし彼等がカナダなどの西欧諸国に逃れたとしたら、第三国定住資格を持つ難民

となるのが普通である。”

「“ii) 高学歴で経済的にも恵まれた人で、留学や外国勤務のため出国許可を取得した人。このカテゴリーの人の大多数は、マジョリティーのバーマ族と思われる。彼等は、カナダや西欧諸国に住める可能性が高い。”

「“私は、アメリカで、亡命希望のビルマ人の支援ための誓約書を書くよう求められたことがあるが、その人達は概ね上記の 2 番目のカテゴリーに該当する人達であった。私の経験から、これらのケースの典型的なものは米国に留学している間に民主化運動に熱心になった人のケースであることが分かった。 彼等の活動が、大学キャンパスで平和的にデモ行進を行ったり、アウン・サン・スー・チーの誕生日にコラムを大学新聞に投稿したり、と言ったかなり限られたものであれば、ビルマ政府は、そのような人達の活動を監視することはまずあり得ないだろうし、また、その関心もないであろう。”

「“しかし、もしその人達が次のような人であるとしたら、監視される可能性はかなり高くなる。それは、ビルマでの政治運動の経験を少しでも持っていて、アメリカに来てからビルマのためのUS キャンペーンのような政治運動グループに積極的に参加するようになったり、亡命ビルマ人の集会で発言したり、はては（2005 年にあるビルマ難民女性がしたように）ブッシュ大統領に会ったりするような人である。海外在住のビルマ人が監視されているかどうかを測る一つの方法は、ビルマにいる彼等の家族の状況に何か変化が見られるかを捜すことであろう。たとえば、その人が政治的に活発になったとしてビルマ当局がその家族を訪れるようなことがあれば、間違いなく当局がその人を注視している証拠であると言える。”」 [37a]

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

反政府グループおよび政治運動家

- 15.23 政治囚支援協会（ビルマ）（AAPP）は、*沈黙する反乱分子：2010年の総選挙に向けてビルマの政治運動家の投獄が続くと題するレポート*（2010年11月付け）にて、次のように言っている。

「2008年憲法に関する国民投票が2008年5月に行われ、政府の”民主化“のためのプランに異議を申し立てる人達に何が起こるかという段階に入った。2008年2月19日に国民投票実施を発表した後、SPDCは、国民投票法1/2008 を承認した。この法律によれば、”ビラまき、ポスター張り、投票妨害”は禁止され、違反者には3年以下の懲役刑が科される。この法律は、”反対“投票や国民投票ボイコットのキャンペーンを抑止するために使われている。民主化運動家は、脅しや嫌がらせの中で、反対投票キャンペーンに参加している。[44e] (反対意見の帰結)

憲法に関する国民投票に関する詳細については[歴史](#)（1948年の独立から2010年11月まで）を参照。

国民民主連盟 (NLD)

- 15.24 ジェーンの2011年1月11日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：

- 58 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

ビルマの国内情勢のセクションには、次のように述べられている。「NLD は1988年9月28日に結成された。アウン・サン・スー・チーに率いられ、軍事政権に反対する最も重要な政治運動団体として急速に浮上した。...NLD は1990年の総選挙で圧倒的な勝利を収めたが、政権奪取はかなわなかった。」[8a] (政党)

- 15.25 アウン・サン・スー・チーは、総選挙の6日前の2010年11月13日に、15年に及んだ自宅軟禁が解かれて自由の身となった。(EIUCントリーレポート:ビルマ、2010年12月 1日) [46d] (政治的場面：アウン・サン・スー・チーの自宅軟禁解除)

- 15.26 ジェーンは次のように言っている。

「2010年の5月までは、ミャンマーの反政府運動の中心はNLDにあった。しかしながら、NLDの中央執行委員会は、多くの制約を含む選挙関連法に対する抗議として2010年11月7日の総選挙への参加のための登録をボイコットするという戦略的決定を下した。その結果、同党は、5月6日の登録申請期限（政党登録に関する法律に規定されている）を過ぎた時点で、強制的に解党させられることになった。2010年3月初めに発表された選挙関連法によれば、政党は有罪判決を受けた者の入党を阻止し排除することが求められる。アウン・サン・スー・チーおよび政治的信条のゆえに拘束されている多くのNLDメンバーもこの対象にふくまれる。また、登録政党は2008年に軍が起草した憲法を受け入れることが求められ、SPCDは1990年総選挙の結果を認めるべしとの積年の要求も取り下げなければならない。」[8a] (政党)

- 15.27 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）は、2011年2月2日、次のように報告している。

「NLDは、11月（2010年）の総選挙をボイコットすることを決定したことで、法的には、政党としての法的資格を失ったことになる。選挙管理委員会によれば、選挙に参加するための登録を怠った政党は結果的にその法的政党資格を失う。NLDはこのことを裁判所に訴えた。この最初の訴えが却下されると、12月には最高裁に上訴した。しかしながら、1月28日（2011年）、首都ネピドーにある特別控訴審は、NLDはやはり“違法の団体”であるとの裁定を下した。NLDの事務所はまだ開いており、党の会議や集会も開かれており、SPDC（国家平和発展評議会）は、当面は、NLDが既成事実上の法的団体として活動することを認めているようである。しかしながら、軍事政権はすべてのカードを握っており、いつでも同党を解体させる事が出来るし、場合によってはアウン・サン・スー・チーを拘束することも出来る。」[46b] (政治的場面：NLDは法的資格の奪還に失敗)

- 15.28 政治囚支援協会（ビルマ）（AAPP）は、*ビルマにおける政治囚*と題するレポート（2011年1月14日付け）にて、2010年12月31日時点の状況を次のように報告している。「...国民民主連盟のメンバー399人がビルマの刑務所に収監されている。430人が拘束されていた2009年末に比べると31人減ったことになる。前向きな進展は殆どなかったが、特筆すべきは、2010年に同党の名のある人が何人か釈放されたことである。指導者アウン・サン・スー・チーが11月に、ウ・ウイン・フテインが7月に、副委員長ウ・ティン・ウーが2月に釈放となった。彼等は、非民主的な選挙関連法のために余儀なくされたNLDの解党に立ち会うことになったのである。」[44b] (国民民主連盟)

最近の進展（2010年11月～2011年3月）：アウン・サン・スー・チーの解放のセク

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

59

ションも参照。

国民民主勢力 (NDF)

- 15.29 国際危機グループ(ICG)のミャンマーの選挙後の展望と題するレポート（2011年3月7日付け）は、「NLFは、一部のNLD幹部が選挙ボイコットの決定に反対して結成したものである。」と述べている。[36a] (p2)

- 15.30 ジェーンの2011年1月11日更新のセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：ビルマの国内事情のセクションには、次のように記されている。

「NLFは、NLDが解党した後、NLDの元メンバーにより結成された。リーダーはタン・ニエンで、人権に関するキャンペーンを行う一方、少数民族を排除し民主的ルールを妨げる憲法上の問題に焦点を当ててミャンマーの抱える問題の解決を試みようとする政治綱領を掲げている。NLFは、アウン・サン・スー・チーのいう11月7日選挙のボイコットの勧めに反対し、限られた政治的空間を最大限に生かそうと決めたのである。しかしながら、選挙が終わり、NLFは不正投票や選挙妨害があったと訴え、今選挙結果に対する抗議を行っている。」[8a] (政党)

- 15.31 オーストラリア放送協会(ABC)は2010年12月30日のABCニュースで、国民民主勢力の選挙戦について、次のように報じた。「...161人の候補者を立てて獲得した議席は16という結果となったが、NLFは、圧倒的勝利を収めたという軍事政権のバックアップを受けた政党による不正が広がっていたことに抗議している。」[10a]

最近の進展（2010年11月～2011年3月）：[2010年11月選挙](#)のセクションおよび附属書B:[政治団体](#)も参照。

目次に戻る
情報ソースに進む

反乱グループ

- 15.32 政治囚支援協会（ビルマ）(AAPP) は、沈黙する反乱分子：2010年の総選挙に抜けてビルマの政治運動家の投獄が続くと題するレポート（2010年11月付け）にて、選挙前の期間について報告し、次のように言っている。「危険を顧みず、勇敢な人々が選挙反対のキャンペーンを行っていた。選挙運動期間中には、ラングーンやマンドレーでは、有権者に選挙ボイコットを訴えるステッカーやチラシが各所で見られた。このキャンペーンを組織したのは、全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU)、88年代学生党および若者の文化ネットワークであるジェネレーションウエーブであった。これらすべてのグループの多くのメンバーは投獄されている...」[44e] (2010年選挙への反対キャンペーン)

最近の進展（2010年11月～2011年3月）：[2010年11月選挙](#)のセクションも参照。

全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU)

- 15.33 全ビルマ学生自治会連盟(ABFSU)は、1988年に起こった民主化運動で再浮上したものの、その後メンバーの何人かが逮捕・投獄され、1990年には地下組織化した。2007年の民主化デモでABFSUは再び表に出てきた。（ジ・イラワディ、2007年8月28日）[26a]

- 60 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

- 15.34 国際人権連盟(FIDH)の**人権擁護団体の保護に関する展望**と題する2010年年次報告（2009年6月18日発表）によれば、ABFSUはビルマ最大の学生同盟であり、体制からは非合法とされている。[31a] (p234)

目次に戻る
情報ソースに進む

全ビルマ僧侶連盟 (ABMA)

- 15.35 2010年1月12日のジ・イラワディの報告にあるように、2007年の革命を主導した全ビルマ僧侶連盟は、「...亡命中のメンバーとビルマ在住のメンバーからなる主導的な反政府グループである。」[26b]
- 15.36 ヒューマン・ライツ・ウオッチ(HRW)は、*ビルマの忘れ去られた囚人達*と題するレポート（2009年9月16日付け）にて、全ビルマ僧侶連盟の指導者の一人ウ・ガンビラにつき次のように記している。

「彼は、（2007年の）デモをリードした最も目立つ率直にものを言う若い僧侶で、中心的な運動組織家である。彼は、官憲の目を避けてラングーンとマンダレーの間を行き来している。デモ弾圧を受けて彼は地下にもぐった。1カ月以上隠れていたが、ウ・ガンビラは、2007年11月4日にマンダレーで逮捕された。官憲は、ウ・ガンビラが投降する前に、彼の弟アウン・チョウ・チョウも集団処罰の形で逮捕した。...

「この若き僧侶は、僧侶連盟のリーダーとしての役目に係る10の罪で起訴された...2008年11月に、裁判所は、ウ・ガンビラに68年の懲役の判決を言い渡した。そのうち12年は重労働の刑も付加されている。彼の弟アウン・チョウ・チョウは兄をかくまった罪で20年の懲役刑を受け、アラカン州のチャオピュー刑務所に送られた。彼の義弟のモエ・フタット・フラヤンは逃亡中に彼を助けた罪で投獄され、今はモン州のモールメン刑務所にいる。

「2009年5月に、ウ・ガンビラは、サガイン管区のカレーにあるさらに隔離された施設に移された。彼は健康を悪化させていると言われている。彼の68年の刑期は2009年6月に5年減刑された。」[39f] (苛酷な刑務所環境)

- 15.37 政治囚支援協会（ビルマ-AAPP）の政治囚名簿（2011年3月3日更新）によれば、ウ・ガンビラをはじめとした225人の僧侶がまだ収監されている。[44a]

公正裁判のセクションおよび信教の自由：仏教のセクションも参照。

88 年世代学生党

- 15.38 HRW の *ビルマの忘れ去られた囚人達* と題するレポート（2009年9月16日付け）によれば、88年世代学生党は、1988年の暴動で生まれた元学生指導者のグループが2005年に結成したものである。[39f] (88年世代学生党)
- 15.39 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) は、*カントリープロファイル：ビルマ*（2008年10月9日付け）で、88年世代学生党について次のように記している。「...2007年には、政治囚釈放を求める徹夜の祈り集会など数多くの市民抵抗運

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 61

動を組織した。2007年8月には、このグループは厳しい経済的困難を招くことになる燃料価格値上げを決定した軍政に反対する平和的抗議運動を組織した。これら抗議運動はまたたくまに大きな反体制デモに発展した。ミン・コ・ナインをはじめとしたグループのトップリーダー達のほとんどが、その後のデモ鎮圧において逮捕された。」[46a] (88世代学生党)

- 15.40 国連人権理事会のミャンマーにおける人権状況に関する特別報告官のプログレスレポート（2010年3月10日発行）には、次のように記されている。「周知の88世代学生グループは、平和的民主化改革を支援したために厳しく罰せられた。多くの有名なメンバーが逮捕され、長期の懲役刑を科された。」そのうち少なくとも二人は65年の懲役刑を言い渡されたとレポートは付け加えている。[32e] (パラグラフ 55)

- 15.41 政治囚支援協会（ビルマ）（AAPP）は、沈黙する反乱分子：2010年の総選挙に向けてビルマの政治運動家の投獄が続くと題するレポート（2010年11月付け）にて、次のように言っている。

「2月（2010年）、（88世代学生グループの）ミン・コ・ナインとコ・コ・ジーは、軍政の選挙プロセスを認めることを公言することを条件とした釈放の選択のオファーを受けたが、学生たちはこれを拒否し、かわりに2008年にモービン刑務所において合意に達した“モービン宣言”の信条を固守することにした。この宣言によれば、政治囚の無条件釈放がない限り、また政権が関係するすべての政治団体と包括的な対話を約束しない限り、88世代学生グループは選挙を支持しないことになっている。政権はそのような約束をする様子が全くなく、政治囚の存在を繰り返し否定し、ビルマの刑務所にいるのは一般刑事囚だけであると主張している。」[44e] (選挙に関する政治囚への尋問)

- 15.42 AAPP作成の政治囚名簿（2011年3月3日更新）には、275人の学生と共に38人の88世代学生グループのメンバーが載っている。[44a]

ジェネレーションウエーブ

- 15.43 運動家のザヤール・タウの政治囚プロフィール（2009年6月29日更新）において、政治囚支援協会(ビルマ)(AAPP)は、ジェネレーションウエーブ（ミョーセット・ティット・ルンゲ）について次のように記している。

「...2007年のサフラン革命の頃に結成されたジェネレーションウエーブは、抗議の歌を歌い、反政府のビラを配り、軍の専制に反対するキャンペーンを展開している。彼等は秘密結社のフリーダムファイターズの手厚い協力を受けて”オー！ミャンマー”と題するCDを作成している。その中には、2008年5月の憲法国民投票における”反対投票キャンペーン”で歌われた”ノー！ノー！ノー！”という曲も含まれている。2008年10月9日には、ジェネレーションウエーブは、グループ結成1周年を記念して、“2008年軍独裁の終焉”と書かれたビラをラングーン、マンドレーをはじめとしたビルマ中の町で配った。」[44c]

- 15.44 ヒューマン・ライツ・ウオッチは、ビルマの忘れ去られた囚人達と題するレポート（2009年9月16日付け）にて、次のように書いている。「ジェネレーションウエーブのメンバーには、ゾー・タートーなどのヒップホップアーティスト、アルカール・ボ、アウン・ゾー・ピョー、ティハ・ウイン・ティン・、ヤン・ナイン・トウー、ワイ・ルイン・ピョーなどの若手の活動家がいる。」[39f] (88世代学生党)

- 62 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

16. 言論と報道の自由

16.01 米国国務省2011年4月8日発表の*2010年人権状況に関するカントリーレポート* (USSDレポート2010)は、ビルマにおける人権状況に関して次のように記している。「政府は、言論と報道の自由を厳しくかつ組織的に制限している。当局は、政府に批判的な意見を発表する者、反政府の意見が記載された出版物を配布又は保持する者を逮捕し、拘束し、罰を科し、投獄している。治安部隊も、反政府の意見を持つと思われる者を監視し、ハラスメントを与えたりしている。」[7a] (セクション 2a)

16.02 上記レポートには次のようにも記されている。「政府は、体制に批判的なすべての発言やイベントの開催のすべてを禁じるために実力行使し、脅しをかけている。政府はこの方針を若干の例外を除き一貫して堅持している。2009年とは違って、政府は、人権の日の記念式典を禁止しなかった。しかし、人権活動家によれば、プレーでは自宅で式典を開いていた喫茶店主が地方当局による制裁を受けるという事件があった。」[7a] (セクション 2a)

16.03 外務・連邦省 (FCO) の*2010年人権と民主主義に関するレポート* (2011年3月31日付け) は、次のように記している。

「ビルマのメディアは2010年もかなりの検閲を受けていた。すべての出版物は、法により、承認を受けるためにプレス検閲登録委員会に提出する必要がある。ジャーナリストは自己検閲を行っている。そうしないと投獄やライセンス取り消しや停止などのおそれがあることを知っているからである。ブロガーの活動もしっかり監視されている。2004年の電子取引に関する法律によれば、政府は、体制批判の情報を流布する者を投獄することが出来る。国の監視の脅威の広がりにもかかわらず、インターネットの使用に対するコントロールは甘く、ビルマ国民はインターネットへのアクセスにさしたる制約を感じていないのが実状である。フェイスブックその他のソーシャルネットワークワーキングファシリティーも利用可能である。」[5y] (p142)

16.04 BBC は、カントリープロフィール：ビルマ (2011年3月30日更新) にて、次のように言っている。

「ビルマのメディアは、1962年の軍事クーデター以来、厳しいコントロール下にある。詩から映画にいたるまですべてが検閲され、政府批判のものに限らず、ほとんどの悪いニュースもふるいにかけられる。自然災害に関するニュースレポートや時にはフットボールのナショナルチームが敗れたというニュースなども検閲の対象になったりする。

「国は、主な放送局の番組や出版物をコントロールしている。ニュースや記事は、ほとんどが将軍たちの公式行事や宗教式典への臨席に関する公式レポート、政策実施の進捗報告、ビルマに対する英米の陰謀の疑いに対する糾弾などで占められている。

「外国のラジオが貴重な情報源となっている。BBC、ボイスオブアメリカ、米国のバックアップを受けたレイディオ・フリー・エイシア、ノルウエー拠点の反政府ラジオ局デモクラティックボイスオブバーマなどがビルマのリスナーを対象にした番組を放送している。

「裕福なビルマ人は、海外のテレビや一部の国際出版物にアクセスしている。」[28a]

- 16.05 ジャーナリスト保護委員会(CPJ)は、*2010年報道への攻撃：ビルマと題するレポート*（2011年2月15日発行）にて、2010年11月の総選挙への準備状況につき次のように記している。

「9月14日（2011年）、国家選挙委員会は、立候補者が国営テレビ・ラジオで演説を行う場合のトピックには制限がある旨の通達を発した。禁止の対象は、幅広く、“治安、法ルール、および社会の安定を損ねる”スピーチのすべてとされている。また、候補者は、政策を議論したり、国家および国軍のイメージを’汚す’などのメディア声明を行ったりすることも禁じられている。」[15a]

- 16.06 また、CPJ は次のように言っている。「当局は印刷物の出版に対するすでに厳しい検閲指針を更に厳しいものとしている。これまでずっと、出版物の発行は、政府の検閲に必要な時間を考えて週単位で行うよう強制されてきた。ビルマメディア協会の11月（2010年）の報告によれば、政府の検閲機関は、アウン・サン・スー・チーの解放を集中的に報じた10の出版物を発禁とした。」[15a]

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

インターネットの使用

- 16.07 フリーダムハウスの*ネットの自由2011*と題するレポート（2011年4月18日発刊）は、ビルマのインターネット事情につき次のように述べている。

「新憲法は、...インターネットの自由を保証していない。憲法には、ただ、“国家の安全のために制定された法、法と秩序の維持、社会の平和と安寧、あるいは公共の秩序と道徳規範に反しない限り、すべての国民はその信状と意見を発表する権利を行使することが出来る。”とだけ述べられている。...電子取引に関する法律の第33条は、インターネットを不正使用した者は7年から15年の懲役刑および罰金刑が科されると定めている。ここに言う不正使用とは、国家の安全、法と秩序、社会の平和と安寧、国家の団結、国民経済、あるいは国民文化に“害を及ぼす行為”であり、具体的にはそれらに関する“有害情報の授受および流布”を指す。」[14c] (p9)

- 16.08 さらに、上記レポートには次のように書かれている。

「政府は、体制とその活動に批判的な在外亡命ビルマ人の運営する政治的色彩を持ったウェブサイトやメディアサイトをブロックしている。政府は、“ビルマ”、“麻薬”、“軍事政権”、“民主主義”、“学生運動”、“8888（1988年8月8日に始まった抗議運動をこう呼ぶ）”、“人権”などの疑わしき言葉を含むすべてのメディアサイトをブロックしようとしている。YTP(国営のウェブ・ポータルで

- 64 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

あるヤタナルポンテレポート)は、亡命ビルマ人のメディアや海外のビルマ語のメディア報道とブログ、および数多くの外国新聞・テレビネットワークのサイトをブロックしている。国際的人権団体のウェブサイトもブロックされている。」[14c] (p6)

- 16.09 ビルマにおけるインターネット利用者の数については、時点は異なるが、ソースごとに様々な数字がある。BBCのビルマカントリープロフィール（2011年3月30日付け）によれば、「2009年9月時点で108,900人のインターネット利用者がいる（InternetWorldStats）。ネットへのアクセスは厳しくコントロールされており、劣悪な通信状況と不安定な電力供給状況がネット環境の妨げになっている。RSF（国境なき記者団）は、ビルマを、“限りなくイントラネットに近い”システムを持った”ブラックホール“と呼んでいる。」[28a]

- 16.10 国境なき記者団(RSF)は、2011年インターネットの敵：ビルマと題するレポート（2011年3月11日付け）にて、ビルマには30万人のインターネット利用者がいるとし、次のように述べている。

「体制はインターネットの広く厳しい検閲を強化している。ビルマのファイヤーウォールは、反政府のコンテンツが排除されたインターネットの利用のみに限定している。ブロックされるウェブサイトには次のようなものがある。在外亡命ビルマ人のメディアサイト、プロクシーなどの検閲回避ツール、一部の外国メディア、海外留学奨学金を提供するというブログやサイト、などである。...政府にブロックされておらず、ワールド・ワイド・ウェブにアクセスできるのは12,284のIPアドレスのうち118だけである。」[16a]

- 16.11 2011年ネットの自由というレポートは次のように言っている。「国際通信連盟によれば、2009年時点のインターネット利用者数は11万人で、人口の0.2%に相当する。MPT（ミャンマー郵便電気通信公社）の報告では、ビルマのインターネット利用者は40万人となっている。」[14c] (p2)

- 16.12 しかし、上記ソースによれば、「ビルマでは、一般のインターネットの接続料金はきわめて高い。地域差はかなりあるものの、人口の32%は貧困ライン以下の生活をしているというビルマにおいては法外な額である。」[14c] (p2)

- 16.13 2011年ネットの自由というレポートは次のように言っている。

「政府は、いくつかの国際的サイトを散発的にブロックしている。ヤフー！メール、MSNメール、Gメール、ビデオシェアリングサイトのユーチューブ、ソーシャルネットワークのメッセージサイトの目玉であるフェイスブック、グーグルのブログスポット、マイクロブログサービスのツイッターなどである。...(p4) 多くのインターネットカフェでは、店員が客のスクリーンを見られるようになっており、当局から指導されているのだが、インターネットアクセス規制を回避できるソフトツールを使ってアクセス規制回避を試みようとする者を探知することが出来る。しかし、インターネットカフェ店員の多くは、客を引き留めるためにプロキシアドレスを客に提供している。」[14c] (p5)

- 16.14 更に、上記レポートによれば、2010年までに登録したサイバーカフェ数は520軒で、2～3の主な町に限られている。[14c] (p2)

- 16.15 USSDレポート2010には、次のように書かれている。「e-メールなどの電子フォーラムに政治的、宗教的、反体制的な意見を発表する者を政府があからさまに告発することは稀であるが、そのようなアクティビティを取る者を別件逮捕で起訴することがよくある。」[7a] (セクション 2a)

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

ジャーナリスト

- 16.16 CPJ は、*2010年プレスへの攻撃：ビルマにて*、ビルマで投獄されているジャーナリストは2010年12月31日時点で13人おり、世界で4番目に多い、と言っている。同レポートは次のように記している。「軍政は電子法の厳しい適用を進めている。この法律は、国外への情報発信のためにインターネットを含む電子メディアを使用することを広く禁じており、外国通信社や亡命者のニュース団体に働くレポーターたちを抑圧し、脅えさせている。国内のメディアは厳しい検閲制度の中で運営しているため、反政府報道やコメントにかかわるニュースギャップは亡命メディアや外国メディアが埋めているのが実情である。」[15a]
- 16.17 政治囚支援協会（ビルマ）（AAAP）は、*2010年アニュアルレポート：ビルマの政治囚*（2010年1月14日付け）にて、次のように言っている。「ビルマでは、ジャーナリスト、ブロガーおよびライターたちに対する激しい抑圧と検閲が続いている。2010年12月31日の時点で、42人のメディア活動家がビルマの刑務所に収監されている。2009年末には41人であったから2010年に1人増えたことになる。」[44b] (ジャーナリスト、ブロガーおよびライター)
- 16.18 USSDレポート2010によれば、そのような囚人には最高35年の懲役刑の判決を受けているものも何人かいるという。[7a] (セクション 2a)

政治的所属：[政治囚](#)のセクションも参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに進む](#)

17. 人権に関する機関や組織、活動家

- 17.01 外務連邦省（FCO）の2011年3月31日付報告書 Human Rights and Democracy Report 2010 には、以下の記載がある。

「国家による人権関連サービスに関しては基本的な規定が欠落している一方、小規模だが熱気ある市民社会が発生している。共通の目標を掲げた市民団体のネットワークが発展中で、地方と国家の両レベルで市民社会を推進させる役割を演じている。市民社会の各集団では、地方コミュニティのレベルでの統治構造と民主的な基準とを設けるよう、推進活動を行っている。2010年にはこうした市民団体がビルマ政府と協力し、ビルマにおける人権に関する報告を、国連の普遍的定期審査（UN Universal Periodic Review）に対して実施、さらに女性の地位向上のための国家アクションプラン（National Action Plan for Advancement of Women）の草案作成にも関与した。さらに市民団体は地方レベルでは、ニーズを抱えるコミュニティを国際的ならびに地域的な援助プログラムが支援できるよう、活動を

- 66 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

展開している。選挙のプロセスにおいても、市民の自覚形成においてこうした市民団体が主要な役割を演じた。ことに少数民族居住地域や紛争地域では、地域の人々を守る戦略や仲裁に努めた。主要インフラストラクチャー プロジェクトに関しては、その社会的・環境的影響の認識を広めた。市民団体代表とビルマ政府の関係は、今も複雑なものである。政府は一部の非政府組織（NGO）を脅威と見なす一方で、他の NGO とは強調して、ある種の分野での国家戦略を構築している。例として、女性の地位向上や HIV/AIDs の問題などがある」 [5y] (p147)

「政党所属」、「女性」、「少数民族」、「医療問題」の各項も参照。

- 17.02 2011 年 4 月 8 日発行の米国国務省による Country Report on Human Rights Practices 2010（USSD Report 2010、人権慣行に関する国別報告書）には、以下の記載がある。

「ビルマ政府は、国内の人権団体が独立で行動することを許可しておらず、人権状況を外部のものが審査しようとする、今も敵対的である。ビルマでは、60 以上の非政治的な国際人権 NGO が活動している。その他にも暫定的な活動をしている NGO が少数あり、ビルマでの恒久的な活動を求めているのだが、それには政府との交渉が必要で、その交渉には長い期間がかかる」

「ビルマ政府は今も、国外からのジャーナリストや NGO スタッフ、国連機関のスタッフ、外交官に対して、国内の大半の地域で移動制限を課している。人権擁護者たちには、政府が承認する身元保証人による保証があり、しかも入国の目的が政府の承認するものでなければ、入国ビザの発行が拒否される場合が頻繁にある。また政府は外国人の移動を監視するとともに、市民が外国人と接触した場合には頻繁に尋問を行い、市民の表現や結社の自由を制限し、さらに政府による人権侵害の事実を市民が外国人に通知した場合には、その市民を逮捕している。こうした政府の措置のため、人権侵害に関する調査も妨害されている。ことに少数民族居住区や刑務所内での人権侵害の報告は、その侵害行為が発生したと思われる時点から何か月または何年も経てから入手される場合が多く、しかもその実体を検証できることは少ない」

「2008 年と 2009 年には、サイクロン（台風）“ナルギス”の被害を受けた地域には、NGO のスタッフが“同伴者なしで”入ることを、政府は許可していた。もっとも SB（特殊部隊）警察が、そうしたスタッフの多くを監視していたのだが。国連、ASEAN、ビルマ政府からなる三者中核グループが、サイクロン ナルギスに関連する問題への対応のために結成されたが、これは（2010 年）7 月に解散している。同年 8 月にはビルマ政府高官が、この災害復旧機関が完了したことを宣言、政府は被害地域における NGO スタッフの移動や活動に対する制限を強化した。国際 NGO や国連機関の一部がビルマ国内の他の地域に現場視察に向かう場合には、ビルマ政府の代表者の同伴が要求され、しかもその費用は NGO ないしは国連の負担とされた。もっともこの規則は、必ずしも実施されない場合もあったが。外国のスタッフがビルマ国内で、サイクロン被害地域外にあるプロジェクトの現場に移動する許可を得ようとしても、困難に直面する場合が頻繁にあった」

「国際的人道 NGO や国連機関の多くから、団体の活動や国際的な人物による人権活動家、服役者、少数民族との接触に対し、ビルマ政府は強力な制限を設けているとの報告がある。また、国際機関の一部のスタッフに対して、選挙が終わるま

でビルマ国外に退去しているよう政府からの要請があった、との報告もある。こうした国際機関の職員は、ビルマ政府から長期ビザを取得するのが困難だと報じている。国連機関や NGO ではビルマ政府との交渉を継続、人道団体の活動に関して相互合意によるガイドラインを定めるよう求めている」 [7a] (Section 5)

- 17.03 Women and Child Rights Project (WCRP)による 2009 年 8 月付の報告書 *Nowhere else to go: An examination of sexual trafficking and related human right abuses in Southern Burma*（他に行くところがない — ビルマ南部における性的人身売買と人権侵害）で、モン地域人権基金（Human Rights Foundation of Monland）が以下のように報じている。

「ビルマ国内では、NGO や支援ネットワークがあるとはいっても、その多くは軍事政権の一部ではないにせよ、深く癒着している。そのため女性たちは、警察や軍の者による非合法活動を誰かに報告したところで、彼らの身内ないしは深く癒着している者たちに対して軍や警察を非難するよう求めているに過ぎないことが分かっている。実際には、その被害にあった少女が非合法的な性的活動あるいは人身売買に加担したとの非難を受け、あるいは逮捕されかねないことが、認識されているのである」 [34d] (p20)

- 17.04 タイに本拠を置く Human Rights Education Institute of Burma (HREIB) が 2008 年 9 月に発行した *Forgotten Future: Children affected by armed conflict in Burma*（HREIB 報告書、「忘れ去られた未来 — ビルマの軍事扮装の被害者である子供たち」）には、以下の記載がある。

「ビルマの周辺地域における状況は、軍事政権が今も人道支援機関に制限を課しているため、今も悪化を続けている。それでもいくつかの団体が状況の改善に取り組んでいる。こうした小規模の団体は、紛争の巻き添えを食わされているコミュニティや国内で非難移動した人々に対し、必要不可欠な物資やサービスを届けられている。だがこうした団体の活動にも膨大な圧力がかけられ、それは秘密裏に、しかも迅速にかけられることも多い。こうした団体が、こうした圧力の下でしか活動できないのは、捕らえられた場合にどういう処分を受けるかがわかっているためである。逮捕や拷問、非合法的処刑などがありえるのだ。医療関係者が敵軍の軍人と同じように射殺されている実例が、珍しくない」 [64a] (p84)

- 17.05 上記の HREIB 報告書によればさらに、支援団体の職員が政府軍と非政府軍のいずれの関係者とも見なされる可能性があり、そのため一部のコミュニティや避難中の人たちに接触できない。[64a] (p87)

- 17.06 ビルマ政治囚支援協会（Assistance Association of Political Prisoners (Burma)、AAPP）の 2011 年 1 月 14 日付 *Annual Report: Political prisoners in Burma*（年次報告 — ビルマにおける政治囚）には、以下の記載がある。

「ビルマの軍事政権は今も弁護士に圧力を加えており、政治囚の弁護を担当する弁護士の人数が減少している。政治囚の弁護を担当すると、弁護士が経済的なリスクを負うはめになる。軍事政権がそうした弁護士の政治犯以外のクライアントに対して、他の弁護士に切り替えるよう圧力をかけるためである。その他にも投獄やその他の嫌がらせを受けるため、政治囚の弁護を引き受ける弁護士が少ない。さらに、投獄された上に弁護士資格を剥奪された弁護士も多数おり、政治囚には法的弁護を受ける可能性が閉ざされている」 [44b] (Lawyers)

- 68 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「逮捕と拘留」の項も参照。

[目次に戻る](#)
[情報ソースに移動](#)

18. 汚職

18.01 トランスペアレンシー・インターナショナルが 2010 年 10 月 26 日に公表した腐敗認識指数（CPI）のランキングでは、ビルマ（ミャンマー）は世界 178 国中 176 位である。ビルマの CPI スコアは、1.4 である。（CPI スコアは、各国の公務員や政治家の間にどの程度の汚職がはびこっているかを、ビジネスピープルや国家アナリストたちが評価した数値である。その値の範囲は、10（極めて透明）から 0（極めて汚職が蔓延）までである） [21a]

18.02 フリーダムハウスが 2011 年 5 月 12 日に発行した Freedom in the World Country Report 2011（世界における自由、国別報告書 2011）には、次の記載がある。「透明性と説明責任が欠落しているシステムにあっては、汚職や経済の運営ミスが国家レベルでも地域レベルでも蔓延してしまう … SPDC（ビルマの国家平和発展評議会）の経済政策は恣意的なもので、たとえばビルマの通貨であるチャットは公式には固定為替とされているが、過大評価されている。そのため、不正な経理操作が行われやすく、汚職の付け込むスキが多い」 [14a]

18.03 2011 年 4 月 8 日発行の米国国務省による Country Report on Human Rights Practices 2010（USSD Report 2010、人権慣行に関する国別報告書）には、ビルマに関し以下の記載がある。

「公務員の汚職に関し、ビルマの法律上は刑事罰則が規定されている。だが政府が汚職防止規定を執行することは珍しく、一貫性がない。そのため公務員が汚職行為に走っても、免責されることが頻繁にある。法規制の環境が複雑かつ気まぐれであるため、汚職がまかり通る。当局が汚職防止法を執行するのは、公務員による汚職行為があまりにもひどく当局の体面を保てない場合や、軍事政権高官たちの権力にとって脅威と見なされた公務員を処罰する場合だけである」 [7a] (Section 4)

18.04 この国務省報告書には、以下の記載もある。

「警察官による汚職も、深刻な問題である。犯罪捜査を実施する場合、警官が被害者に巨額の金額を要求することが普通に見られ、市民から現金をゆすり取ることが日常的に行われている。公務員たちは、財務情報公開の法律から除外されている。政府の公式文書のほとんどは、閲覧などが許されていない。また、閲覧を許可する法律もない。日常的な経済統計も含め、政府のデータはほとんどが機密情報または厳密な管理対象とされている。政府による政策策定も透明性がなく、意思決定は政府の上層部だけが行っている。政府による新たな政策が公に公表され説明されることも、珍しい」 [7a] (Section 4)

18.05 上記の報告書にはさらに、「汚職の蔓延のため、司法システムの公正性がさらに失われている」とある。 [7a] (Section 1e)

- 18.06 Asian Human Rights Commission（AHRC、アジア人権委員会）が 2010 年 12 月 10 日に出版した The State of Human Rights in Burma in 2010（ビルマにおける人権状況 2010）には、以下の記載がある。

「現実にはビルマで通常の刑法犯罪がなされた場合、そのいずれの段階でも何らかの賄賂が絡んでいる。そのため、そうでなくとも一般市民には不正行為の救済措置を求める手段が極度に限られているのに、さらにその状況は悪化している。まずその犯罪を記録してもらうために支払いが求められ、法定への起訴にまたカネが求められ、裁判で陳述を予定通りに行いたければさらに支払いが要求され、関連する書類数通を入手するのにも費用がかかり、有罪あるいは無罪を確定するためにも支払いが求められる。控訴したければ、またカネが必要になる。そうだった、現状なのだ」 [43b] 8p69

- 18.07 この AHRC のレポートには、さらに以下の記載もある。

「ビルマでこうした汚職の制度化が進むあり方の 1 つとして、汚職慣行が標準になってしまうのである。一例として、ある種のサービスでは、一定の賄賂がほぼ標準慣行になってしまっている。たとえば、警察が弁護士を指名した場合、弁護士から警察に 30%が支払われている。また被拘留者に食べ物の差し入れを届けるにも、1 回につき一人当たりいくら、という金額が決まっている。さらに、こうした賄賂の項目まで出来上がっている。こんな事情で、控訴裁判所の判事たちは、減刑・増刑を行うにあたり、1 年ごとに決まった賄賂を受け取っていると言われる。ビルマ最高裁である裁判では、原告が上訴したのであるが、裁判官に 10,000 米国ドル相当の賄賂が支払われ、被告は 5 年間服役することになった。これは総額 10,000 ドルとして支払われたのではなく、服役 1 年につき 2,000 米国ドルという料金規定に従ったものである」 [43b] (p8)

- 18.08 この AHRC のレポートには、保釈金についても以下の記載がある。

「ビルマの司法システムで特に“収入源”になっているのが、保釈金である …… まず警察が、被疑者に対して保釈適用外の告訴を起こす、ないしは起こすぞと脅迫する。被疑者が警察と交渉し、保釈が適用される告訴に変更してもらう場合すらある …… 被拘留者が警察に告訴内容を変更してもらえない場合には、検察官に相手に移る。検察官あるいは法務官は、法定に告訴を提出する任務を負う。被疑者が自分の弁護士を通じて検察官とうまく交渉できれば、検察官は保釈適用が可能な告訴内容を裁判所に提出する。警察あるいは検察が保釈の適用可能な告訴内容を裁判所に提出すると、最終的に保釈を認めるか否かの判断を、裁判官が下す」 [43b] (p7-8)

「司法制度」の「公正裁判」ならびに「逮捕及び身柄拘束 — 法的権利」も参照。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

19. 信教の自由

ビルマでは宗教と民族が密接に関連しており、本項を読む読者には、「民族グループ」の項も併読することをお勧めする。

- 70 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

概観

19.01 フリーダムハウスが 2011 年 5 月 12 日に発行した Freedom in the World Country Report 2011（世界における自由、カントリーレポート 2011）は、2010 年の出来事を扱うレポートであるが、それには次の記載がある。「2008 年制定の憲法には、新旧の自由が定められている。仏教をビルマ多数派の宗教と認めてはいるが、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教、アニミズムなども認めている。だがビルマ政府は上座部仏教（大乘仏教）が優先されるという態度を示している」（14a）

19.02 英国外国・連邦省（FCO）による 2011 年 3 月 31 日付の Human Rights and Democracy Report 2010（人権と民主主義に関する報告 2010）には、以下の記載がある。

「ビルマは仏教徒が圧倒的に多数を占める国であり、政府も他の宗教より仏教を奨励している。だが、政府が表現の自由や集会の自由を制限しているため、すべての宗教の活動に対して制約がある。これは、仏教、イスラム教、キリスト教を問わない。2007 年に燃料や食料の価格高騰に対して抗議活動が発生した際、仏教の修道僧たちもそれに加担した。いわゆる、サフラン革命である。これを受け、政府はビルマ仏教のコミュニティや個人に対する監視を行っており、この監視は 2010 年も続いている。2007 年に逮捕された僧侶たちの多くは、今も獄中にいる」 [5y] (p143-144)

19.03 米国の Commission on International Religious Freedom（USCIRF、国際的信教の自由に関する委員会）の 2011 年 4 月 28 日発行の Annual Report 2011（2011 年年次報告）は、2010 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日までの期間を対象としているが、1999 年以來のビルマを「特に懸念される国」（country of particular concern、CPC）とする指定を継続するよう求めている。信教の自由に対する侵害が、今も続いているからである。

「信教の自由に対する侵害は、ビルマのあらゆる宗教団体に影響を及ぼしている。2007 年の平穏なデモ行動に参加した仏教の僧侶たちが殺害され、あるいは逮捕や暴行されて、刑務所内で過酷な労働を強いられている。おまけに、聖職資格を剥奪されている。デモ活動の拠点と見なされた仏教の僧院は、今も宗教活動に厳しい制限を加えられている。反政府活動の嫌疑を受けた僧侶たちは、昨年も拘置所にいた。また、イスラム教徒たちはその宗教活動の多くにおいて厳格な管理を受けており、政府が主導する社会的な暴力の犠牲者でもある。ことに、「ロヒンギャ」と呼ばれるイスラム主体の少数民族は、特に徹底した差別を受けており、移住プログラムの対象ともされているため、何千人もの避難民を生み出している。少数民族が居住する地域では、もう何十年にもわたり散発的な紛争が続いており、ビルマ軍は仏教を強制し、脅迫や嫌がらせによって宗教団体に圧力をかけ、プロテスタントの拡大を抑えようとしている。2009 年制定の法律では、そうしたプロテスタントが集まる場としての「ハウス チャーチ」を実質的に禁止しており、ラングーンのプロテスタント指導者たちは集会をやめるよう求める要求に署名するよう、圧力を受けている」 [9a] (p34)

19.04 2010 年 11 月 17 日発行の米国国務省の International Religious Freedom Report 2010（国際的信教の自由レポート、USSD IRF レポート）は、2009 年 7 月 1 日から 2010 年 6 月 30 日までの出来事をカバーしている。この USSD IRF レポート

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 71

には、以下の記載がある。

「今回の報告対象期間においても、ビルマ政府の信教の自由に対する尊重の欠如は引き続き見られた。宗教の活動ならびに組織は、表現や結社、集会の自由に対する制限のため、制約を受けていた。ビルマ政府は実質的にすべての団体の集会や活動の監視を今も続けており、これは宗教団体をも対象に含んでいる。大規模の公的イベントを開催するに当たっては、必ず当局による許可が予め必要になる。ビルマ政府は今も、人権や政治的自由を推し進めようとする仏教僧侶たちの動きに、組織的な制限を設けている。2007 年 9 月の民主化運動デモに対し、政府は暴力的な弾圧で臨んだのだが、その際に逮捕された仏教僧侶たちの多くは長期の服役に処され、今も獄中にある。そのなかには、高名な活動家のウ・ガンビラも含まれている。さらに政府は特に少数派に対し、上座部仏教の推進を積極的に行っている。キリスト教やイスラム教徒のグループが礼拝用の建物の修理や新設を行うには許可が必要で、それを得るのは大変である。軍事政権は今も、イスラム教徒の活動を緊密に監視している。イスラム以外の非仏教少数派グループの礼拝活動に対する制限も、いまだに続いている。仏教への強制改宗が行われたとの新たな報告は入っていないものの、孤児や野宿状態の若者を収容するにあたり、当局はキリスト教施設よりも仏教の施設を優先している場合がある。これは、キリスト教団体や宣教師による影響を防止しようとする意図であることは、明らかである。政府や軍部の中で高い職位に就こうとすれば、仏教を奉じているか、仏教に改宗することが、無言の前提となる。政権を掌握している国家平和開発評議会（SPDC）ならびに軍部の高官たちは、皆仏教徒である」 [7b]

- 19.05 USSD IRF レポートには、さらに次の記載がある。「今回の報告対象期間 [2009 年 7 月 1 日から 2010 年 6 月 30 日] においても、ビルマでは多数派の仏教徒と少数派のキリスト教徒やイスラム教徒の間の緊張が続いた。またイスラム教徒が多い南部アジア出身の国民に対しては、偏見がはびこっている。ビルマ政府は今も、イスラム教徒の少数民族ロヒンギヤをビルマ国民として扱うことを拒否しており、その移動や結婚にすら制限を課している」 [7b]
- 19.06 同じく USSD IRF レポートには、以下の報告もある。「ビルマには正式な国家宗教はないものの、政府によるプロパガンダと支援を見れば、上座部仏教が優先されている。政府が僧院やパゴダに資金を供給するとともに、仏教僧院の付属学校での教育を奨励している。さらに、仏教の布教師の活動をも奨励している。現実には、軍部や政府内での高い地位に就けるのは、仏教徒に限定される」 [7b] (セクション II)
- 19.07 USSD IRF レポート 2010 にはさらに、以下の記載もある。「ビルマ各地からの信頼できる情報によれば、今も政府役人たちが仏教徒の寺院やモニュメントの建築・改修・営繕に資金や食料、資材を提供するよう、個々人に強制している。これらは国家事業として行われており、強制を受けているのは仏教徒か否かを問わない。特に農村部で、被害が多い。もっとも政府はこれが強制によるものであることを否定しており、“仏教の教義である徳を積むための自発的な寄付” であるとしている」 [7b] (セクション II)
- 19.08 この USSD IRF レポート 2010 には、さらに次の記載がある。「ビルマ政府が国の祝日としている日のうち、次のものは宗教上の祭日である。すなわち、タボーン満月の日、ティンギャンの 4 日間（水の祭）、仏教の新年、カソンの満月の日、ワソの満月の日、タディンキュットの満月の日、タザウンモネの満月の日、クリスマス」
- 72 この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

マス、ディーパ・ヴァリ」 [7b] (セクション II)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

宗教人口

19.09 USSD IRF レポート 2010 には、以下の記載がある。

「ビルマの総面積は、261,970 マイルである。国連開発計画 (UNDP) による Human Development Report (人間開発報告) ならびに国際通貨基金 (IMF) の推定では、同国の人口は 5,000 万人と見られている。占星術や数秘術、占い、仏教伝来以前からある「ナーツ」と呼ばれる固有の神々への崇拝などが、仏教と共存している。仏教の修道僧は、修練者も含めて 400,000 人を超え、平信者からの寄進物資によって生活している。これは、毎日の衣類や食料の寄進をも含む。仏教では、女性の修道者は男性よりも人数が少ない。少数派の諸宗教の主なものとしては、キリスト教徒（基本的にはバプテスト、ローマ カトリック、英国聖公会、その他少数のプロテスタント諸派数種）、イスラム教（大半はスンニー）、ヒンズー教、地元固有の諸宗教や中国の伝統宗教を奉じる者たちなどがある。政府の統計によれば、ビルマの人口のほぼ 90% が仏教を実践しており、キリスト教は 4%、イスラム教は 4% である。だがこうした統計が仏教と以外の人口を過小に見ていることは、ほぼ確かである。独立系の研究者たちの推定では、イスラム教徒の人口を 6 から 10% としている。ラングーンには小規模なユダヤ教徒コミュニティがあり、シナゴーク（会堂）も有しているが、常任のラビ（聖教者、学者）がいない」 [7b] (セクション I)

19.10 同じく USSD IRF レポート 2010 には、以下の記載もある。

「ビルマは、多様な民族で形成された国家である。そして、民族と宗教との間には、ある程度の相関関係がある。多数は民族であるビルマ人の中では上座部仏教が支配的な宗教であり、またシャン、アラカン、モンなどの少数民族の間でも同様である。キリスト教は、カチン、チン、ナガといった少数派民族の間で支配的である。チン州でアニミズムを奉じていた各コミュニティの間では最近、プロテスタント諸派が急速に勢力を拡大している。カレン族ならびにカレーニ族にも、キリスト教徒が多い。ただしこの両民族には仏教徒も多く、カレン族にはイスラム教徒もいる。インド系のビルマ国民は主要都市に集中しており、大半がヒンズー教徒あるいはイスラム教徒である。中にはキリスト教徒もいるが。ラカイン州ならびにラングーン、イラワディ、マグウェ、マンダレーの各管区ではイスラム教が広く見られ、信者はビルマ人はもとより、インド系、ベンガル系民族などである。少数派民族の 1 つ、中国系の人々は中国の伝統宗教を奉じている。伝統的な地元固有の信仰も、高地の各地では少数民族の間で広く実践されている。またビルマの仏教の儀式の中には、こうした固有信仰に由来する慣行が残っており、特に農村部ではその傾向が強い」 [7b] (セクション I)

憲法及び法規

19.11 USSD IRF レポート 2010 には、以下の記載がある。

「1962 年以来、高度に高圧的な軍事政権がビルマを支配している。現在の軍事政

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

73

権 APDC は 1988 年以來、憲法も立法もなしにビルマ統治を続けている。もっとも 2008 年の国民投票では新憲法に対して 92%の承認が得られたとしているが、これには根本的な問題があり SPDC の工作であったと、オブザーバーの大半は見ている。この新憲法は、2010 年 11 月の選挙で議会が選出された後に、発効することになっている。1948 年の独立以来、多くの少数民族居住地を拠点に反政府武装闘争が展開してきた。1989 年以降は武装民族集団の多くが政府と停戦合意を締結したものの、シャン、カレン、カレーニの反政府活動は今も続いている。政府は、中央政府の権威や国家の統一に対する潜在的脅威という視点から、信教の自由を捉えてきた」

「政府公認宗教団体の信奉者はたいてい、自分たちが望むように礼拝行為を実践できた。だが一部の宗教活動に対しては、政府は制限を課しており、信教の自由に制限を加えることがたびたびあった。差別を禁ずる法律があるものの、1982 年の国籍法ではラカイン州北部にいるイスラム教徒のロヒンギヤなどはビルマ国籍が認められておらず、そうした集団に対しては差別を禁じる法律も適用されない」

「さらにビルマ憲法は、“政治目的のための宗教の悪用”を禁じている。宗教を政治目的に利用して“汚す”ことを、法で禁じている。電子通信法や移民法、非合法結社法といった宗教関連以外の法律を軍事政権が利用して、宗教活動や政治活動に関わる人たちを弾圧することが多い」

「法律では、聖職に就いている人たちが公的職務のための選挙に出馬することを禁じている。2010 年 3 月に、同年 11 月 7 日の選挙への準備として発布した法律でも、仏教・キリスト教・ヒンズー教の聖職者（僧侶、修道士、修道女など）が投票することや政党に参加することを禁じている。過去の選挙における法律も、同様であった。今回の選挙法では、イスラム教についての言及がない」 [7b] (セクション II)

- 19.12 同じく USSD IRF レポート 2010 には、次の記載がある。「宗教団体を政府に登録する必要はない。だが宗教団体がある種の活動（宗教教育など）に従事したい場合には、政府の許可が必要となる」 [7b] (セクション II)

- 19.13 この USSD IRF レポート 2010 には、さらに以下の記載もある。

「ビルマ国民並びに永住者は、政府が発行する国家登録カード（National Registration Card、NRC）を携帯するよう求められているが、このカードには民族と宗教が記されている場合がよくある。しかも、このカードに所有者の宗教を記すか否かについて、一貫した基準がない。パスポートも含め他の官公庁申請書の一部でも、申請者の宗教を記すことが国民に要求されている。もっとも、発効されたパスポートそのものには所持者の宗教は記されていないのだが。多くの少数民族や少数派宗教の構成員が、NRC の取得にあたり困難に直面している。特にイスラム教徒には、それが顕著である」 [7b] (セクション II)

「市民権と国籍：ID カード」の項も参照

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

- 74 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

仏教徒

19.14 USSD IRF レポート 2010 には、以下の記載がある。

「政府は仏教の聖職者（サンガ）の活動や表現に制限を課しているが、一部の僧侶はこうした制限に抵抗している。1990 年のサンガ組織法により、政府は、国家が認定した 9 つの修道組織以外には、仏教の修道団体を禁止している。この禁止に対する違反には罰則が適用され、ただちに当該聖職者の聖職資格が剥奪されるとともに、刑法による処罰さえ適用される。9 つの認定組織は国家修道僧調整委員会（Sangha Maha Nayaka Committee、SMNC）の管理下に置かれ、この委員会の委員は修道僧たちにより間接的に選出される」

「宗教省のササナの恒久化と伝播部が、仏教の修道僧や学校と政府の関係を監督している。サンガ向けの国立大学が 2 つ、ラングーンとマンダレーにあって、SMNC の監督下で仏教の修道僧たちの訓練を行っている。1998 年にはラングーンに、国家の出資による International Theravada Buddhist Missionary University（国際上座部仏教宣教大学）が開設され、「ビルマの仏教知識を世界の人々と共有すること」を目的としている」

「仏教の教義が、政府が運営するすべての小学校で、必須のカリキュラムとされている。こうした学校の生徒たちは希望であれば仏教の教授の免除を求め、実際にそれが免除された場合もある。だが、毎日仏教の祈祷が義務付けられている。この祈祷の間、イスラム教徒の生徒が教室から退去することを認めている学校や教師もいるが、仏教徒でない生徒が仏教の礼拝行為から免除されることに関して、政府による免除規定が定められていないようであった」 [7b] (セクション II)

19.15 USSD IRF レポート 2010 には、さらに以下の記載がある。

「政府は今も仏教の聖職者たち（サンガ）に対する管理活動を続けている。サンガのメンバーたちによる“仏教にふさわしからぬ活動”に関して裁判を行い、サンガに対し行動規定を課し、刑事処罰まで適用している。政府は政治的活動を行っている仏教僧を逮捕・投獄している。獄中の僧侶たちは聖職資格を剥奪され、平信徒として扱われる。一般に、こうした僧侶たちが頭髪を剃ることは許可されず、修道僧にふさわしい食事も与えられていない。殴打され、過酷な労働を強いられる場合も少なくない」

「政府はさらにサンガに対し、表現と結社の自由を制限している。サンガの構成員は、政治に関連する説法をすることが許可されていない。宗教上の講義には、政治的見解を表すいかなる単語やフレーズ、内容も含んでいてはならない。軍事政権はサンガのメンバーたちに対し、政治や政党、政党员から距離を置くよう求めている。政府は、国家聖職者調整委員会の管轄にある 9 つの修道僧団体以外には、いかなるサンガ組織も禁止している。さらに政府は、すべての聖職者がいかなる政党に加盟することも禁じており、選挙法では 2010 年 11 月 7 日に予定されている選挙での投票も禁じている」 [7b] (セクション II)

19.16 USCIRF レポート 2011 も、仏教徒の活動に関する制限という点では、国務省の IRF レポート 2010 と同様の内容を述べている。次の記載がある。「2007 年の社会的デモに先立った活動のため投獄されている修道僧や修練者は、100 人に達している可能性がある」 2007 年 9 月には“修道僧たちの指導による”抗議活動があったが、

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

75

これに関して USCIRF レポート 2011 には次の記載もある。

「少なくとも 30 人の死亡が報告されているが、一部の専門家たちによれば、実際に殺害された人数はこれよりもはるかに多い。その弾圧において逮捕された人数は少なくとも 4,000 人にのぼり、そのうち何人かは修道僧であった。さらにそのうち、500 人から 1,000 人は数か月後も拘留されていたものと見られている。拘留されている人々の多くは、拷問や虐待を受けているとの報告もある。ビルマの政府や社会には透明性が欠けるため、現時点でまだ獄中にいる人たちや行方不明になっている人たちの人数は、判定しがたい。最近ある NGO が発表した報告によれば、252 人の修道僧が、2007 年の抗議活動で役割を演じたことを理由に、いまに獄中にあるという。さらにその弾圧以来、仏教の修道者数百人が隊に逃亡し、亡命を求めている。彼らは、拘留中に拷問や強制的な聖職資格の剥奪、強制労働、その他各種の剥奪行為を受けたと報じている」 [9a] (p35)

19.17 同じく USCIRF レポート 2011 には、次の記載もある。

「2007 年の抗議活動の直後、軍部は 52 の僧院を襲撃、多数の修道僧を拘留し、デモ活動の指導者と見なされた僧侶たちを逮捕した。さらにこうした僧侶たちは拷問を受け、聖職資格を強制的に剥奪され、住んでいた村に強制送還された。今も閉鎖されたままの僧院や、規模を削減された僧院がいくつかある。その一例がラングーンの Ngwe Kyar Yan 僧院で、居住していた修道僧 180 人のうち、50 人ほどしかこの僧院への帰還が許可されていない。政府当局は抗議活動の拠点になっていたと見られる僧院への緊密な監視を続けており、そうした地域での通常の宗教活動さえ制限している。抗議活動を組織したものと見なされた修道僧たちは、あいまいな国家治安維持規定の下、告訴を受けている。たとえば、“社会秩序の動乱” や “仏教にふさわしくない活動への従事”、“宗教感情の意図的で悪意的な高揚”、“宗教信仰のために禁じられている発言の使用” などである」 [9a] (p35 – 36)

19.18 Assistance Association for Political Prisoners (Burma)（政治囚支援協会(ビルマ)、AAPP）のウェブサイトにある記録によれば、2011 年 3 月 3 日更新の記載内容として、ビルマでは 225 人の修道僧たちが投獄されている。 [44a]

「政治的所属： 政治犯服役者」の項も参照。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

キリスト教徒

19.19 USCIRF レポート 2011 には、次の記載がある。

「少数民族地域では小規模の衝突が何十年も続いているが、そうした地域のキリスト教徒のグループは特に過酷で継続的な、信教の自由の侵害に直面している。ビルマ軍は宗教施設を破壊し、仏教への改宗を強制し、土地を没収し、強制労働を課している。チン、ナガ、カチン、シャン、カレン、カレーニといった各民族には、いずれにもかなりのキリスト教徒集団がいるが、こうした政府による迫害行為の主たる標的にされている。一例として昨年、シャタプル・パプテスト教会ではキリスト教孤児院を建設しようとしたが、カチン州の当局はこれを阻止した。また少数民族地域の一部では、日曜日の礼拝行事以外にキリスト教徒が 5 人以

76 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

上集まる場合、許可を得ねばならない。この許可は拒否され、あるいは賄賂を払わねば得られない。チン族の地域では、宗教上の祭日の儀式を行うにも、数か月前に許可の申請を提出せねばならない。ただし、現地のプロテスタントからの報告によれば、彼らはこうした儀式の許可を比較的得やすいそうだが」 [9a] (p38)

19.20 USSD IRF レポート 2010 には、以下の記載がある。

「ビルマ政府当局は今も一部地域で、キリスト教聖職者が他宗教の者を改宗させることを禁じている。キリスト教徒のグループからの情報によれば、キリスト教聖職者が別の町に引っ越そうとしても、当局が居住許可を出さない場合がある。ただしこれは、広く観察されているわけではなく、個々のコミュニティや各地の当局により異なる。それでもキリスト教徒のグループからは、教会の会員数の増大が報告されている。これは、住民の大半が仏教徒である地域においてさえ、認められている」 [7b] (セクション II)

19.21 同じく USSD IRF レポート 2010 には、以下の記載もある。

「キリスト教徒のグループが土地を購入し、新たな教会堂を建設しようとした場合、ほとんどの地域では今も困難に直面する。そうした教会が不動産の権利書を保有していないとの主張で当局が拒否したケースもあるが、土地に関する法律があまりにも複雑であり、土地の所有権を得るのが極めて困難である。おまけに、ほとんどの土地は政府の所有になっている。既存の礼拝施設の修理許可については、地域により取得の難しさが異なる。チン州の当局は 2003 年以来、新たな教会堂建設の許可を出していない」 [7b] (セクション II)

19.22 USCIRF レポート 2011 には、次の記載がある。

「信頼できる情報によれば、ビルマ政府と軍事当局は、少数民族のチン族及びナガ族に仏教推進を積極的に進めており、これも和平プログラムの一環とされている。避難者たちからの情報によれば、政府役人たちはこの改宗を勧めるにあたり、経済援助や拒否した場合の政府からのサービスの拒否を訴えている。もっとも近年はこうしたケースが少なくなっているとの情報もあるが。チン族の家族のうち、仏教に改宗した家族に対しては、金銭や物資での刺激策が与えられるとともに、強制労働も免除される。ビルマ系の仏教徒の兵士たちには、チン族のキリスト教徒の女性と結婚し改宗させるよう、金銭や昇進の刺激策が与えられている。ビルマを脱出したナガ族のキリスト教徒たちからの情報によれば、陸軍の兵士たちと仏教の修道僧たちがキリスト教徒の村の教会を閉鎖し、仏教への改宗を強制しようとした、とのことである」 [9a] (p38)

19.23 Christian Solidarity Worldwide (CSW、キリスト教徒世界連帯) では 2007 年 1 月 23 日付で Carrying the Cross (十字架を背負って) というレポートを発行しているが、それには次の記載がある。「ラングーンでは、宗教省から出たと思われる文書が広く出回っており、“ビルマにおけるキリスト教撲滅プログラム”と題され、次の 17 点を掲げている。

1. キリスト教の教えを実践する場をなくすこと。
2. イエスに関する教えを説くことを、受け入れる場があってはならない。
3. 10 代の若者は、好ましからぬ西欧の衣服を身につけるべきではない。

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

77

4. “私のほかに神はいない”というキリスト教の考えは心の狭さを表すもので、受け入れるべきではない。
5. 組織化された形での説教・福音伝道を行ってはいけない。
6. キリスト教は優しさに満ちた教えであるという話にだまされるな。その弱点を見抜き利用せよ。
7. 農村部でキリスト教の伝道行為を発見した者は当局に通報すべし。伝道のため逮捕された者は投獄される。
8. キリスト教徒は、‘十字架に架けられて死んだキリスト’が救世主であると信じているが、それは誤りであり反論すべきである。
9. 仏教徒は、キリスト教徒の弱点を見つけ、それをキリスト教から仏教へ改宗させるために利用せよ。
10. 仏教徒はキリスト教の聖書を勉強すれば、そこにある虚偽に反論し、キリスト教の教えに反抗することができるようになる。
11. 旧約聖書と新約聖書は同じではない。ビルマ語版もジュディソンの訳とタラ・クワラの訳とでは違っている。相互の不一致を探し出せ。
12. キリスト教においては、神の愛するのはイスラエルの 12 の部族だけであり、神は世界の残りの人々を愛していない。
13. 仏教徒は万人を愛し、イスラエルの 12 の部族だけを愛するというようなことはしない。キリスト教は万人を愛する宗教ではないということを指摘しておくべきである。
14. 聖書にある天地創造説の理念は間違っている。
15. キリスト教の集会における献金は、チェックされるべきものである。
16. キリスト教でいう聖霊について勉強し、その考えは間違っていることをキリスト教徒に教えよ。
17. キリスト教の信仰のすべてに対して、反論せよ」 [13a](p17)

19.24 この「十字架を背負って」というレポートには、以下の記載もある。

「やはり 17 か条を訴える別の文書がチン州で出回っているが、内容にいくらか変化が見られる。The Facts to Attack Christians（キリスト教徒を攻撃するための事実）というこの文書は、仏教徒を対象に、“キリスト教徒家族を攻撃し、キリスト教の拡大を阻止すること”、“フィリピンのマニラから放送されている説教を批判すること”、“農村部におけるキリスト教の活動拡大を阻止すること”、“聖霊についてよく研究した上でそれを批判すること”、“および”非暴力および暴力の両面でキリスト教徒を攻撃すること“を指示している。」 [13a](p18)

19.25 2007 年 1 月 20 日付の Telegraph（テレグラフ）も、この文書のことを報じている。これはいくつかの人権団体が同紙日曜版に提供したもので、この上記文書について次のように述べている。「（この文書は）・・・政府支援の仏教徒グループが作ったものであろうが、軍事政権の暗黙の了解によるものであろう。政権は、ティーンエイジャーが西欧の衣服をまとわないことを求める項目も含んだこの文書の作成を否定しているが、その内容に対して異議を唱えたり、関与を否定したりするような公な試みは、一切行っていない」 [20a]

目次に戻る
出典資料目録に進む

78 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

イスラム教徒

19.26 USCIRF レポート 2011 には、以下の記載がある。

「仏教徒社会とイスラム教徒社会との間には緊張が存在し、過去何年にもわたり社会観の暴力的衝突に発展した歴史がある。そのあるは、ビルマ治安部隊が扇動したことから起こった。西岸部にあるラカイン州のイスラム教徒、特にロヒンギャと呼ばれる集団は、今も法律・経済・宗教・教育・社会のいずれの面においても、特に過酷な差別を受けている。ビルマ政府は、英国による植民支配が始まった時点でロヒンギャの先祖たちがビルマ国内に居住していなかったとの理由で、彼らの市民権を認めていない。ビルマ国内にはおよそ 800,000 人のロヒンギャが居住しており、主にラカイン州に多い」 [9a] (p36)

19.27 国連人権理事会による 2010 年 3 月 10 日付の Progress Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar（ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者の経過報告）には、次の記載がある。「1994 年以来、ミャンマーの当局は多数のイスラム教徒の児童たちに対し、出生証明書の発行を拒否している。そのためこうした児童は無国籍という扱いにされ、教育や医療、雇用の面で差別に直面している」（パラグラフ 88）さらにこの経過報告によれば、他のビルマ国民の場合と異なり、ロヒンギャといわれるイスラム教徒コミュニティは、

「…結婚する場合には、ラカイン州の北部にある国境管理ならびに移民担当の部隊であるナサカに、ある書類の発行を申請せねばならない。これは、申請者たちの国籍と成人年齢とを確認するものである。この手続きには 40,000 チャット（およそ 40 ドル）の料金が必要といわれており、多くのイスラム教徒には支払えない金額である。また、この手続きを完了するには数年を要する。そのため、多くのイスラム教徒はこうした要件を守れず、それを理由に逮捕され最大で 5 年間の服役に処されている。ブティダウンの刑務所で服役中の人々の過半数はイスラム教徒で、その大半は移民手続きあるいは結婚手続きに関する違反によるものである。だが 2009 年にビルマ最高裁は、非合法結婚の有罪判決 2 件を無効とした。[32e] (パラグラフ 89)

19.28 2009 年 8 月 28 日付で国連総会が発した Situation of human rights in Myanmar: Note by the Secretary-General（ミャンマーにおける人権事情：事務総長によるノート）には、次の記載がある。「イスラム住民が体験している慢性的な災難の根底には、無国籍という問題がある。身分証明書が与えられていない、こうしたイスラム教徒は、旅行に当たっても許可が必要とされる。だがそれには高額のコストがかかり、誰もが得られるものではない。こうして自分の現在いる村の中に閉じ込められるため、医療や教育を受ける機会も仕事に就く機会も損なわれてしまう。そうして、尊厳ある生き方のための基盤が失われてしまう」 [32c] (パラグラフ 72)

19.29 同じ「ミャンマーにおける人権事情」には、以下の記載もある。

「イスラム教徒コミュニティに対して強制労働を課したと見られる件数は、2009 年には大幅に増大した。2009 年 3 月以来、ビルマ政府はバングラデシュとの国境に有刺鉄線のフェンスを設けていると、報じられている。この作業のため、イス

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 79

ラム教徒コミュニティは地面を掘る、堤防を作る、コンクリート製の柱を製造する、さらには漁船で堤防の各箇所にもそうした柱を輸送する、といった作業を無報酬でやらされている。この強制労働のため、軍人が深夜に民家に押し入り、強制労働を強いているとの情報もある。拒否したものは、殴打される、と言われている」 [32c] (パラグラフ 79)

19.30 USSD IRF レポート 2010 には、以下の記載がある。

「ビルマ全土においてイスラム教徒、ならびに中国系・インド系の住民には、出身地の町を離れるにあたり、町の当局から移動の許可を得ることが求められた場合が、しばしばあった。だが当局は通常、ラカインに暮らすロヒンギャその他のイスラム教徒たちには、いかなる目的の移動であれ、この許可を与えない。ただし賄賂を払った場合には、この許可が認められたケースがある。他の地域のイスラム教徒にはいくらかの移動の自由があるが、それでも制約がある。ラングーンに居住するイスラム教徒がラカイン州のタンドウェにある海浜リゾート地に行くことは可能だが、そこからラングーンに戻るには、地域軍司令官の署名が必要になる。ラカイン州以外に暮らすイスラム教徒がラカイン州に行くと、自宅がある場所に戻るものが禁じられてしまうのである」

「ラカイン州のイスラム教徒、特にロヒンギャと呼ばれる少数派集団のイスラム教徒は、現在も法律・教育・社会の各面で過酷な差別を受けている。ビルマ政府はロヒンギャに対しては市民権を認めておらず、英国によるビルマの植民支配が始まった時点ではロヒンギャの先祖たちがビルマ国内に居住していなかったためだ、としている。1982 年の国籍法では、ビルマ国民と認めるための条件として、この先祖の居住を要求している。ロヒンギャの人々は、自分たちの先祖は英国がやってくるよりも何世紀も前から、この地域にいたと主張している」 [7b] (セクション II)

19.31 同じく USSD IRF レポート 2010 には、以下の記載もある。

「イスラム教徒が既存のモスクの修復や新築の許可を当局に求めても、許可を得ることは今も大変難しい。ただし、内装工事は許可される場合がある。モン州のマウラマインならびにラカイン州シットウエ、その他には歴史的に貴重なモスクがあるのだが、定期営繕を当局が認めないため、荒廃が進む一方である。ラカイン州北部では、モスクや宗教学校の建設また改築に関しては、数々の制約がある。ラカイン州の一部では、当局が各地のモスクを封鎖してしまい、イスラム教徒がそこで礼拝することを禁じている。国境治安部隊も、ラカイン州北部では恣意的なモスクの“検査”を続けている。そしてモスクの役員たちに、そのモスクを運営する許可証を見せよと要求している。 [7b] (セクション II)

19.32 USCIRF レポート 2011 には、以下の記載がある。

「1 箇所に集合してよいイスラム教徒の人数を、警察が制限する場合がよくあった。場所によっては、イスラム教徒が礼拝や宗教上のトレーニングのために集まることを、イスラムの主要祭日のみに限定している。さらにラカイン州では、警察と国境警備兵たちはイスラム教モスクの検査を今も行っている。その建築物の許可証を提示できない場合には、そのモスクは閉鎖されるか破壊される。近年ビルマ政府も、モスクや宗教センター、学校の破壊を命じている。本報告の対象期間(2010 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日)においても、ビルマ政府はラカイン州の一部

80 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

に「イスラム禁止地区」を設ける運動を続けている。軍部の司令官たちがモスクやマドゥラッサ（モスク付属学校）を閉鎖し、民族衝突をけしかけ、仏教徒のいない地域にパゴダを建設している。しかもその労力は、強制労働であることが多い。避難民たちからの情報によれば、軍部は今も仏教への改宗を勧めており、そのために現金支給や賄賂、はたまた就職口やイスラム教徒の子供外ある親には学校への就学の世話までを“えさ”にしている」

「ラカイン州では今も、10 人ものイスラム教徒コミュニティのリーダーが拘留中である。しかもその容疑は、はっきりしない。各種の情報筋によれば、このリーダーたちは政府により逮捕されたもので、イスラム教徒による政治結社の設計を防止するためであるという。だが関連する各種 NGO や国際メディアの報道によれば、このリーダーたちは、少数民族であるロヒンギャのコミュニティに対する人権侵害や信教の自由の侵害を記録するため、集まっていたものである」 [9a] (p37)

目次に戻る
出典資料目録に進む

20. 民族グループ

ビルマでは民族と宗教が密接に絡み合っている。読者には、この節と合わせて「信教の自由」の項を併読することをお勧めする。

- 20.01 英国外国・連邦省 (FCO) による 2011 年 3 月 31 日付の人権と民主主義に関する報告 2010 (FCO レポート 2010) には、以下の記載がある。

「ビルマの民族構成は多様で、総人口のおよそ 2/3 がビルマ民族と見なされる以外にも、残る 1/3 は国内に多数いる少数民族に属している。ビルマの独立以来、政府の政策は一貫してビルマ民族優先、仏教優先というものであった。多数の少数民族は、自分たちの文化や言語、土地が“ビルマ化”という脅威にさらされていることを実感してきた。土地の没収や地域の諸言語ではなくビルマ語による教育の推進、宗教の実践に対する制限、さらにはカチン族の新年の行事など文化的な慣行に対しても当局の管理がなされている。紛争地域では、強姦や強制労働、多重課税、児童の徴兵なども報告されていた」 [5y] (p145)

- 20.02 米国国務省の人権状況に関するカントリーレポート 2010 (USSD レポート 2010) には、次の記載がある。

「少数民族に対する差別が政府レベル・社会レベルで幅広く存続している。政府軍と少数民族の間には強い緊張が走ったままである。軍隊は少数民族地域の土地の一部を占拠し、一部の都市や町、幹線道路などを占拠している。さらに虐待行為として、殺戮、殴打、拷問、強制労働、強制移動、強姦などを政府軍兵士が少数民族民族に対して行っている。一部の少数民族武装集団の中にもこうした虐待行為を行った者はいるかもしれないが、政府軍のそれに比べれば微々たるものである」

「ラカイン州のロヒンギャ系のイスラム教徒たちは、その民族性のゆえに差別を受けた。その大半は旅行・移動、経済活動、教育を受ける権利、出生・死亡・結婚の登録などを行うことにあたり、大きな制約を受けている」 [7a] (セクション 6)

20.03 アムネスティ・インターナショナル（AI）が 2011 年 5 月 12 日に発行した「2011 年 年次レポート： The state of the world's human rights」（世界の人権状況）は、2010 年の出来事を対象としているが、それによればビルマ政府は「… 少数民族による選挙関連の抗議活動や、開発活動やインフラストラクチャーのプロジェクトが環境におよぼす影響に対して平和的な抗議活動をも、今も弾圧している。さらに当局は、少数民族が武装勢力を支援している、あるいは支援しているという嫌疑だけで、弾圧している」 このレポートには、当局による各種の迫害を実際に受けた少数民族の個人による報告もいくらか含まれている。 [12e] (少数民族の活動家たちに対する弾圧)

20.04 Human Rights Foundation of Monland（モン族人権財団）の公式ウェブサイト（Rehmonnya.org）は 2011 年 3 月 12 日に、以下のように報じている。

「今回の新憲法では、ビルマ連邦はビルマ民族が主体の 7 つの地区と、カチン、カレン、チン、シャン、カレーニ、モン、アラカンの各民族が主体の 7 つの州とに分けられる。さらに、ワ族その他の少数民族のための特別民族地区がある。近年、軍事政権は諸民族が共存するビルマ連邦を打ちたてようという振りをしているのだが、真にこうした連邦であるのなら、国内のすべての民族に平等の権利が保証されねばならない … 軍事政権とビルマ軍はこうした少数民族に対して集中的な軍事作戦を展開し、日常的にはなはだしい人権侵害を行っている。自宅から逃亡せねばならなかった少数民族の被害者は、何千人にもものぼっている」 [34b]

20.05 国連の Integrated Regional Information Networks（統合地域情報ネットワーク、IRIN）はビルマからの難民に関し、2010 年 2 月 18 日付で詳細なレポートを発表した。このレポートには、次の記載がある。

「人口のおよそ 2/3 は、ビルマ族である。残りがシャン、カレン、ラカイン、中国系、モン、インド系、アカー、チン、ダヌ、カチン、コタン、ラフー、ナガ、パラウン、パオ、ロヒンギャ、タヴォヤン、ワといった少数民族である。さらに細かく分けると、民族集団は 135 にのぼると政府は認めている。こうした少数民族は主に、バングラデシュや中国、インド、ラオス、タイとの国境に近い山岳丘陵部に暮らし、ビルマ民族は中央部の堆積平野ならびに主要都市に見られる」 [49b]

20.06 アムネスティ・インターナショナル（AI）は 2010 年 2 月 16 日付で The repression of ethnic minority activists in Myanmar（ミャンマーにおける少数民族活動家に対する弾圧、AI レポート 2010 年 2 月）

「ミャンマーの総人口 5,000 万人のうち 60 から 65%はビルマ民族であるが、そのビルマ民族が中央集権的なミャンマーの政府と軍部を圧倒的に支配している。ビルマ民族の言語は（言語学的には）シノ・チベット諸語であるが、それがミャンマーの公式言語とされており、全土で使用されている。さらにビルマ民族の大半は、上座部仏教徒である。ビルマ民族はミャンマーのあらゆる地域に居住しているが、特に中央部 7 地区の中央部の川谷地域で支配的である」 [12c] (p14)

20.07 この AI レポート 2010 年 2 月には、以下の記載もある。

「そのため少数民族はミャンマー総人口の約 35%から 40%を構成することになる。これには、中国系およびインド系の諸民族をも含んでおり、彼らは推定でそれぞれ、総人口の 3%および 2%を占める。ミャンマー政府によると、同国には少なく

82 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

ても 135 の民族がいるとのことだが、その総数を正確に判定することは困難である。たとえば政府は、スガウ・カレン族とパオ・カレン族のあいだの違いを強調しており、これには諸論あろう。さらにチン族のなかには 54 もの部族がいると主張しているが、その根拠は主に地域や方言のわずかな違いに過ぎない。ある少数民族のリーダーがアムネスティ・インターナショナルに告げたところによれば、「方言をもって民族数を数えるのであれば、実際の民族数は 135 どころではすまないだろう」とのことであった」 [12c] (p15)

- 20.08 ビルマの亡命政権である National Coalition Government of the Union of Burma (ビルマ連邦国民連合政府、NCGUB) の調査と文書部門である Human Rights Documentation Unit (人権文書ユニット、HRDU) では、2009 年 11 月に Burma Human Rights Yearbook 2008 (ビルマ人権年鑑 2008) を公表している。これには、ビルマの少数民族グループの公式なリストが掲載されている。だがこの年鑑には、以下の記載がある。「… これは正式なリストではあるが、ロヒンギャやクキといった一部の少数民族は故意にこのリストから除外した。これは、軍事政権が彼らをビルマ本来の国民と見なしておらず、市民権が認められていないためである」 [51a] (p862)

- 20.09 米国の国際的信教の自由に関する委員会が 2011 年 4 月 28 日に公表した USCIRF レポート 2011 は、2010 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日までの期間を対象としているが、これには以下の記載がある。

「この 5 年間、ビルマの軍事政権は同国東部の一部地域において少数民族の武装勢力に対する作戦を拡大しており、学校や病院、宗教施設、民家をも破壊し、民間人をも殺害しているとの情報がある。アジア人権委員会ならびに Shan Women's Human Rights Network (シャン女性の人権ネットワーク) によれば、少数民族の女性たちは特に被害に会いやすい。これは、ビルマ軍がその兵士たちに対し、強姦行為をも戦闘の手段として奨励し、あるいは大目に見ているためである。新たな避難民がインドやタイに脱出しているが、そこでも手荒な扱いを受け、強制送還される恐れもある。国際的なメディアや NGO の情報によれば、推定でチン族のキリスト教徒 100,000 人が昨年 1 年間にインドに脱出している。迫害から逃れるためである。2010 年 1 月初旬、国際的 NGO の伝えたところでは、カレン族の村民 2,000 人以上が、ビルマ軍の攻撃により、避難を余儀なくされた」 [9a] (p38)]

- 20.10 ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2011 年 1 月 24 日に公表したワールドレポート 2010 には、以下の記載がある。

「ビルマ軍は今も少数民族地域で民間人への直接攻撃を続けており、特にビルマ東部のカレン、カレーニ、シャンの各州、および西部での中国系およびアラカンの州でそれが目立つ。少数民族の武装集団のうち、たとえばカチン独立軍 (KIO) やワ州連合軍 (UWSA) などはビルマ政府との停戦に合意していたのだが、政府はこうした武装集団を国境防衛部隊に編入し、ビルマ軍の直接的指揮下に置こうとしているため、再度緊張が高まっている。2010 年末までに、これに合意した武装集団は 5 つだけである。カチン、ワ、モンといった主要諸民族の武装集団には政府軍からの軍事的圧力が強化されており、武装集団の改編や一部解散、さらには領土の明け渡しを求めている。こうした緊張の高まりにより、ビルマにある 32 の行政区画のうち一部では (2010 年) 11 月の世論調査も実施されなかった。その例として、中国との国境に近いワ民族の地域の大半でも、実施されなかった。2011 年、少数民族地域では軍事衝突の再開に関する不安が募っている。この 20 年間の

“和平”が、実は平和ではなかったのである」 [39e] (民族紛争、強制退去、難民)

- 20.11 国連総会では 2010 年 9 月 15 日付で「ミャンマーにおける人権事情：事務総長によるノート」を公表、ビルマにおける人権関連の展開を報じている。（それに先立つものとして、国連人権理事会は 2010 年 3 月付で、「ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者の経過報告」を公表している。[32e]）この「人権事情」にも、少数民族に関し、以下の記載がある。

「特別報告者は、ミャンマー国内での少数民族地域において紛争の解決に向かう進歩が見られないだけでなく、国境地帯ではむしろ緊張が高まっているため、深く憂慮している。ミャンマー東部では人権侵害が続いており、それを報じているグループは多数ある。政府軍の進駐のため、民間人が被害を受けている。紛争が進行中の地域では、パトロール中の政府軍が民間人を標的にしており、おそらくは反対勢力を黙らせることが目的であろう。土地の没収や物資の強要も、政府軍の「自立」方針、つまり各地域の司令官が必要物を現地調達するという方針によるものと見られる」 [32f] (パラグラフ 48)

- 20.12 英国外務連邦省（FCO）の 2011 年 4 月 12 日に更新されたカントリープロフィール：ビルマには、以下の記載がある。

「1989 年以降、ビルマ政府は武装集団のいくつかと停戦の交渉を進めてきてはいるが、中央政府軍に対抗する武装衝突は今も、ビルマのいくつかの地域で続いている。停戦に応じた例として、カチン独立軍（KIO）やワ州連合軍（UWSA）、シャン州北部軍（SSA-N）などがある。一方、まだ闘争を続けている集団としては、カレン民族解放軍（KNLA）、カレーニ軍、シャン州南軍（SSA-S）およびシャン州民主軍（SSNA）がある。カレン民族同盟（KNU）は 1949 年以来戦いを続けている。これら武装勢力分布図は今や、停戦グループと未停戦グループが複雑にからむパッチワークの様子を示している。中国との国境地帯のワ族など、一部には相当程度の自治を獲得した集団もある。停戦交渉がある程度の成功を収めたとはいえ、氾濫は国境地帯の数箇所ではまだ続いており、停戦部隊も武器を保持している」 [5a] (少数民族と停戦)

「非政府武装勢力による虐待」の項も参照。

- 20.13 2010 年 2 月の AI レポートには、少数民族の活動家に関し、以下の記載がある。

「ミャンマー国内の少数民族のアイデンティティは、場合によっては、多数派である仏教と以外の宗教とのつながりに深く関わっている。つまり、一般論として、ロヒンギヤのアイデンティティはイスラム教に、チンやカチン、カレンの多くの人々にとってはキリスト教に関わっている。政府当局は各種の社会集団を疑いの目で見ており、そうした集団の構成員に差別や嫌がらせを行っている。これはミャンマー国内のあらゆる場所で見られ、国内少数民族に対しては無論である」 [12c] (p43)

「信教の自由」の項も参照。

- 20.14 政治囚支援協会（ビルマ）（AAPPB）の 2010 年年度報告である Political Prisoners in Burma（ビルマの政治囚）は、2011 年 1 月 14 日付の報告であるが、これには 2010 年 12 月 31 日時点での情報として、次の記載がある。「… ビルマの刑務所で拘留

- 84 この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

中の少数民族の政治囚が、少なくとも 225 人いた。これは、2009 年末から 17 人の増加である。2009 年終りの時点では、少数民族の被拘留者は 208 人であった。少数民族の活動家や政治家にとっては、あらゆる面での監視や嫌がらせ、差別、恣意的な逮捕、投獄を受けることが日常化してしまっている。2010 年も、例外ではなかった」 [44b] (少数民族)

「刑務所の環境」および「政治的参加： 政治囚」の各項も参照。

- 20.15 FCO レポート 2010 には、次の記載がある。「少数民族の政党いくつかは、選挙にも参加した。主に地方議会選挙である。少数民族の問題が議会でも取り上げられることを目指して、議席獲得に乗り出したのだ。だが、選挙のプロセスそのものが自由でも公正でもないことは、彼らも自覚していた」 [5y] (p145)

「最近の出来事（2010 年 11 月 – 2011 年 3 月）： 2010 年 11 月の選挙」の項も参照。

- 20.16 Minority Rights Group International（少数派権利の国際グループ）による World Directory of Minorities and Indigenous Peoples（少数民族と先住民の世界要覧）に、ビルマの少数派集団に関するさらに詳しい情報がある。これは、現時点での最新の更新は 2009 年 9 月に行われている。[38a] また The Burma Human Rights Yearbook 2008（ビルマ人権年鑑 2008）には、ビルマでの少数民族に対する人権侵害に関連して広範な情報が掲載されているとともに、少数民族の各種武装集団についても詳細な記載がある。[51a] (第 18 章： 少数民族の権利)

- 20.17 少数民族が多数を占める州での紛争により、市民の国内避難が行われているが、それに関する情報は Thai Burma Border Consortium（タイ・ビルマ国境コンソーシアム、TBBC）の Protracted Displacement and Chronic Poverty in Eastern Burma / Myanmar（ビルマ [ミャンマー] 東部における避難の長期化と慢性的な貧困）という 2010 年 10 月 28 日付のレポート [23a]、また Internal Displacement Monitoring Centre（国内避難民監視センター）の Myanmar: Increasing displacement as fighting resumes in the east – A profile of the internal displacement situation（ミャンマー：東部での戦闘再開により、避難民増大 – 国内避難状況の現状）という 2010 年 1 月 29 日付のレポート [35a] に記載されている。

「国内避難民」の項も参照。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

チン（ゾミ）民族

- 20.18 少数民族の活動家に関する AI レポート 2010 年 2 月には、以下の報告がある。

「チン（ゾミという名称でも知られる）民族は、ミャンマー北西部のチン州にある孤立した山岳地帯に主に居住している。チン族の総人口のうち推定で 80 から 90%はキリスト教徒で、上座部仏教ともいっくらいる。少なくとも 6 つの主要部族があり、少なくとも 20 の方言があり、相互に会話が成立しない。Chin National League for Democracy（チン国民民主連合、CNLD）ならびに Zomi National Congress（ゾミ国民会議、ZNC）が、1990 年の選挙ではそれぞれ 3 議席と 2 議席

を獲得している。どちらの政党も後にビルマ当局により禁止されたが、両者とも今も国民民主連盟（NLD）と協働しており、チン民族を代表するべく努めている」
[12c] (p15)

- 20.19 ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2009 年 1 月 27 日に公表したレポート “We are like forgotten people” The Chin People of Burma: Unsafe in Burma, Unprotected in India（「無視される民である我々」ビルマのチン民族：ビルマでの危険、インドでも保護されず）には、ビルマの軍部ならびに政府役人たちがチン族に対して行った広範な人権侵害が記録されている。その例としては、強制労働、恣意的な逮捕・拘留、拷問、宗教上の弾圧、その他基本的な自由への制限がある。[39d]
- 20.20 Physicians for Human Rights（人権のための医師団、PHR）は、独立系の非営利団体で医療や科学の専門知識を活かして人権侵害の実情を解明している。この PHR が 2011 年 1 月に発表したレポート Life Under the Junta: Evidence of Crimes Against Humanity in Burma's Chin State（軍事政権の下での生：ビルマのチン州における人道に対する犯罪）には、多数の人権侵害例が記録されている。その例として、何百件もの強制労働、軍役への強制徴用、殴打、拷問、脅迫、兵士による女性や男性、子供への強姦、殺害、行方不明、チン族の民族性あるいはキリスト教信仰を理由にした迫害がある。[59a]

カチン（ジンパウ）民族

- 20.21 少数民族の活動家に関する AI レポート 2010 年 2 月には、以下の記載がある。
- 「カチン（ジンパウとも呼ばれる）民族は、ミャンマーの北端にあるカチン州に集中している。その過半数はキリスト教徒であり、一部には上座部仏教ともいる。ジンパウ語がカチン族の過半数の言語であるが、彼らはその他の言語も話す。カチン族を代表しようと努める主な政治団体には 2 つあり、その 1 つ Kachin Independence Organization（カチン独立組織、KIO）は地方政府の機能の一部を公式に管理している。もう 1 つの Kachin State National Congress for Democracy（カチン州国民議会、KSNCD）は、1990 年の選挙で 3 議席を獲得している」 [12c] (p15)
- 20.22 キリスト教徒世界連帯（CSW）では 2009 年 5 月 1 日付で事実調査のためのミッションによるレポート Visit to Kachin State（カチン州訪問）を発表しているが、それには以下の記載がある。

「カチン州において、軍事政権は今も人権侵害を行っている。カチン独立組織（KIO）ならびにその武装分派である Kachin Independence Army（カチン独立軍、KIA）とはすでに 1994 年に和平が成立しているにも関わらず、である。現時点では軍事衝突こそ行われていないものの、強姦、強制労働、土地の没収、宗教的迫害は今も深刻な問題である。カチンでは他の地域に比べれば平和であり、ビルマ東部で見られるような大規模の村落破壊活動や市民の避難は見られていないものの、差別や虐待は今も続いている。たとえば SPDC（国家平和開発評議会）が管理する地域では、子供たちは自分の言語で教育を受けることが許されておらず、あくまでビルマ語を学ばねばならない。さらに、カチンの学生たちに仏教を押し付ける動きもあるとの情報もあり、仏教の経典の暗誦を強制しようとしているという。カチン族は、その 90%がキリスト教徒なのだが。さらに環境の劣化や薬物依存、人身売買も大きな社会問題になっており、それらにも軍事政権が直接・間

- 86 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

接に関与している」 [13b] (エグゼクティブ・サマリー)

- 20.23 この CSW のレポートには、キリスト教徒が圧倒的に多いカチン族に対する虐待行為も何件か紹介されており、軍事政権による過酷な弾圧は今も続いていると述べている。 [13b]

シャン民族

- 20.24 少数民族の活動家に関する AI レポート 2010 年 2 月には、以下の記載がある。

「シャン民族は基本的にシャン州に居住している。この州はビルマ東部にあり、中国・ラオス・タイと国境を接している。ミャンマー中央部のマンダレー地区や東部のカイン州、またカチン州にも少数ながらシャン族がいる。シャン族の大半は上座部仏教徒で、タイ・カダイ語族に属する。これには、タイとラオスの人口の大半も含まれる。Shan National League for Democracy（シャン諸民族民主連盟、SNLD）がシャン族を代表するべく努めており、1990 年の選挙では NLD に次ぐ第 2 の議席数 23 を獲得した。この政党の代表者クン・フトウン・ウーは現在、93 年間の刑期で服役中であり健康状態が危ぶまれている」 [12c] (p16)

- 20.25 Shan Human Rights Foundation（シャン人権財団、SHRF）はその 2011 年 1 月付のニュースレターで、シャン州の住民に対し今も行われている人権侵害について報じている。その例として、裁判などを経ない殺害や強姦、殴打、拷問、恣意的な逮捕や拘留、強制的連行による行方不明などが挙げられている。[60a] SHRF では毎月ニュースレターを発行しており、政府軍によるものと見られる人権侵害行為を報告している。

- 20.26 2009 年 8 月 14 日のヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) の報告によれば、シャン族の市民 10,000 人以上が、ビルマ軍（タトゥマダウ）の攻撃を受けた後に、行方不明となっている。この報告によれば、「ビルマ軍は意図的に民間人に攻撃をかけ、その場で処刑し、強姦や拷問、破壊活動、村人の強制移動、児童の軍務への徴用、強制労働などを行った責任を負う」 [39c]

カレン民族とカレンニー民族（赤いカレンないしはカヤー）

- 20.27 少数民族の活動家に関する AI レポート 2010 年 2 月には、以下の記載がある。

「カレンニー族（赤いカレン、あるいはカヤーとも呼ばれる）は、ミャンマー東部のタイとの国境地域にあるカヤー州に居住している。宗教的には、大半はキリスト教徒かアニミズムである。カヤー州では話されている言語が多数あるが、カレンニー語が各種のコミュニティで、共通語として話されている。武装反政府集団である Karenni National Progressive Party（カレンニー国民進歩党、KNPP）は 1957 年の結党以来、幾度か分裂してきたが、今もカレンニー族の代表であろうと努めている」 [12c] (p16)

- 20.28 同じく AI レポート 2010 年 2 月には、以下の記載もある。

「少数民族であるカレン族は、ビルマ頭部のカイン州に集中している。カヤー州やシャン州の南部、アエラワディ（エーヤワディ）地区にも少数が暮らす。カレン族には、仏教徒・キリスト教徒・アニミズム信仰者が混在する。カレン語には

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 87

主に 3 種類があり、いずれもシノ・チベット語族であるが、この 3 種類の間で会話は成立しない。Karen National Union（カレン民族同盟、KNU）が、1947 年以来、カレン族の代表として機能すべく努めている」 [12c] (p16)

- 20.29 カレンニー族やカレン族に対する人権侵害に関する詳細は、ヒューマン・ライツ・ウオッチの 2005 年 6 月 10 日付のレポート They Came and Destroyed Our Village Again : The Plight of Internally Displaced Persons in Karen State（奴らがまた来て、村を破壊していった ― カレン州の国内避難民の苦境）に記載されている。[39b]

モン民族

- 20.30 少数民族の活動家に関する AI レポート 2010 年 2 月には、以下の記載がある。

「モン族は、主にミャンマー南東部のモン州に居住しているが、アエラワディ（エーヤワディ）地区やタイの国境地域にも少数が暮らしている。こうした地域に上座部仏教を広めることに、貢献した。モン語はかつて、ビルマ南部で広く使用されていたのだが、現在では話者が 100 万人を切っている。Mon National Democratic Front（モン国民民主前線、MNDF）は 1990 年の選挙では 5 議席を得たのだが、1992 年に禁止された。だが今も、活動を続けている」 [12c] (p16)

- 20.31 モン族に対する人権侵害に関する詳細は、モン族人権財団の 2009 年 5 月 31 日付の月次報告 I Will Never Go Back: Human Rights Abuses in Mon State and Tenasserim Division（二度とあんなところには、戻らない ― モン州とテナッセルム地区における人権侵害）、ならびにアムネスティ・インターナショナルの 2010 年 2 月 16 日付報告 The repression of ethnic minority activists in Myanmar（ミャンマーにおける少数民族活動家の弾圧）に詳しい記載がある。[12c]

「非政府軍による虐待」の項も参照。

ロヒンギャ

- 20.32 FCO レポート 2010 には、次の記載がある。

「北部ラカイン州におけるロヒンギャと呼ばれるイスラム教徒の処遇は、2010 年においても変わらず深刻な懸念事項であった。ロヒンギャ族には今も移動の自由が制限されており、そのため仕事を見つけたり結婚する権利においても制約を受けている。当局は今もイスラム教徒の子供たちに出生証明書の発行を拒否しており、そのビルマ国籍を認めない。そのため、医療サービスや教育、就職などにおいて更なる差別が生まれている。こうした苦境の中、ロヒンギャ族数千人が国境を越えてバングラデシュに流れ込み、さらにそこから南アジアの各国へと移動している」 [5y] (p145)

- 20.33 米国国務省の国際的信教の自由レポート 2010 (USSD IRF レポート 2010) は、2009 年 7 月 1 日から 2010 年 6 月 30 日までの出来事をカバーしており、2010 年 11 月 17 日に発行されたものである。このレポートには、以下の記載がある。

「ロヒンギャの人たちは、本質的に不法滞在の外国人という扱いを受けているのだが、しかも外国人登録カード（FRC）が発行されていない。彼らには NRC（国民登録カード）も発行されないため、ロヒンギャの人々は「無国籍」と広く呼ば

- 88 この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

れてきた。ビルマ政府は国連難民高等弁務官（UNHCR）との協力プログラムで、ラカイン州北部の無国籍の人々に対する一時登録カード（Temporary Registration Card、TRC）の発行を続けている。こうした人々の過半数はロヒンギャである。UNHCR ではラカイン州のビルマ国籍を有していない住民およそ 750,000 人と共に進めてきた。このレポートの報告対象期間の終りになって、ビルマ政府の推定では、この発行対象となる 10 歳を超える住民の 85%（637,500 人の無国籍の人々）が、TRC を保持していた。市民権が得られないロヒンギャの人々には、国営中等学校での教育が受けられない」 [7b] (セクション II)

- 20.34 2008 年 12 月 18 日付の Refugees International（国際難民支援会）によるレポート Rohingya: Burma's Forgotten Minority（ロヒンギャ：ビルマ忘れ去られた少数民族）には、以下の記載がある。

「ロヒンギャに対するビルマ政府の公式政策は、弾圧的なものである。ロヒンギャが自分の村を離れる場合には当局の許可が必要とされ、ラカイン州北部の外部に出ることは許可されていない。結婚をするにも当局の許可が必要で、出生や死亡の際にも法外な金額の税金が課される。信教の自由も制限され、ロヒンギャの人々の宗教施設が老朽化しても、その営繕や修復は禁じられてきた。ビルマ国内では正確な統計など望むべくもないが、専門家たちの一致した意見では、ラカイン州北部の状況は、ビルマ国内でも最悪の部類に属する。ロヒンギャの難民たちの言うところでは、土地の没収や強制労働、恣意的な逮捕、ゆすりなどが非難した理由の主なものである。ロヒンギャの人がいったん自分の村を無許可で離れると、その人は政府の住民登録からも削除され、発見されると逮捕される恐れがある」 [61a]

- 20.35 ヒューマン・ライツ・ウォッチが 2011 年 2 月 21 日に報じたところによれば、「ビルマ当局は、30 年以上にもわたって、イスラム教徒の少数民族であるロヒンギャに対する組織的な迫害を行ってきている。アラカン州の政府ならびに軍部当局は、炉貧者の人々の移動や集会、結社の自由に過酷な制限を設け、強制労働を課し、宗教的迫害を加え、土地や財産の没収を定期的に行っている」 [39a]
- 20.36 ロヒンギャに関するさらに詳細な情報は、アムネスティ・インターナショナルの 2004 年 5 月付報告 Myanmar, The Rohingya Minority: Fundamental rights denied（ミャンマー、少数民族ロヒンギャ — 基本的人権が認められず）に記載されている。 [12a]

「国内難民（IDP）」の項も参照。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

21. レズビアン、ゲイ、バイセクシャル（LGB）の人々

トランスジェンダーの人々に対する扱いに関しては、下記の「トランスジェンダーの人々」の項を参照。

法的権利

- 21.01 2011 年 4 月 8 日発行の米国国務省の Country Report on Human Rights Practices

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 89

2010 (人権状況カントリーレポート 2010、USSD レポート 2010) には、以下の所見が記載されている。

「ビルマの刑法には、“異常な性的行為”に対する規定が含まれている。当局は、ゲイの男性やレズビアン⁶の女性が目に留まった際には、この規定を適用して告訴などしている。最大の処罰は、20 年間の服役と罰金である。この刑法では、“不自然な犯罪”に関する法が男女に同じように適用される。だがビルマ社会の伝統により、こうした人々にはある程度の保護が施される。雇用に関しては、性的な志向性による公的あるいは社会的な差別は見られていない」 [7a] (セクション 6)

21.02 International Lesbian, Gay, Trans and Intersex Association (国際レズビアン・ゲイ協会、ILGA) のウェブサイト⁷に 2011 年 2 月 1 日にアクセスしたところ、ビルマの法律に関するコメントがあった。この法は男性間の同性愛を非合法としているが、女性間の同性愛は合法としている。ILGA によれば、「男性間、男女間、人間と動物の間での肛門交接は、ビルマ刑法 (PC) 第 377 条で禁止されている。また女性間の性的関係については、ILGA によれば、“性交法”は …… その既定がある諸国において、女性間の性的関係に適用されるものとは理解されていない。(インドの 1860 年制定刑法が、その期限とされる)」 ILGA の主張によれば、PC の第 377 条に対する違反に対する罰則は、10 年未満の服役とされている。ただし、これが適用された例は、あまりない。 [22a]

21.03 ILGA はさらに、次のように述べていた。「… LGBTI に関する問題については、ミャンマー / ビルマには、わずかな情報しかない。この刑法規定で刑法告訴が行われた事例は、極めて少ないのかもしれない。数年前、ゲイの男性数人がマンダレー近郊でのタウンビョン・ナト祭の間に拘留された。(ゲイの男性や異性服装をした霊媒が集まることで、極めて有名なイベントである) この男性たちは数日間拘留され、告訴なしで釈放された。ここ数年間は、こうしたパターンのケースが発生していないことは、明らかである」 [22a]

21.04 アジアのゲイやレズビアンの人々向けのインターネット リソースである Utopia には、日付記載がないものの、Myanmar / Burma に関する記事があった。2011 年 4 月 12 日にアクセスしたところでは、その記事には以下の記載があった。

「アジア全体で最大のゲイ フェスティバルが毎年、ビルマはマンダレーから 20km ほど北にあるタウンビョンで開催される。8 月の終りに 6 日間開かれ、満月の夜に終わる。ミャンマー全土から何千人もの人々が集まり、タウンビョン・ナト (霊媒、という意味) を祝う。ミャンマー全土から、ゲイの人々が集まる。タイからも数百人のゲイの人々が国境を越えて参加する。タウンビョンは基本的には宗教的な祭なのだが、現実にはほぼゲイ祭になっている。ミャンマーでは、霊媒師 (ナト) のほとんどが、ゲイなのだ。また偽物のナトも多数参加するが、彼らは単にパーティーに加わりたいのだ。6 日間、参加者たちは踊り、食い、飲む。会場の地域には、食卓や屋台が建ち並ぶ。さまようダンスグループが、日夜を分かたず踊り暮れる。雰囲気としては、ブラジルやカリブ諸島のカーニバルに似ている。祭の期間中は気の向くままに何をしてもよく、他の日々にしなければならないことを忘れる。このため、この 6 日間には、多くの男性が (ゲイであることを) “カム アウト” する」 [67a] (タウンビョン)

21.05 globalgayz.com というウェブサイト⁸煮 2011 年 3 月 15 日にアクセスしたところ、

90 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

日付がないものの、ビルマに関するウェブページに以下の記載があった。

「ビルマでは、同性愛は非合法とされている。この国の政府は独裁的で、ビルマ国民の中の LGBT の人々の法的・社会的地位に関する正確な情報を得ることが難しい。性感染症の伝染を禁じる法律が多数あり、“公序良俗を乱すことや、‘わいせつな’表現物などの作成・販売・配布、18 歳未満の人物による売春とそれに対する買春、すべて個人や社会、公共の風紀に悪影響をもたらすもの”は、禁じられている。現在の政治的な雰囲気にあっては、組織化された LGBT の政治的・社会的な生活は考えられない。ビルマの、人間の性に関する社会体質は、“極度に保守的な”ものと言われてきた」 [54a]

目次に戻る
出典資料目録に進む

国家当局の態度とLGBTの人々への扱い

- 21.06 Democratic Voice of Burma（ビルマ民主主義の声）が 2010 年 5 月 19 日付の記事で述べたところでは、同性愛行為を禁止する「古めかしい」法はめったに適用されないものの、同性愛者に対する烙印付けは今も残っている。この記事によれば、「ビルマ政府は昨年（2009 年）、国営の New Light of Myanmar（ミャンマーの新しい光）という新聞に世界 AIDS デーに乗じてある記事を発表した。これは、AIDS を“社会的に容認されない行為”に結び付けて考えるものであった」 [3a]
- 21.07 Purple Dragon という旅行代理店は、アジアの 10 か国を対象にするゲイの旅行社向けの旅行代理店としては、アジア最大・最古の代理店だと主張している。この代理店のウェブサイトが 2011 年 3 月 16 日にアクセスしたところ、ビルマについて以下の報告があった。

「ミャンマーではゲイやトランスジェンダー（性転換）の人々が一目でそれと分かることは、めったにない。例外は霊媒師たちで、畏敬を受けているナトという霊を呼び出しそのエネルギーを引き出す人たちである。服装や行動からは、その人のセクシュアリティは分からないだろう。タイの国境地帯では、レディーボーイたちを頻繁に見かけ、またタイ社会では許容されているのだが、ビルマではほとんど見かけない。ミャンマー政府は性産業の発生を防止しようと躍起になっており、その触媒となりえるナイトライフを管理している …… それでもゲイの人々の“クルージング”は存在し、一部のナイトライフの場では、ゲイやレズビアンの人々が出会う機会もある」 [17]（ミャンマーにおけるゲイの生活）

社会の態度とLGBTの人々への扱い

- 21.08 インタープレス・サービス (IPS) 通信社が 2010 年 6 月 3 日に報じたところによれば、「ビルマにおける男性同士の性交 (MSM) に関する先駆的な調査を実施したコ・エイによれば、(ゲイの男性) に対する社会的烙印は、今も残っている。 …… コは、MSM に対して“あまり強烈な反応は見られない”としているものの、多数の MSM 実践者たち自身によれば、「本当の自分」を隠す必要がはっきり存在しているという」 さらにこの記事によれば、「… 政府は同性愛を断罪しているものの、ラングーンやマンダレーといった大都市各地の MSM ネットワークは何十も存在しており、地域コミュニティをベースにした組織がそうした人々に情報やカウンセリングを行っている」 [50a]

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 91

21.09 アジェン・フランス・プレス（AFP）が 2011 年 4 月 16 日付の記事で報じたところでは、「全体主義政治と宗教的見解、保守的な社会体質が合わさり、以前ビルマと呼ばれていたミャンマーでは、多くのゲイの人々は自分が芸であることを知られないように心がけている。ゲイの男性は“ゲイリンガル”と呼ばれる独自の言語を発展させ、自分たちのセクシュアリティを社会に知られず、仲間内だけで示すようにしている。これは、ヤンゴンで HIV/AIDs 予防に努めるティン ソウの情報による」 [69a]

21.10 この AFP の記事には、さらに以下の記載がある。

「ミャンマーでは、現地の宗教上の教義であるカルマと、同性愛とが結び付けて考えられることが多い …… 伝統的には、異性愛以外のセクシュアリティが公に認められるのは、“ナトと呼ばれるの霊の崇拝”においてだけであった。これはアニミズムの 1 形態で、ミャンマーの仏教信仰と結びついている。派手な服装で女性流に着飾った霊媒たちが、年間を通じ「ナト」の祭では主役を演じる。だが、こうした霊媒とのかかわりでのみ同性愛が受容されているため、ミャンマーでのゲイの人々は、ある種のステレオタイプに押し込まれることになる」

「同性愛関係は、植民支配時代の刑法では厳密には犯罪とされていた。それが厳密に執行されることは現在では珍しいが、活動家たちによれば、今でも当局が差別や“ゆすり”をする際には、その刑法が悪用される。ミャンマーからの難民であり Human Rights Education Institute of Burma（ビルマ人権教育研究所）のディレクターであるアウン・ミョ・ミンは、自らがゲイであることを公言しているが、彼によれば‘当局はこの刑法を言い訳にカネをゆすり、嫌がらせはやるのだが、告訴はしない’のである。なお、この研究所の本部はタイにある。性がらみの暴力やゲイの人々への公の侮辱は無数にあると、アウンは述べている。“それでも被害者が恥ずかしいと感じ、周囲への反響を恐れるので、多くのそうしたケースは報道されていない”」 [69a]

21.11 AFP はさらに、次のように報じている。「ミャンマーではレズビアンも多くの場合に禁じられているが、アウン・ミョ・ミンによればミャンマーの軍国的マッチョ文化の中ではレズビアンは多めに見られやすい。なにしろ、多くの人たちはホモセクシュアルとトランスジェンダーの区別ができないのだから」 [69a]

21.12 先述の Purple Dragon によれば、男性同士で手をつないで歩いているのを診ることがよくあるが、これはその人たちがゲイであることを意味しない。[17] (ミャンマーにおけるゲイの生活)

参照した情報源からは、レズビアンあるいはバイセクシュアルの女性たちの茶会での立場については、具体的な情報が得られなかった。女性全般の社会的立場に関しては、下の「女性」の項を参照。

LGB の人々に関する上記以外の記事は、Globalgayz のウェブサイトに掲載されている場合がある。 [54a]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

92 この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

22. 性転換者

- 22.01 globalgayz.com のウェブサイトにあるビルマ紹介のページに 2011 年 3 月 15 日にアクセスしたところ、以下の記載があった。

「ビルマ政府が権威主義的であるため、LGBT のビルマ国民の法的・社会的地位に関しては、正確な情報が得にくい。性感染症の伝染を禁じる法律が多数あり、“公序良俗を乱すことや、‘わいせつな’表現物などの作成・販売・配布、18 歳未満の人物による売春とそれに対する買春、すべて個人や社会、公共の風紀に悪影響をもたらすもの”は、禁じられている。現在の政治的な雰囲気にあつては、組織化された LGBT の政治的・社会的な生活は考えられない。ビルマの、人間の性に関する社会体質は、“極度に保守的な”ものと言われてきた」 [54a]

- 22.02 Purple Dragon という旅行代理店は、アジアの 10 か国を対象にするゲイの旅行社向けの旅行代理店としては、アジア最大・最古の代理店だと主張している。この代理店のウェブサイト に 2011 年 3 月 16 日にアクセスしたところ、ビルマについて次の報告があった。「ミャンマーではゲイやトランスジェンダー（性転換）の人々が一目でそれと分かることは、めったにない。例外は霊媒師たちで、畏敬を受けているナトという霊を呼び出しそのエネルギーを引き出す人たちである。服装や行動からは、その人のセクシュアリティは分からないだろう。タイの国境地帯では、レディーボーイたちを頻繁に見かけ、またタイ社会では許容されているのだが、ビルマではほとんど見かけない」 [17] (ミャンマーにおけるゲイの生活)

参照した情報源からは、ビルマにおける性転換者の立場については、具体的な情報が得られなかった。性転換者に関する上記以外の記事は、Globalgayz のウェブサイトに掲載されている場合がある。 [54a]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

23. 障害者

- 23.01 2011 年 4 月 8 日発行の米国国務省人権状況カントリーレポート 2010（USSD レポート 2010）によれば、ビルマにおいては：

「法の下での平等や、障害者への差別も含む差別からの一般的な保護のための法律が、存在していない。憲法の下ではすべての国民が医療や教育を受ける権利を有することになっている。政府は、雇用、教育や医療を受けること、その他の国家からのサービス提供に関して、障害者に対する差別を積極的に行ってはいない。だが、障害者を支援する公的なリソースが、ほとんど存在していない。建築物や公共交通、政府施設の利用のしやすさに関して、それを義務付ける法律が存在していない」

「障害のある人々の医療リハビリテーションについては保健省の管轄であり、職業訓練に関しては社会福祉省の担当になる。政府が運営している視覚障害者のための学校が 3 箇所あり、聴覚障害者のためには 2 箇所、障害のある成人向けのリハビリテーション・センターは 2 箇所ある。障害のある児童向けのリハビリテーション・センターは、2 箇所である。だが、障害者向けの学校やプログラムのための政府からの資金が、不適切である」

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 93

「障害のある退役軍人には優先的に手当てが支給され、それは公務員給与に匹敵する。民間人の障害に対する政府からの手当てといえば、基本的に、一次的な障害の場合には 1 年間の収入の 2/3、恒久的な障害の場合には課税されない給付金が支払われる。だが、民間の労働者が障害を持つようになった場合には、政府は雇用を守るための措置を講じていない」 [7a] (セクション 6)

- 23.02 モン族人権財団の公式ウェブサイトは 2008 年 6 月 1 日に、ビルマの障害者に関して以下のように報じている。

「ビルマでは障害のある人々には、開発諸国におけるような各種の支援サービスが利用できない。さらに障害のある人々の就労となると、難しい。このため、障害のある人々が施しに頼る場合も珍しくなく、彼らの姿を目にするといえば、祭やバス停、鉄道の駅、その他人通りの多い場所に限られる。カネを恵んでもらいやすい場所、ということである。仕事の求人があっても、その多くはペットボトルやガラス瓶の回収など、低賃金のものである …… 障害に関して正式な教育が行われていないため、いまだに社会で広く信じられている“障害は前世での行いが悪かったため、その罰である”との迷信を払拭できない。このため障害のある人々が無視され、異常な存在として蔑視される」 [34a] (パラグラフ VI – VII)

- 23.03 上記のウェブサイトには、障害のある児童向けの教育も限定されているとの記載がある。 [34a] (パラグラフ VIII)

- 23.04 国際赤十字委員会 (ICRC) は、年次報告 2009：ミャンマーにおいて、次のように報じている。「身体障害のある人々は今も、フパアン成形リハビリテーション・センターで処置を受けており、このセンターはミャンマー赤十字社が ICRC の支援の下で運営しているものである」 [40a] (p209)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

24. 女性

概観

- 24.01 ビルマの亡命政権であるビルマ連邦国民連合政府 (NCGUB) の調査と文書部門である人権文書ユニット (HRDU) では、2009 年 11 月にビルマ人権年鑑 2008 を公表している。これには、以下の記載がある。

「SPDC (ビルマの国家平和発展評議会) は、女性の権利という話題になると必ず、ビルマの女性たちは生まれた瞬間から完全な権利を享受しており、特に同国では女性たちが比較的自立的な役割を伝統的に演じてきていると主張している。だが、ビルマ社会における女性の役割に関しては、父権主義的な先頭が強く、そのために女性の権利や機会均等を目指す動きを実質的には阻害してしまうような雰囲気できてしまっている。女性の能力は限界あるものと見られており、彼女らの活動にも制限が加えられている。さらに最近の動向のため、ビルマの女性たちが真の平等を勝ち取る機会、破壊されてしまった」 [51a] (p787)

- 24.02 英国外国・連邦省 (FCO) は 2011 年 3 月 31 日付の Human Rights and Democracy

- 94 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

Report 2010（人権と民主主義レポート 2010）で、以下の記載を引用している。

「村の会合など公的生活の場での女性の参加は、今も大変少ない。社会のネットワークへの参加や利用についても、同様である。ビルマ政府の言うところでは、“ミレニアム開発目標”に取り組むとしており、さらに女性児童の就学率などの男女平等の目標を達成する途上にあると主張しているが、実際に廃止決定を下す組織そのものから、女性は日常的に排除されている。さらに、ジェンダーがらみの暴力行為を今も軍部は犯しており、特に憂慮すべき問題になっている。ことに紛争がからむ少数民族地域では、この問題が深刻である」

「市民団体と国際的 NGO、そしてビルマの社会福祉省の協働により、National Action Plan for the Advancement of Women（女性の進出のための国家アクションプラン）を策定した。だがその真の目的は、2011 年に新政府を国民に承認させることにある」 [5y] (p144)

- 24.03 ビルマは、1997 年に締結された「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国連条約」（CEDAW）の加盟国となっている。（国連条約一覧のウェブサイト、2010 年 3 月 10 日にアクセス） [32d]
- 24.04 国連の在ミャンマー駐在・人道コーディネーター事務局による、2010 年 3 月 12 日付のレポートには、2008 年のサイクロンナルギスによる被害や死亡者を受け、次の記載がある。「… 100 世帯のうちおよそ 14 世帯で、世帯主が女性である。その過半数は夫に先立たれた女性である。女性は世帯主の世帯は、被害を受けやすい。そうした世帯の 60%が不満足なシェルターに居住しており、また低収入階層の最大グループも、こうした世帯である。また女性が世帯主の家族の児童は、経済的制約から就学を続けられなくなることも多い」 [48]

法的権利

- 24.05 米国国務省の人権に関するカントリーレポート 2010（USSD レポート 2010）は、2011 年 4 月 8 日に公表されたものであるが、それには次の記載がある。「法律上は、女性は男性と同じ法的権利を受けるはずである。これには、財産や相続権なども含まれる。だが、そうした法律を果たして政府が執行したのか否かとなると、曖昧である」 [7a] (セクション 6)
- 24.06 ビルマ人権年鑑 2008 によれば、母親には 26 週間の育児手当が支給されるはずなのだが、現実には育児休暇が認められる場合や執行されるケースは稀である。 [51a] (p787)
- 24.07 Mizzima ニュースでは 2010 年 10 月 23 日付で Women's League of Burma（ビルマ女性連盟）のティン・ティン・アウンとのインタビューを引用しているが、そこでアウンはビルマの新憲法について、「… 男女間の平等を保障するような規定が、皆無だ。さらに、教育や就労機会などで女性を差別するような具体的な規定すらある」と述べている。 [33a]
- 24.08 この憲法の第 352 条には、以下の記載がある。「ミャンマー連邦は、所定の資格が満たされた場合に、公務員の任務の割り当てや任命にあたり、ミャンマー連邦共和国のいかなる国民についても人種や出生、宗教、性別による優遇や差別を行ってはならない。ただし、本条のいかなる規定も、男性のみに適切な職位に男性を

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 95

任命することを妨げるものではない」[47]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

政治的権利

- 24.09 USSD レポート 2010 には、次の記載がある。「女性は、政治的リーダーシップからは排除されている。… SPDC にも内閣にも、最高裁にも、女性もいなければ少数民族もいない」 [7a] (セクション 3)
- 24.10 フリーダムハウスが 2011 年 5 月 12 日に発行した「世界における自由、カンントリーレポート 2011」は 2010 年の出来事をカバーしているが、それによれば、「2010 年の選挙では、3,000 人の候補者のうち、女性は 114 人だけだった」 [14a]
- 24.11 2008 年 11 月 7 日付で Committee on the Elimination of Discrimination against Women（女性差別撲滅委員会）は、結論となる所見を発表している。それによれば、「（ビルマにおける）大学卒業者の過半数は女性であるが、本委員会は、公的・政治的・専門的なすべての領域での女性の参加が極めて少ないことに懸念を表明する。これには、国家議会やその他政府の各部門、外交、司法、軍部、その他行政を含む。特に、上層部での女性の不在が目立つ」 [32a] (パラグラフ 28)

社会・経済的権利

- 24.12 USSD レポート 2010 には、次の記載がある。「従来から男性主体であった職業の大半（例として、鉱業、林業、大工、石大工、漁業）において、今も女性の人数は不自然に少ないままであり、さらに一部の専門職からは、実質的に締め出されている。たとえば、軍部の将校などである。さらに貧困の影響を被っているのも、女性が不自然に多い」 [7a] (セクション 6)
- 24.13 USSD レポート 2010 には、さらに以下の記載がある。
- 「公認され独立している女性の権利団体が、ビルマには存在していない。政府とつながりのある女性団体なら、いくつかあるが、“非政府系の”女性団体の代表格は MWAFF（Myanmar Women's Affairs Federation、ミャンマー女性問題連盟）であるとされているが、実はこれは政府とつながっている。Myanmar Maternal and Child Welfare Association（ミャンマー母と子の福祉協会）も、やはり政府が仕切っている機関である。これは、母と子供に基本的な保健面での支援を行っている。Myanmar Women Entrepreneurs' Association（ミャンマー女性起業家協会）はビジネスウーマン向けの専門職団体であり、起業する女性にローンを貸し付けている。これは政府の管理下にはないものの、政府と良好な関係を享受しており、そのためビジネス女性を支援する活動の実行を許可されている」 [7a] (セクション 6)
- 24.14 ビルマ人権年鑑 2008 によれば、売買春はビルマでは法律上は禁止されており、3 年間の服役という処罰が定められている。だがこのレポートはさらに、大都市や国境付近の町々、鉱山や大規模インフラストラクチャー、林業の近辺で売買春が拡大していることも指摘している。次の記載がある。

「さらにビルマでは、官憲との癒着によりひそかに営業されている売買春も存在

- 96 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

している。情報筋によれば、多数の買春宿が警察や軍部役人の同意の下で営業しており、そうした役人はいわゆる“保護料”を買春宿のオーナーから受け取っている。あるいは、軍人が自ら運営している買春宿さえある。街路で客を引く女性たちには警官から圧力がかかり、賄賂を払うことで逮捕を免れている。他の職業と比較して、買春とは儲けになる仕事ではあるが、身体的な安全や健康面でのリスクは深刻なものである。客を失いたくないために客にコンドームの使用を必須条件として要求できない売春女性たちの間では、HIV/AIDS が蔓延している。さらに、性的な暴行や強姦も頻発している」 [51a] (p801)

「女性に対する暴力」の項も参照。

- 24.15 Social Institutions and Gender Index (社会制度とジェンダー指標、SIGI) というウェブサイトに 2011 年 3 月 16 日にアクセスしたところ、結婚と家族生活に関し、以下の記載があった。

「ミャンマーの女性は、家庭生活のある面においては良く保護されている。だが、すべてにおいてではない。この国の慣習法では結婚年齢を女性の結婚可能年齢を 20 歳とする一方、男性は思春期としている。2007 年の調査で、女性差別撲滅委員会（CEDAW）が報告したところによれば、1954 年の仏教徒女性の特殊婚姻と相続に関する法律は、この慣習法よりも緩やかである。これは、仏教徒の女性が 14 歳を超えれば、両親が合意すれば、仏教徒以外の男性との結婚を許可するとしているためである。現実には、こうした若い年齢での結婚は今もある程度の懸念材料である。2004 年に国連が発行したレポートの推定によれば、15 歳から 19 歳までの女性の 11%が既婚、あるいは離婚しているか夫に先立たれている。この状況は徐々に、改善しつつある。初婚年齢は上昇しており、これは主に教育の普及と女性の就労増大のせいである。法律では、すべて結婚は男女の合意に基づいて行われるものとされており、同棲カップルも将来結婚する意図があれば、そのカップルを法律上の夫婦と正式に認めている」 [52] (家族法)

- 24.16 この SIGI のウェブサイトには、以下の記載もあった。「ミャンマーの慣習法（ダンマターツ）では一夫多妻も許可されているが、社会ではつまはじきにされ、あまり行われていない。ミャンマー女性問題連盟（MWAF）の指摘によれば、一夫多妻婚においては、2 人目の妻にも一人目と同じ地位を認めねばならないことを、法は定めている」 [52] (家族法)

- 24.17 ビルマ女性連盟の 2008 年レポート In the Shadow of the Junta（軍事政権の影で）には、以下の記録がある。

「家族法との関連で言えば、ビルマ民族かそれ以外かを問わず、結婚や養子、財産所有、相続権に関しては、慣習法の適用がまだ多すぎる。こうした慣習法の多くは子供を育て家庭を切り盛りする役割を女性に求め、経済と意思決定の実権を男性に認めるものである。…例えば結婚に関する各種の宗教既定など、各種の慣習法とビルマの成文法とを調和させる試みはまだなされておらず、またその規定（原文のまま）を CEDAW と矛盾がないようにさせる試みも、なされていない」 [27a] (p13)

- 24.18 USSD レポート 2010 によれば、「ビルマ国民の女性と外国人の間の結婚は、禁止されている。また政府は各地の弁護士に対し、そうした結婚の承認にはならないよう命じている。だが、この禁止はあまり広範には執行されていない」 [7a] (セク

シヨン 11)

24.19 国連の統合地域情報ネットワーク (IRIN) は 2010 年 3 月 10 日付の記事において、ビルマでは妊娠中絶が非合法であると述べている。 [49a]

24.20 子供を持つことに関して、USSD レポート 2010 には以下の記載がある。

「子供の人数、出産間隔、時期については、夫婦や個々人が決定する権利を有する。ビルマ政府は出産奨励主義の立場に立つが、効率ならびに民間の産科医が出産感覚の調整のために否認処置を施すことを許可している。家族計画へのニーズには、まだまだ対応ができていない。家族計画サービスを利用とする場合の障害としてもっとも広く報じられている要因は、経費と利用性である。避妊薬の利用も含めた生殖医療サービスは、一般的には民間の産科医に限定されている。保健当局が、避妊薬の流通を厳重に統制している。コミュニティのヘルス・ワーカーは、コンドームに関しては、アドバイスしかできない。注射式あるいは経口避妊薬については、依頼者は助産師に相談せねばならない」 [7a] (セクション 6)

「女性の健康」ならびに「医療問題」の項も参照。

24.21 ビルマに関する SIGI レポートには、以下の記載がある。

「親の権威という問題では、父親が家族の長と見なされ、妻や子供たちのニーズを満たす任務を負う。派低に関する仕事の大半は母親が行い、これには子育ても含む。また、家計を管理する場合もある。離婚の場合には、男の子の養育権は父親が獲得し、女の子は母親が得る場合が多い。だが、この意思決定のプロセスでは、子供たち自身に相談することができる。CEDAW の報告によれば、性別とは無関係に、非常に幼い子供母親の手にゆだねられることが多い」 [52] (家族法)

24.22 同じく SIGI レポートには、次の記載もある。

「旧来のダンマターツと現在の慣習法の両方で、男女に同じ相続権を認めている。この点では、夫と妻、夫に先立たれた妻と妻に先立たれた夫、息子と娘、男性の孫と女性の孫に間に違いはない。MWAF によれば、相続権の加減は故人との関係の強さのみに応じて決まり、一般的な相続順位は他の諸国のものに近い。だが CEDAW の指摘によれば、慣習法では遺書を認めておらず、夫婦が共有していた財産はすべて自動的に、生き残っている配偶者のものとなる」 [52] (家族法)

24.23 アジア太平洋地域での政治や統治、変革のリーダーシップにあたる女性のオンライン・ネットワークである、Online Women in Politics (オンライン - 政治にある女性) というウェブサイトがある。このサイトに 2011 年 3 月 16 日にアクセスしたところ、日付はなかったものの、ビルマのセクションに以下の記載があった。

「… 伝統的に男性の職業と見なされてきた職業のほとんどでは、女性の数が不自然に少ない。… さらにいくつかの職業では、女性は今も締め出されている。これには、軍部の将校も含まれる。同じ仕事をして、女性は同じ報酬をもらえとは限らない。また法律上は、母親には 26 週間の育児手当が支給されるはずなのだが、現実にはこれが支給されていないケースが多い」 [63a] (ミャンマーにおける女性)

[目次に戻る](#)

98 この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

女性に対する暴力

24.24 USSD レポート 2010 には、以下の記載がある。

「配偶者からの暴力も含め、女性に対する家庭内暴力は、今も深刻な問題である。配偶者からの暴力や家庭内暴力については、政府が統計を管理していないため、測定が難しい。しかも家庭内の暴力や配偶者からの暴力を禁じる具体的な法律が存在していない。（配偶者による強姦行為についても、同様） 他人の身体に危害を加えることに関する法律は、無論、存在しているが。処罰が適用される場合、刑期は 1 年から終身刑までで、加えて罰金もありえる」

「警察は一般に、家庭内暴力の件では関与をためらう。ただし、女性が負傷し報告書を提出した場合には、警察は何らかの行動に出ることが多い。こうした場合、男性の加害者に対する処罰は罰金であることが多く、投獄は少ない。政府関連団体であるミャンマー女性問題連盟（MWAFF）は、通常、首相の妻が会長を務めるのだが、警察も含めた地方当局に対してロビー活動を時に実施し、配偶者からの暴行を含めた家庭内暴力の操作を行うよう求めている。MWAFF は軍事政権指導者の妻たちが牛耳っている団体なので、警察も MWAFF が指摘したケースについては、捜査しないわけにはいかない」 [7a] (セクション 6)

24.25 強姦に関して、この USSD レポート 2010 には、以下の記載がある。

「強姦は法により禁じられている。だがビルマ政府はその法律を、効果的には執行していない。被害者が 14 歳未満である場合、その被害者との性行為自体が強姦と見なされる。被害者の合意の有無は、関係しない。この場合、被害者の年齢が 12 歳から 14 歳であれば、最大の刑は 2 年間の服役となる。被害者が 12 歳未満の場合には、10 年以上の服役または終身刑となる。配偶者による強姦は、妻が 14 歳未満でない限りは、犯罪とはならない。軍事政権は強姦の起訴と有罪確定の件数について、統計を発表していない。強姦の通報があった場合、警察は通常はそれを捜査している。だが、少数民族地域で政府軍兵士が強姦を犯した場合には、軍部が責任者を処罰するための措置を講じたことは、ほとんどない」 [7a] (セクション 6)

24.26 この USSD レポート 2010 には、さらに次の記載がある。「性的嫌がらせについてもビルマ刑法はこれを禁じており、罰金あるいは最大で 1 年間の服役を定めている。この問題がどこまで広がっているのかについては、情報が無い。こうした犯罪は、通報されないことが多いためである」 [7a] (セクション 6)

24.27 Mizzima ニュースでは 2010 年 10 月 23 日付で Women's League of Burma（ビルマ女性連盟）のティン・ティン・アウンとのインタビューを引用しているが、そこでアウンは以下のように述べている。

「ビルマでは多くの女性が、弾圧や差別、性的嫌がらせ、性的暴力などに苦しんでいる。こうした悪が、国中に蔓延している。こうしたケースを分析した結果、私としては 2 つの原因を見ている。こうした暴力行為の根本にある原因は、1962 年に軍部が政権を掌握して以来の、ビルマにおける軍国主義の進展である。それ以来、軍事的な文化が発展してしまった。もう 1 つの原因は、ビルマ全土のすべ

ての民族が抱える、文化や伝統的慣行という問題である。それらが、女性に対する差別を助長している。1 つ目の原因について言えば、人に対する拷問や迫害を、ビルマの多くの地域で当局が行ってしまっている。そうした状況にあって、治安状況が悪化しており、女性たちが各種の弾圧に苦しんでいる」 [33a]

- 24.28 Nobel Women's Initiative（ノーベル女性のイニシアティブ）がビルマ女性連盟との協賛で 2010 年 3 月 2 日に、International Tribunal on Crimes Against Women of Burma（ビルマの女性に対する犯罪の国際法廷）を開催したが、そこでは以下の報告があった。

「少数民族の女性たちや少女たちは、特にビルマ軍兵士による組織的に蔓延した性的暴力の被害を受けやすい。それには、強姦から拷問、性的奴隷までを含んでおり、少数民族を恐怖により服従させようという手段である」

「ビルマ全土で多数の女性たちが性的な暴力や拷問を体験している。これには強姦も含まれ、恣意的な逮捕や拘留といった性的以外の人権的・政治的違反行為を伴っている」

「さらに多くの女性が、日常的に強姦その他の性的暴力や拷問にさらされている。同時に、軍部は強制労働を課しており、それには（軍用の）荷運びも含まれる」 [62a] (p7)

- 24.29 上記の国際法廷では、ビルマ女性 12 人が人権侵害を受けた様子を記録している。これには、性的暴力や人権・政治的な権利侵害、社会・経済・文化的違反も含まれている。そしてこれらは、軍事政権によってなされた暴力である。 [62a] (p10 - 13)

- 24.30 USSD レポート 2010 には、以下の記載がある。「タイに本拠を置く Karen Women's Organization（カレン族女性組織）の文書には、ここ 2~3 年以内にカレン州で行われた助成に対する虐待として、およそ 4,000 件ものケースが記録されている。こうしたケースには、政府軍部隊による強姦、殺害、拷問、強制労働などが含まれ、それらは 190 以上もの村落で行われ、40 以上の大隊が関与している。NGO や国際組織では、今もビルマ国内の他の地域における兵士による性的襲撃についての報道を続けている」 [7a] (セクション 1g)

- 24.31 女性差別撲滅委員会が 2008 年 11 月 7 日付で発表した結論となる所見には、以下の記載がある。

「2002 年の女性の地位向上のための国家アクションプランの採択や、Myanmar National Committee for Women's Affairs（ミャンマー女性問題全国委員会、MNCWA）の女性に対する暴力に関する小委員会の活動が展開されていることは留意するものの、女性差別撲滅委員会としては女性や少女に対する暴力の広範な蔓延に関し、懸念を表明せざるを得ない。その例として、強姦をも含む家庭内暴力や性的暴力の蔓延がある。本委員会はまた、こうした暴力が社会により容認されており、沈黙を強いる文化や（加害者の）免責がまかり通っていることにも、懸念を表明する。そのため、暴力のケースが十分には通報されず、通報された場合でも法廷外で決着が付けられる場合が多い。本委員会が特に憂慮している地理的な地域としては、ラカイン州北部ならびにサイクロンナルギスの被害を受けた地域がある。その他にも、女性や少女が特に被害を受けやすく、隅に追いやられている地域がある。さらに、法律では性的暴力の被害者がただちに警察に通報する

- 100 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

ことを定めており、医療処置を受けることよりも優先されてしまっている。そのため被害者が、医療や心理、法務面での支援をあきらめるケースが多い。本委員会は、女性に対する暴力のデータや情報が欠落しており、年齢や民族で分類したデータが存在していないことを遺憾とする。また、こうした暴力がどこまで行われているのか、その根本原因は何かについての研究や調査がないことも、遺憾とする」 [32a] (パラグラフ 22)

- 24.32 国連人権理事会が 2010 年 3 月 10 日付で公表した、ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者による経過報告レポートには、以下のコメントがある。

「女性差別撲滅委員会は、性的暴力その他各種の暴力の蔓延に関し、強い懸念を表明している。これには、シャン、モン、カレン、パラウン、チンといった諸民族の田園地帯の女性たちに対する、軍部のメンバーによる強姦も含まれる。この委員会ではさらに、そうした暴力行為を犯した加害者が公然と免責されてしまっていることにも、懸念を表明している。告訴に至ったケースは、少数である。また、犠牲者に対する脅迫やおどし、処罰なども報じられており、同委員会ではそれらに対しても、懸念を表明している」 [32e] (パラグラフ 72)

「民族グループ」の項も参照。

目次に戻る
出典資料目録に進む

女性の健康

- 24.33 ビルマ女性連盟の 2008 年のレポート「軍事政権の影で」には、以下の記録がある。

「軍事政権の政策のため、ビルマ人口全体の健康に悪影響が出ているが、特にその衝撃を被るのは女性や子供たちである。軍事政権の政策は国民の大半を貧困に落とし、避難させ、医療も利用させないものであり、死なずに済んだはずの女性や子供たちの死という事態を招き、今も招いている。国際女性開発基金（UNIFEM）の出版物である Gender Profile in the Conflict of Myanmar（ミャンマー紛争のジェンダー側面）を見ると、栄養不良や医療施設の貧困のためにミャンマーの女性たちのあいだでは妊娠に伴う死亡率が高く、生自出生 100,000 件中 517 件にも達している。また子供たちにも中程度の栄養不良が多く、予防できるはずの病気が多発している」 [27a] (p43)

- 24.34 この「軍事政権の影で」には、以下の記録もある。

「… ビルマ東部の紛争地域では、こうした状況はさらに過酷である。そこでは医療、特に生殖に関する医療への政府による投資がほとんど行われておらず、こうした地域ではビルマ民族以外の諸民族が多数派なのだが、そうした諸民族に対する虐待行為も枚挙にいとまがない。その例として、女性や少女に対する組織的な強姦すらある。ビルマ東部では、出産に能力ある助産師が立ち会うのは、4%に過ぎない。ビルマの他の地域では 57%であることに比べ、はるかに低い …… 妊娠に関連した死因で命を落とす女性は 12 人に一人にのぼっており、ビルマ全体での数値 1/75 と比べても、はるかに劣悪である。そもそも 1/75 という実情すら、この地域では最悪なのだが。（皮革のため、隣国のタイでは、この数値は 1/900 である）このビルマ東部からの数値に肩を並べるといえば、ルワンダ、ソマリア、コンゴ

民主共和国などである。こうした死亡例のほとんどは防止できるもので、産後の出血、危険な中絶、閉塞性分娩などが原因である。さらに生殖に関する技術が利用できないことによる出生率の高さや、栄養不良、貧血などの蔓延などもあり、妊娠した女性が防止できる問題で死亡してしまうケースが増大している」 [27a] (p44)

- 24.35 このビルマ女性連盟のレポートによれば、ビルマでは妊娠中絶が禁止されており、そのため、「… 女性たちは危険な中絶手法を選んでしまっている。国連人口基金（UNFPA）の推定によれば、ビルマでは妊娠 3 例に 1 例が中絶されているが、毎年実施される中絶は 750,000 件ほどにのぼっており、1 日あたり約 2,000 件に達する。危険な中絶手法が原因で死亡した例は、妊娠に関わる死亡例のうちおよそ半数に達するものと見られる。この数値は実際には、農村部や少数民族地域ではさらに高まるものと見られる。こうした地域の女性たちは、民間療法の医師や医薬に全面的に頼っているためである」 [27a] (p45)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

25. 児童

概観

- 25.01 英国外国・連邦省 (FCO) による 2011 年 3 月 31 日付の人権と民主主義に関する報告 2010 には、以下の記載がある。

「2010 年も、ビルマの子供たちの多数は適切な教育や医療、社会的な保護を受けられなかった。平均では、5 歳になるまでに死亡する児童は 10 人に一人、また小学校を終了する比率は 50%程度に過ぎない。児童兵士の採用が今もビルマ軍ならびに少数民族の武装集団での問題である。就労している児童も多く、その大半は貧困のためである。これらは、国連の子どもの権利条約に違反する行為である。ビルマが批准している国連の人権関連条約は 2 つだけであるが、同国はこの子どもの権利条約を批准しているのだ。ビルマ当局は今も国連児童基金（UNICEF）ならびに Save the Children などいくつかの NGO の、国内での大型プログラムの実施を許可している」 [5y] (0144)

- 25.02 Partners Relief & Development（という団体、以下“パートナーズ”）と Free Burma Rangers（という団体、以下“FBR”）が 2010 年 4 月付で発表した Displaced Childhoods: Human Rights & International Crimes Against Burma's Internally Displaced Children [避難生活で過ごす児童期： 人権とビルマの国内難民児童に対する国際的犯罪]（パートナーズと FBR、” 避難生活で過ごす児童期レポート “）というレポートによれば、ビルマが国連の子どもの権利条約（CRC）に賛同したのは、1991 年のことであった。だが、このレポートには、以下の記載がある。

「そうした（CRC の）規定にもかかわらず、ビルマの子どもたちは、政府が認定してしまっている虐待にさらされている … 子どもとして成長しようとしても、暴力や治安問題、貧困によりその道が閉ざされてしまうことが少なくない。恣意的な、裁判によらない殺害や拷問・虐待、恣意的な逮捕と拘留、強姦や性的暴力、強制労働、軍用の荷運び、児童兵としての徴用、基本的な自由への制約を体験し、目撃しているのが子どもたちなのだ。しかもビルマの悲惨なまでの貧困や粗末な

- 102 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

学校、無残な医療などにより、子どもたちはいわれなき苦痛を忍んでいる」 [29a] (p3)

- 25.03 国連児童基金（UNICEF）の各国紹介ウェブサイトのビルマ（ミャンマー）のページに 2011 年 3 月 16 日にアクセスしたところ、Children in Myanmar（ミャンマーの子どもたち）というセクションに、日付はないが以下の記載があった。

「今日、ミャンマーでは、児童の権利を向上させ子どもたちへの基本的な社会サービスを改善するための取り組みが始まっている。だが、国全体を見ると格差が激しく、周辺地域の子どもたちや女性たちは特に、こうした社会サービスを受けられずにいる」

「子どもたちへの予防接種や栄養カイゼンのプログラムにより、児童の健康状態改善の面で進歩が遂げられてはいるものの、Myanamar（原文そのまま）では今も乳児ならびに 5 歳未満の児童の死亡率が高い。児童の死亡ケースのうち 50%が、予防できるはずの原因によるものである。5 歳未満の児童 3 人に一人は今も栄養不良状態にあり、また若者たちは特に HIV/AIDS に罹患しやすい」 [19a]

「健康と福祉」および「医療問題」の項も参照。

法律に関する基本的な情報

- 25.04 ビルマでの法的な年齢制限を、以下にまとめる。

- 1993 年の児童法では、児童とは 16 歳未満の人すべてを指す。16 歳以上で 18 歳未満の人を、若者と呼ぶ。（Burma Lawyers' Council [ビルマ法律化評議会]、The Child Law [児童法]、1993 年 7 月 14 日） [45c]
- 投票年齢： 18 歳（CIA ワールド・ファクトブック、2011 年 5 月 4 日） [6a]
- 最低就労年齢： 13 歳。ただし、この法律はまだ執行されていない。（米国国務省、人権状況に関するカントリーレポート 2010 [USSD レポート 2010]） [7a] (セクション 7d)
- 義務的徴兵年齢： 18 歳。ただし、児童の軍部への強制徴用も行われている。CIA ワールド・ファクトブック、2011 年 5 月 4 日） [6a]
- 刑事責任が発生する年齢： 7 歳（ビルマ法律化評議会、児童法、1993 年 7 月 14 日） [45c]
- 結婚年齢： 少年については、年齢規定なし。少女は 14 歳で、両親の合意の下で結婚が可能。（Committee on the Rights of the Child [児童の権利に関する委員会] による結論としての所見、2004 年 6 月 30 日） [32b]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

法的権利

- 25.05 2010 年 4 月付のパートナーズと FBR、“避難生活で過ごす児童期レポート”には、以下の記載がある。

「ビルマで児童の権利を規定する主な法律としては、1993 年の児童法がある。これは、国際子どもの権利条約（CRC）にビルマが同意してから 2 年後、1993 年 7 月 14 日に制定されたものである。この法では確かに児童の権利を積極的に認め、

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 103

保護規定を定めているが、それ以降もビルマでは深刻な虐待やネグレクトが続いているとの証拠があり、この国が児童法の条文が定める約束を守れなかったことは明らかだ」 [29a] (p57)

- 25.06 USSD レポート 2010 によれば、ビルマの国籍法では市民権は両親から継承されるものとされ、両親がともに同国の国民でなければならない。 [7a] (セクション 6)

「市民権と国籍」の項も参照。

児童への暴力

- 25.07 USSD レポート 2010 には以下の記載がある。

「児童虐待を禁じる法律はあるのだが、その規定が適切ではなく、現実に執行されてもいない。ビルマ政府が主張するには、児童虐待が深刻な問題にはなっていない。だが正確な統計は存在していない。一部の国際 NGO の推定では、この問題は政府が認識しているよりも蔓延している。1993 年の児童法には、虐待や人身売買、その他の搾取から児童を保護するための多数の規定があり、違反者に対する処罰は 2 年以内の服役あるいは 10,000 チャット(10 ドル)までの罰金である」 [7a] (セクション 6)

- 25.08 同じく USSD レポート 2010 には、以下の記載もある。

「第三者の介入なしに、生き延びるために買春に従事している児童がいるとの情報がある。児童買春に対する罰則は、10 年間の服役である。法律ではポルノも禁止している。この罰則は、3 年から 5 年間の服役である。法律では強姦を定義し、それに対しても罰則を定めており、これは 2 年以上の服役ないしは終身刑に処される。だがラングーンやマンダレーで観察された事実によれば、10 代と見受けられる買春少女が広く存在していた。さらに、高額な追加料金を払えば、10 代の“処女”を顧客に差し出す買春宿もあるとの、報告もある。児童買春ツアーを明示的に禁じる法律はないものの、1949 年の買春抑制法の第 13 条ならびに買春法は、それぞれ買春の斡旋と売買春とを禁じている。また刑法では、未成年者との性行為を禁じている」 [7a] (セクション 6)

- 25.09 タイに本拠を置くビルマ人権教育研究所（HREIB）が 2008 年 9 月に発表した“忘れ去られた未来 — ビルマの軍事扮装の被害者である子供たち”（HREIB レポート）には、以下の記載がある。

「ビルマでは内戦が延々と続いているが、ビルマ軍（タトゥマダウ）ならびに NSAG（政府軍以外の武装集団）による暴力襲撃により、子供たちが犠牲にされてきた。今も、そうである。村への襲撃の際には児童たちが非合法に殺害され、無差別な地雷や爆発性戦争残存物（ERW）により命を失っている。HREIB の調査員たちが人権侵害の調査と記録を行っていたところ、児童が生命を失い、あるいは重傷を負ったケースを発見した。子どもが直接の標的にされたケースすらあった。これは、敵対する武装集団を支援しているとの避難を浴びたためである。さらに、ビルマ軍（タトゥマダウ）あるいはその同盟軍と敵対軍との間の戦闘に巻き込まれ、子どもが死亡したケースもある」 [64a] (p14)

- 25.10 同じく HREIB レポートには、以下の記載もある。

- 104 この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「少数民族や農村地域での武装化が進み、児童に対する強姦その他の性的虐待が増大している。こうした報告を発表しようとする数々の妨害を受けるが、それにもめげず女性権利団体のいくつかがここ 2-3 年で報告を発表しており、ビルマの紛争地域における児童の性的被害状況を記録している。報じられている犯罪は、以下のようなものである。強姦未遂、強姦、集団強姦、性的襲撃。残酷な性的襲撃を受けた後、犠牲者が殺害された場合もある。また、自分の母親や姉たちが強姦・虐待を受け、それを児童が証言せねばならなかったケースもある。こうした記録例では、主に若い少女たちを巻き込んだケースを扱っているが、性的暴力は少年をも被害者にする。だが不幸にして、こうした事態は報道されることも、文書に記録されることも稀である」

「犠牲者には、法の下での正義を求めるための権利も認められていない。これは、ビルマでは今も免責をまかり通らせる文化が温存されているためである。ビルマ軍（タトゥマダウ）ならびに反政府武装集団のメンバーが強姦その他の性的暴力を働いても、告訴されることは珍しい。ビルマの若い児童の権利を守るはずの法律や政策があるものの、それを執行するのだという政府の意志がなければ、意味がない」 [64a] (p15)

「非政府武装勢力による虐待」の項も参照。

- 25.11 Women and Child Rights Project (女性と子どもの権利プロジェクト、WCRP) の 2010 年 9 月付のレポート The light of women and children in Burma (ビルマでの女性と子どもの惨劇) で、モン族人権財団は、以下のように述べている。

「無数のプロジェクトで児童が強制的に労働させられており、しかもその労働条件は過酷で、報酬もない。そうした労働の実例として、軍の兵舎の建設、警察署の建設、道路工事や州立学校の校舎建設、土地からの障害物の除去、岩石の破碎と運び出し、その他多数ある。「特別」プロジェクトの場合、1 つの村落全体を働かせる場合も多い。仕事に参加しなかった村民には、高額の罰金が要求される。裕福な家庭であれば、役人に賄賂を払って労働を免除してもらった場合もあるが、ほとんどの村人にとっては、家族の誰かを労働させるしか選択がない」 [34c] (p4)

- 25.12 児童の拉致に関して、HREIB レポートには次の記載がある。「ビルマではマダ武装紛争が続いているため、児童の拉致事件も続いている。児童が連れ去られ、強制的に少年兵や軍用の荷運び人、重労働者、性的奴隷にさせられる。その大半は、ビルマ軍（タトゥマダウ）の兵士や司令官に仕えることになる。児童が拉致される場所としては、都市圏では市場や交通ハブ、農村部ではコミュニティの農場や学校がある」 [64a] (p16)

「児童兵士」、「非政府武装勢力による虐待」、「強制徴兵」の項も参照。

児童へのケアと保護

- 25.13 USSD レポート 2011 には、以下の所見がある。

「ビルマ政府は、児童の権利や福祉の保護のために、十分なリソースを利用していない。経済状況の悪化する中、他に選択肢のない両親が子どもに学校をやめさせ工場やティーショップでの労働、あるいは金銭を他人に乞うことなどをさせる

ため、子どもたちは高いリスクを背負っている。孤児院に入れられている児童も多い。児童にはたいした職能があるはずもなく、闇経済や路上で何らかの仕事を
するしかない児童も増えている。そういった仕事では、子どもたちは薬物や軽犯
罪にさらされ、逮捕される危険も高く、労働ないし性的な奴隷として人身売買さ
れる危険すらある。当然、HIV/AIDS の危険も多い」 [7a] (セクション 6)

- 25.14 UNICEF の各国紹介ウェブサイトのビルマ（ミャンマー）のページに 2011 年 3 月
16 日にアクセスしたところ、日付はないものの Children in Myanmar（ミャンマー
の児童）というセクションに、以下の記載があった。「工場やティショップ、そ
の他の企業で就労している児童が多数いて、そこで彼らは長時間働いている。労
働環境は劣悪で、報酬はわずかなものである。その他の子どもたちは通りで金銭
を乞い、違法行為を犯す児童もあり、徴兵される児童すらいる。これはビルマの
法律では禁止されているのだが。こうした児童の多数は売買の対象にもされやす
く、売りに出された児童や女性の多くは性産業で強制的に働かされている」 [19a]

「人身売買」の項も参照。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

児童兵士

- 25.15 USSD レポート 2010 には、以下の所見がある。

政府軍は今も児童兵を徴用し、使用している。軍隊に入隊するための最少年齢は
18 歳とされており、政府の表向きの政策としては児童兵士の徴用を避けることと
している。だが、政府は児童兵士の存在を否定してはいない。非公式のリクルー
ト活動で、立場の弱い児童を標的にしている。18 歳未満の者を入隊させる場合
には、その年齢を当局が詐称することが、日常化している。国連難民高等弁務官
（UNHCR）事務所によれば、ビルマ軍はなんと 10 歳の児童をも徴用している。
信頼できる筋の情報によると、児童兵の人数は現時点で 12,000 人にまで増大し
ている可能性がある。もっとも、正確な統計は入手が困難だが」 [7a] (セクション 1g)

「兵役」の項も参照。

- 25.16 ビルマ人権教育研究所（HREIB）が 2008 年 9 月に発表した“忘れ去られた未来 –
ビルマの軍事扮装の被害者である子供たち”（HREIB レポート）には、次の記載が
ある。「ビルマ軍（タトゥマダウ）が 18 歳未満の未成年者を大量に強制的に入隊
させているという証拠としては、実際に以前児童兵士であった人々自身の直接証
言がある。その証言をした元児童兵の多くは、新兵の過半数が児童であったと証
言している」 [64a] (p50)

- 25.17 国連安全保障理事会の Report of the Secretary-General on Children and armed
conflict（国連事務総長の児童と軍事紛争に関するレポート）は、2011 年 4 月 23
日に発表されたものであるが、2010 年 1 月から 12 月までの期間をカバーしてい
る。このレポートには、以下の記載がある。

「2010 年、（ビルマの）政府は UNICEF に対して、18 歳未満の徴用を防止するた
めに発した軍部の新指令の件数を知らせるとともに、UNICEF が軍部に入り込む

- 106 この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのもの
が示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最
近のニュース」のセクションに示されている。

度合いを拡大した。これは、ビルマ政府のモニターや報告を行うタスクフォースに代えて、UNICEF にリクルート部隊を調査してもらい、リクルートの手続きを審査してもらおう、というものである。ただしこれは、軍の訓練学校や作戦部隊にまでは適用されなかった。こうした視察の間に、入隊者の選別プロセスにおける合法精神の強化がうかがえた。年齢確認書類にある年齢が若すぎるからという理由で入隊を拒否する、実際に年齢が 18 歳に届いていないので拒否する、という場面も見られた」 [4b] (パラグラフ 41)

- 25.18 この事務総長のレポートにはさらに、次の記載もある。「こうした措置から、若年徴用の防止や若年者の除隊、そして監視と報告担当のタスクフォースとの協力などにおける改善の様子がうかがえる。だがビルマ政府はいまだに、ビルマ軍（タトゥマダウ キー）に徴用されている児童を特定・除隊するための体系的なプランを策定してはいない。そのため、児童兵の除隊は苦情があればそれに応えて、その場その場で行われている」 [4b] (パラグラフ 43)

- 25.19 やはりこの事務総長のレポートには、タトゥマダウ キーの政府軍部隊に児童が徴用される際の、よくあるパターンも紹介されている。以下のように、標的を絞って行われる場合もある。

「… 街路や鉄道駅、その他公共の場で仕事をしており、付き添いがいない児童に狙いを定めて徴用する場合もある。ただし、過半数のケースでは児童は自宅や自分の村から徴用される。こうした児童兵のリクルート時点での年齢は、ほとんどが 15 歳から 17 歳で、その過半数はヤンゴン地区出身である。さらに今でも、（タトゥマダウに勤務している）親戚や、兵士（成功すれば、昇進その他の報奨が得られる）、あるいは兵隊リクルートのブローカーが、児童を説得する、あるいはだます騙すことで入隊させている例も、未だにある。除隊後にインタビューに応じた児童の過半数は、リクルート担当者が自分の年齢を尋ねなかったと言っている。あるいは、入隊のために年齢を詐称していたと述べている」 [4b] (パラグラフ 106)

- 25.20 米国国務省が 2010 年 6 月 14 日に発表した Trafficking in Persons Report 2010（人身売買レポート 2010）のビルマのセクションには、以下の記載がある。

「軍隊への児童の徴用は、刑法 374 条では犯罪行為であるとされている。1 年以下の服役あるいは罰金、あるいはその両方に処される。2009 年 12 月、ビルマ軍は軍法裁判により、ある大尉を除隊し、民間人用の刑務所での 1 年間の服役に処したとの報告があった。この大尉は、児童兵を徴用したのである。これは、児童への徴用に関与した将校が有罪判決を受けた、初めてのケースである。このケースでは兵卒 2 名も軍刑務所での 3 か月ならびに 1 か月の服役に処された。ビルマでは軍部の命令による強制労働や児童兵士の徴用に関しては、行為将校の承認がない限り、法執行役人が捜査や告訴を行えないことが多かった」 [7d]

- 25.21 国連安全保障理事会が 2009 年 6 月 1 日付で発表した“国連事務総長の児童と軍事紛争に関するレポート”には、次の記載もある。「国際労働機関（ILO）によれば、18 歳未満の人間が徴用される場合、その大半は正規のリクルートのプロセスを踏んでおり、任地に派遣されるに先立ちおよそ 4 か月半の訓練が施される。少数のケースでは、児童が作戦部隊に直接徴用される場合もある」 [4a] (p4、パラグラフ 12)

- 25.22 HREIB レポートには、以下の記載がある。

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 107

「ビルマの内戦の最前線にいる児童たちは戦争犯罪やその他の人道に対する犯罪、つまり強姦や拷問、恣意的な処刑、盗難、放火などの危険にさらされている。また児童たちが犯罪を犯すように強制される場合もよくあり、これは敵対勢力を支援していると思われた民間人に対する犯罪行為である。… 児童兵が実際の戦闘に関わっていない場合には、塹壕を掘る、村々のパトロールをする、司令官の家庭で家事をするなどの労働を強制される。はじめて自分の家族や友人から引き裂かれた児童兵たちは、孤独と抑うつにさいなまれる。… 多くの児童兵は、自分の家族や友人に連絡を取ることが禁じられている。休暇の間にさえ、自宅に戻ることが許されない場合すらある。破壊的なまでの心理的トラウマを作り出すような条件にさらされることに加え、児童兵たちはマラリアや赤痢、下痢（原文のまま）などの病気や疾病にもさらされているのだ」 [64a] (p55)

- 25.23 2011 年 4 月 23 日付の“国連事務総長の児童と軍事紛争に関するレポート”という安全保障理事会のレポートのビルマに関する注記事項には、以下の記載がある。

外務省が発表した公式レポートによれば、本年（2010 年）、政府の制度によってタトゥマダウ キーから解放された児童兵は 110 人（全員、男性）にのぼった。（これで、2006 年以来、モニターと報告のタスクフォースに報告された、軍から解放された元児童兵の人数累計は、383 人になった） この 110 人の元児童兵のうち 40 人は、国際労働機関（ILO）の強制労働撲滅のための補完的な苦情の理解と処理のメカニズムのもとで提出された苦情がもとで、解放されたものであった。2010 年には、184 人の児童が UNICEF やセーブ・ザ・チルドレン、ワールド・ビジョン、その他の児童保護団体からの社会復帰支援を受けた。こうした団体は、ビルマ社会福祉・救済・再定住省庁の活動を支援している」 [4b] (パラグラフ 40)

- 25.24 国連人権委員会による 2010 年 3 月 10 日付のミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者の経過報告には、次の記載がある。「2009 年、ILO では 18 歳未満の児童の軍入隊に関する苦情を 78 件受領した。そのうち 34 件では同年に当該の児童兵が解放された。さらに 2008 年には別の 10 件を受領、翌年の解放に至っている。この特別報告者が得た情報によれば、ビルマ政府は児童兵 278 人を今までに解放している」 [32e] (パラグラフ 77)

- 25.25 この経過報告には兵士の脱走について、次の記載がある。「元児童兵が脱走した場合、それから数年を経過した後でも、その元児童兵を逮捕するという慣行があるようだ」 [32e] (パラグラフ 81)

- 25.26 HREIB レポートにも、兵士の脱走について以下の記載がある。

「ビルマ軍（タトゥマダウ）から脱走しようとする児童兵は多い。脱走に成功すれば、確かに軍からは解放されるのだが、逃げ出す前に多くのリスクを検討しなければいけない。そうしたリスクとしては、逮捕や拘留、拷問さえあるのだから。ビルマには、児童兵の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）のための公式なプログラムが存在しておらず、国外に出る機会は少ない。現実には、少年兵が軍を抜きたいというと、叱責を受ける場合が多く、その本人に代わる新兵を 1-2 人見つけて来い、といわれる。さらに児童兵たちは自分の家族の今後のことも検討に入れねばならない。脱走児童兵の家族を、軍の将校が探し出して処罰を加える場合があるためである」

- 108 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「軍から脱走する児童兵が民間で暮らしていける機会はわずかしがなく、軍部からの配給というわずかなセーフティーネットをも捨てていかなければならない。脱走児童兵は見知らぬ地域で一人たたずむ結果になることが多く、選択肢はわずかしがない。両親のもとへと帰ろうとするか、ビルマ国内の新しい町で新しい生活を始めるか、国境近辺の IDP（国内難民）用キャンプに逃れるか、近隣諸国に脱出するか、のいずれかなのだ。両親のもとに戻ろうとすれば、逮捕のリスクがある。国境地域に行けば、IDP 向けキャンプでは将来がまったく霧の中である。両親と再び会える可能性は、少ない。隣国に逃れれば逃れたで、各種の問題が待ち受けている」 [64a] (p56)

- 25.27 非政府武装勢力（NSAG）による児童の兵士徴用に関しては、HREIB レポートには以下の記載がある。

「大半とまでは言わないものの、非政府武装勢力の多くも児童兵を擁している。だが、この場合の 18 歳未満の児童徴用という問題を扱うのは、困難である。これは、こうした武装集団に接触すること自体が難しいためである。さらに NSAG は国際的な政策決定にも関与しておらず、そのため国連の規約や条約をも遵守する必要を認めていない集団が多い。… NSAG に入隊する児童は多くの場合、タトゥマドウに入隊する児童とは異なり、理由が様々である。反政府集団に自発的に入隊する児童の多くは、タトゥマドウを憎んでおり、たとえば自分の村を襲撃した兵士に対する復讐を願っている。だが、その一方で、タトゥマドウと協力して戦闘する集団では、自分たちに割り当てられた兵士の人数枠を満たすために、児童を徴用している。リクルートされた児童兵の中には、社会から排除された若者もあり、彼らには家庭ではほとんど何の選択肢もなく、何らかの集団に帰属したいという願望から入隊している」 [64a] (p57)

- 25.28 2011 年 4 月 23 日付の国連事務総長の児童と軍事紛争に関するレポートは、民主カレン仏教徒軍（DKBA）、カチン独立軍（KIA）、カレン民族解放軍（KNLA）、カレン民族同盟・カレン民族解放軍平和評議会、カレンニーの軍隊、シャン州南軍（SSA-S）、ワ州連合軍（UWSA）が児童兵を徴用していると主張している。[4b] (パラグラフ 107 – 110)

「非政府武装組織による兵務と虐待： 強制徴用」の項も参照。

教育

- 25.29 フリーダムハウスによる 2011 年 3 月 12 日付の世界における自由、カンントリーレポート 2011 によれば、ビルマでは「学問の自由がひどく制限を受けている。教師たちの表現の自由は大幅に制限されており、担任する学生たちが政治活動を行えば、教師たちも責任を問われる。1988 年以降、学生たちの民主化要求デモに対し、軍事政権は散発的に大学を閉鎖し、多くのキャンパスを比較的孤立した地域に移動させてきた。学生が一箇所に集まる故意とを防止するためである」 [14a]
- 25.30 USSD レポート 2010 によれば、ビルマでは「法律により義務教育は無料とされ、その第 4 学年（10 歳前後）までは全土で施される。だが政府は今も、教育に対しては最小限のリソースしか割り当てておらず、学校は日常的に、非正式な授業料などを課している。就学率は低く、これは主に経済的問題による」 [7a] (セクション 6)

- 25.31 UNICEF の各国紹介ウェブサイトのビルマ（ミャンマー）のページに 2011 年 3 月 16 日にアクセスしたところ、Children in Myanmar（ミャンマーの子どもたち）というセクションに、日付はないが以下の記載があった。

「現在では小学校への就学率は高くなっており、さらに新たな学校建設も進んでいる。だが、ミャンマーの児童全体のうち、小学校を修了できるのは半数に満たない。生徒の家族が各種の学校に支払う費用を負担せねばならず、貧困にあえぐ多くの家庭にとっては乗り越えられない経済的負担となっている。教室施設には劣悪なものも多く、学校教師の退職率も高い。これは、報酬の低さや労働条件の悪さのためである。また、学校で教えていると、自分の家庭からは長期間にわたり隔絶してしまう」 [19a]

- 25.32 2008 年 9 月の HREIB レポートには、以下の記載がある。

「ビルマの教育システムはまた、長年にわたり無視され続けたことにより、崩壊に瀕している。医療システムと同様、政府の支出があまりにも少なく、GDP（国内総生産）のわずか 1.3%に過ぎない。大半の子どもたちは学校に就学していても、5 年生を終えることができない。実にビルマに暮らす児童の 57%は小学校を修了できない。だが、政府による表面上は普遍的な教育政策に関わらず、紛争地域では就学率が他の地域よりもはるかに低い。推定値であるが、シャンやカレンニー、カレンの各州に暮らす就学年齢の児童のわずか 10%しか、実際には学校に行っていない。さらにこれがアラカン州やシャン州のワ地域になると、教育を受けられる子どもの比率はさらに低くなる」

「実際、戦乱に踏みにじられた地域の状況は、さらに悲惨なものである。多くの村落には学校がなく、児童には学校に行くという選択そのものがない。国際難民支援会によれば、紛争地域の一部では、高校までいける児童はわずか 3%である。他の村で学校に行こうとしても、自分の村を離れられるだけの経済的余裕はない。また、誰か他人の支援を受けられる人脈などもない。軍事政権は教育を改善するという姿勢が明確ではなく、特に紛争地域ではそうである。この根底には、SPDC（国家平和発展評議会）による法律と政策が差別と排除が含まれているという問題がある。SPDC は少数民族地域の学生が自分たちの言語で教育を受けることを禁じており、そのため少数民族の児童は深刻な不利益を被ることになる」 [64a] (p29)

- 25.33 USSD レポート 2010 には、次の記載がある。「ビルマには民間の学術・教育機関は少数しかないが、それをビルマ政府は厳格に管理している。カリキュラムをも管理している。同様の管理が仏教の僧院付属学校やキリスト教の神学校、イスラム教のマドラッサにまで及んでいる。2009 年と違い、個人教授に対する政府からの抑圧の報告はなかった」 [7a] (セクション 2a)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

健康と福祉

- 25.34 国連人権理事会による 2010 年 3 月 10 日付のミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者の経過報告は、この報告者が 2010 年 2 月に現地を訪問したうえでの報告であるが、これには次の記載がある。「乳児死亡率は今も高く、推定では出産

- 110 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

10 件につき 1 件で、新生児は死亡している。総人口の 25%以上が、安全な飲料水を入手できない。東南アジアにおけるマラリアによる死亡数のおよそ半数は、ミャンマーでの死亡である。ミャンマーの児童の 30%以上が、慢性的な栄養不良に苦しんでいる。5 歳未満の児童のあいだでは、やせ過ぎや発育不良が 32%にのぼる」 [32e] (パラグラフ 97)

25.35 2008 年 9 月の HREIB レポートには、以下の記載がある。

「ビルマでは、保健医療のための出費があまりにも小さい。GDP 総額の 0.5%前後で低迷している。Burma Campaign UK（ビルマ キャンペーン UK という団体）の推定によれば、2007 年にビルマ政府が保健医療に支出した金額は、ビルマ国民一人当たり 37 セントに過ぎない。… 同国ではまた、医療専門職の不足にも悩んでおり、栄養不良や疾病に苦しむ国民が広くいるにもかかわらず、その緊急のニーズに対応できる医療専門者がいない。2007 年、世界保健機構の報告によれば、ビルマでは 10,000 人につき 3 人しか医師がいない。看護師は 4 人、歯科医は 0.3 人、検査技師は 0.4 人だけである。新生児のうち、資格ある医療関係者の付き添いで生まれるのは 68%だけである。ビルマの児童の 10 人に一人は、5 歳の誕生日を迎える前に死亡してしまう」 [64a] (p28)

25.36 同じく HREIB レポートには、以下の記載もある。

「ワクチン接種を行える機能がある病院やクリニックが少数しかなく、そのためにビルマでは危険な感染症が蔓延しており、多くの子どもたちがその危険にさらされている。妊娠中の女性たちも、非衛生で危険な状態で、資格ある医療関係者の付き添いもなしに出産するより選択がなく、母子ともに生命の危険にさらされる。爆発性の武器類により重傷を負った子どもたちには、十分な医療施設がないために、感染や過剰な出血、治療されないままの苦痛などが悪化し、一層の苦しみにあえぐことになっている。栄養不良や脱水症、下痢その他の容易に処置できる問題を抱えた児童たちが、予防できる死を迎える可能性が拡大している」 [64a] (p17)

「医療問題」、「女性」、「女性の健康」の項も参照。

目次に戻る
出典資料目録に進む

26. 人身売買

- 26.01 ノーベル女性のイニシアティブがビルマ女性連盟との協賛で 2010 年 3 月 2 日に、ビルマの女性に対する犯罪の国際法廷を開催したが、そこでは次の報告があった。「200,000 人を超える女性や少女たちがビルマから東南アジアの他国に売られており、特に中国への人身売買が多い。これは、ビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）による情報である。一般に、女性たちは極度の貧困や教育の欠如、自分と家族の経済的自立手段のなさなどのため、人身売買の“商品”にされやすい」 [62a] (p7)
- 26.02 米国国務省が 2010 年 6 月 14 日に発表した Trafficking in Persons Report 2010（人身売買レポート 2010、USSD TiP レポート 2010）のビルマのセクションには、以下の記載がある。

「ビルマは人身売買の“輸出国”であり、男女それに児童が売り出されている。特に、他国での強制労働、ならびに女性と児童の場合には強制売春に使用されている …… ビルマ国内での人身売買も、いまだに特に深刻な懸念事項である。軍部は児童兵士を非合法に徴用しており、今もビルマ国内での強制労働の犯罪集団の主なものといえば、軍隊である。政府ならびに軍部が強制労働を直接に利用するという慣行が、いまだに広範に行われており、深刻な問題である。ことに、少数民族を標的に行われている。軍部とそれ以外の政府部門の役人たちが組織的に、インフラストラクチャーの開発や国営の農業・商業事業に男女・児童の強制労働を利用している。軍用の荷運びにも、利用している。少数民族が暮らす国境地帯も含め、軍隊の駐在人数が多い地域に暮らす民間人は、特に強制労働に徴用される危険が高い」 [7d] (ビルマ)

- 26.03 2008 年 11 月 7 日付で女性差別撲滅委員会は、結論となる所見を発表している。それはビルマ政府与党が人身売買に対抗する策を講じていることを賞賛するものであったが (パラグラフ 5)、以下のとおり懸念をも表明している。

「… ビルマでは、女性ならびに少女の売買や性的搾取がいまだに続いており、それに関して我々は懸念を表明する。本委員会はさらに、2005 年制定の人身売買禁止法が悪用されており、一部の罪のない人々が冤罪で逮捕された事実にも、懸念を表明する。さらに本委員会は、国外に売られていった被害者がビルマに帰国した場合の、国境地域での保護手続きが不適切であることにも、憂慮している。特に、中国からの帰国の場合に、これが著しい。ミャンマー政府は同国内外への移動の根本にある原因に対処できておらず、そのため人身売買という問題にも真剣に対応できていない。この事実にも、憂慮している」 [32a] (パラグラフ 26)

- 26.04 USSD TiP レポート 2010 には、以下の記載がある。

「ビルマ政権は、国境を越えて中国やタイに売買される性的人身売買の犠牲者が帰国した場合に、それを保護するよう努めている。だが政府は、国内での人身売買や国際的な強制労働用の人身売買に関しては、その犠牲者の保護のために、それと分かる努力を実施していない …… ビルマが国際的な人身売買の防止のために行った努力は限られたものであり、さらに蔓延している国内での人身売買の防止のためには、これといった努力をしていない。特に、政府軍の役人や少数民族の武装集団が、強制労働や児童兵の徴用を行っている。本報告の対象期間において、ビルマ政府は看板やチラシ、ビデオを使った啓蒙キャンペーンを継続しており、国営テレビでは MTV Exit キャンペーンが制作した人身売買を取り上げたドキュメンタリーを放送した。ビルマ政府の報告によれば、2009 年には新たに人身売買防止のための部門を 3 つ設立、防止対策への支出を全体で 40%増大したそうである。本レポートの対象期間において、政府は中国ならびにタイと、人身売買に関する了解の覚書を締結している」 [7d]

「児童」、「児童兵士」の項も参照。

- 26.05 この TiP レポートには、以下の記載もある。

「ビルマでは強制労働がもっとも深刻な人身売買に関する問題であると認識されているが、当局の発表では捜査や告訴の対象となった人身売買のケースの大半では、女性や少女が関係しており、強制結婚をさせられたり、その手前まで連れ出されている。ビルマ政府は法律を一方向的に適用し、実は恣意的に対処している。

- 112 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

法律はあっても、その執行則がないのである。同様に、人身売買の被害者の権利を尊重するような、独立の司法制度がない。ビルマ政府の発表では 2009 年、人身売買のケース 155 件を捜査し、410 人の個人を告訴、88 人の有罪が確定したそうである。2008 年の告訴件数が発表では 342 件であったことからすれば、件数は増大している。だが、こうした数値には強制的に用紙にするための誘拐 12 件も含んでおり、これは国際基準では“人身売買”には当たらない。さらに法廷手続きがオープンでなく、被告人に認めらるべきプロセスを欠いている。ビルマ政府は過去に、不定期の移住を人身売買と混同していたことで知られている。そのため、合意による出国者やそれを援助した者たちを、処罰してしまっていた。また本レポートの対象期間において、警察は密輸のケースを人身売買の数値から除外するよう、いくばくかの努力をしたと発表している。また、ケースの扱いにおいても透明性を向上させた、としている」

「にもかかわらず、警官の能力や訓練が限られており、しかも司法制度が透明性に欠けるため、当局が発表している人身売買に関する数値すべてが本当に人身売買のケースなのか、定かではない。汚職や説明責任の欠落がビルマにはまだ蔓延しており、社会のあらゆる面に影を落としている」 [7d]

「司法制度」および「汚職」の項も参照。

- 26.06 ビルマにおける女性や児童の売買に関するさらに詳細な情報は、モン族人権財団のレポートにある女性と子どもの権利プロジェクト(WCRP) による 2010 年 8 月付の報告“他に行くところがない — ビルマ南部における性的人身売買と人権侵害の調査”の The light of women and children in Burma（ビルマでの女性と子どもの惨劇）を参照。 [34d]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

27. 医療問題

医療処置や医薬の利用性に関する概観

- 27.01 2008 年 9 月の HREIB レポートには、以下の記載がある。

「ビルマでは医療支出が大変小さく、同国の GDP（国内総生産）の 0.5%程度に低迷している。ビルマ キャンペーン UK（という団体）の推定では、2007 年にビルマ政府が年間に支出した医療費は、国民一人当たり 37 セントに過ぎない。… 同国ではまた、医療専門職の不足にも悩んでおり、栄養不良や疾病に苦しむ国民が広くいるにもかかわらず、その緊急のニーズに対応できる医療専門者がいない。2007 年、世界保健機構の報告によれば、ビルマでは 10,000 人につき 3 人しか医師がいない。看護師は 4 人、歯科医は 0.3 人、検査技師は 0.4 人だけである。新生児のうち、資格ある医療関係者の付き添いで生まれるのは 68%だけである。ビルマの児童の 10 人に一人は、5 歳の誕生日を迎える前に死亡してしまう」 [64a] (p28)

- 27.02 同じく HREIB レポートには、以下の記載もある。

「ワクチン接種を行える機能がある病院やクリニックが少数しかなく、そのためにビルマでは危険な感染症が蔓延しており、多くの子どもたちがその危険にさら

されている。妊娠中の女性たちも、非衛生で危険な状態で、資格ある医療関係者の付き添いもなしに出産するより選択がなく、母子ともに生命の危険にさらされる。爆発性の武器類により重傷を負った子どもたちには、十分な医療施設がないために、感染や過剰な出血、治療されないままの苦痛などが悪化し、一層の苦しみにあえぐことになっている。栄養不良や脱水症、下痢（原文は、diarrhea）その他の容易に処置できる問題を抱えた児童たちが、（処置がなされないために）予防できる死を迎える可能性が拡大している」 [64a] (p17)

- 27.03 Irrawaddy が 2009 年 10 月 8 日に報じたところでは、「ある政府の省の役人による話では、病院のベッド数は 100,000 人あたり 62 である。政府の目標は、2010 年までに 100,000 人当たり 75 床である …」 [26f]

- 27.04 同じく Irrawaddy の記事には、以下の記載がある。

「全体として、ビルマ国民は公営の施設においてすら、医療費の支払いに窮している。政府による医療サービスを受ける費用を払える人たちも、医療の質の劣悪さや設備と医薬の欠乏に苦情をこぼす。あるラングーンの住民は、こう述べていた。“入院ともなると、自分でコットンやガーゼを買っていかねばならない。公営の病院は、何もしてくれない。医療のための経費を分かち合おう、などといったスローガンが、病院に張り出されている。公営病院であっても、何一つ無料ではない。それが実情だと、ビルマに住む人なら誰でも知っている”」 [26f]

- 27.05 ビルマの亡命政権であるビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）の調査と文書部門である人権文書ユニット（HRDU）では、2009 年 11 月にビルマ人権年鑑 2008 を発行したが、それには以下の記載がある。

「SPDC（ビルマの国家平和発展評議会）はビルマ全土での医療施設を改善したと主張しているが、現実はそのようではない。確かに各種民族地域や農村部に新たなクリニックが設けられており、例えば、カレン州の一部でもそうなのだが、実際には地元の人々に対する無報酬の強制労働で建設されたものである。さらにせっかく建設した村のクリニックも、スタッフがおらず備品も支給されないため、使用されないまま空しく建ち続けていることが多い。… その一方、都市部では公営病院は資金が足りず、汚職にまみれ、特に深刻な状態の患者を治療できずにいる。民間のクリニックではそうした患者を治療できるところがあるが、その大半は高額である。また、死亡する可能性がある患者は、費用を支払うことができても受け入れない場合がある。自分たちの評判を落とすたくないためだ。実際、2008 年 2 月にモン州でそうしたケースがあったという報告がある」 [51a] (p509)

「汚職」の項も参照。

- 27.06 パートナーズと FBR が 2010 年 4 月付で発表した“避難生活で過ごす児童期：人権とビルマの国内難民児童に対する国際的犯罪”というレポートには、次の記載がある。「医療施設に医薬がないことが、あまりにも多い。ビルマでは概して、医学治療を受けることは難しく、高価なものである」 [29a] (p34)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

- 114 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

HIV/AIDS – レトロウイルスに対する治療

- 27.07 Mediciens Sans Frontieres（国境なき医師団、MSF）が 2010 年 7 月 27 日発行した Activity Report 2009（活動報告 2009）によれば、ビルマでは下記のような現状である。

「HIV/AIDS のため、ミャンマーでは毎年何千人もの人命が失われている。これは、レトロウイルスに対する治療（ART）がほとんど利用できないためである。HIV 感染者は 76,000 人にも及ぶのに対し、何らかの治療を受けられるのは 20,000 人だけである。その大半は、MSF からの治療である。シャン、カチン、ラカインの各州それにミャンマー最大の都市ヤンゴンでは、MSF が HIV 用クリニック 17 箇所、保健センター 9 箇所、マラリア用緊急治療所 30 箇所以上を運営している。さらに MSF では TB ならびに HIV に対する治療と一般的なヘルスケアのプログラムを、ミャンマー南部のダウエイ地区ならびにミエク地区の都市部と農村部の両方で実施している。こうしたプログラムは 700,000 人の人々を支援するもので、特にこの地域の移民労働者や漁民といった脆弱な人々を対象としている。昨年（2009）、MSF では 14,300 人以上の人々に ART を施した」 [41a] (p49)

- 27.08 HRDU のビルマ人権年鑑 2008 の報告によれば、2007 年に …

「… SPDC が HIV/AIDS 危機に対抗するため、ケアをしたのはわずか 1,800 人、出資額はわずか 200,000 米ドルに過ぎない。現時点で ART を必要としている全員を治療するだけでも、推定で 1,800 万ドルが必要なのだが。この資金の絶望的な欠乏のため、多くの患者は何らかの治療を受けるまで、延々と待ち続けねばならない。しかも、その待機期間中に、死んでいく人たちもいるのだ。2008 年 10 月、ラングーンのあるクリニックでは、無料の ART を受けようとして、毎朝 50 人もの患者が並んで待つ様子が報告された。だがそこに勤務する一人の医師の話によれば、ART を受けられたのはわずか 10%に過ぎなかった。つまり、残る 90% は治療の機会もなく、死んでいったのだ」 [51a] (p513)

- 27.09 2011 年 4 月 8 日発表の米国国務省の人権慣行に関するカントリーレポート (USSD レポート 2010) には、次の記載がある。「HIV も含めた性感染症の診察と治療をどの程度利用できるかという点では、男女間に違いはない」 [7a] (セクション 6)

- 27.10 だがこの USSD レポート 2010 には、次の記載もある。「HIV 要請の患者に対する差別は、存在している。もっとも、HIV 活動家たちによれば、啓蒙キャンペーンにより、こうした差別や烙印は減りつつあるが。中には、HIV/AIDS の治療をしているクリニックにいくのを嫌がる人もいる。自分が HIV 患者だと誤解されたくないからである」 [7a] (セクション 6)

精神衛生

- 27.11 世界保健機構（WHO）の Mental Health Atlas 2005（精神衛生地図 2005）はビルマ（ミャンマー）について、次のように述べている。

「精神衛生も、一次的なヘルスケア・システムの一部になっている。重傷の精神障害に対する実際の治療は、一次的なケアのレベルでは受けられない。各州や地区に精神科医コンサルタントが配属され、患者はそこへと紹介される。一次ケアに携わる医療関係者たちの定期訓練が、精神衛生の分野でも実施されている。こ

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 115

の 2 年間、およそ 2,000 人の人員が訓練を受けた。コンサルタントが軍医と一次ケアのワーカーたちとを、精神病やその治療方法について訓練する。精神病を抱える患者向けの、コミュニティ・ケア施設もある」 [25a] (p328、精神衛生施設)

27.12 この精神衛生地図には、次の記載もある。

「NGO がビルマでの精神医療に関与している。主に、啓蒙活動や予防、リハビリテーションに関わっている。ビルマの保健政策に則り、ミャンマー母と子の福祉協会およびミャンマー赤十字社などの NGO も医療サービスの提供の一翼を担っている。健康のために協働活動のニーズが強まっており、こうした NGO の役割も重大性を増している。… ビルマでは、特に少数民族や災害被害者、先住民、高齢者、児童をそれぞれ対象にした精神衛生のプログラムがある。児童ガイダンス・クリニックや高齢者ケア・クリニックも、毎週 2 階設けられている」 [25a] (p329、特殊なニーズのある人々のためのプログラム)

27.13 WHO の精神衛生地図 2005 には、ビルマで一次ケアレベルにおいて一般に利用できる治療薬のリストもある。その中には、カルバマゼピン、ヘノバルビタル、塩化ヴァルプロエート、アミトリプティリン、クロルプロマジン、ディアゼパム、フルフェナジン、ハロペリドルなどが含まれている。[25a] (p329、治療薬)

目次に戻る
出典資料目録に進む

28. 人道的問題

28.01 2011 年 3 月 25 日、ブリティッシュ・ブロードキャスティング・コーポレーション（BBC）のニュースで、前日にビルマ北東部を襲ったマグニチュード 6.8 の地震が報じられた。この報道記事によれば、ラオスならびにタイとの国境付近でこの地震が発生した際、少なくとも 75 人が死亡した、とのことである。この報道によれば、「シャン州にあるタチレイクの町とその周囲の村々は、この地震により甚大な被害を受けた模様であった」 [28c]

28.02 この地震に関して、Irrawaddy は 2011 年 3 月 28 日に、以下のように報じている。

「タチレイクでは土曜日（3 月 26 日）、何百人もの地震の犠牲者が病院へと運ばれたが、日曜日までには病院から姿を消していた。情報筋によれば、ビルマ政府がマグニチュード 7.0 の自身による被害を小さく見せようとしている、その一環である。土曜日、Irrawaddy の記者がタチレイク病院を訪問したときには、地震の被害を受けた人々数百人でごった返していた。その多くが、強制的に屋外に追いやられていたのだ。病院のスタッフの推定では、その時点でおおよそ 700 人の患者が治療を受けていた」

「Irrawaddy の記者は日曜日（3 月 27 日）にこの病院を再度訪問したが、病院の外には患者は全くおらず、前日よりもはるかに少ない合計人数の、通常の患者たちが院内にいた。… 地元の人々によれば、今回の地震の被害を受けた人々は、この記者が土曜日にこの病院を訪問した後に、（当局により）この病院から連れ去られたそうである。その際この記者は、地震の損害と死傷者に関する記事や写真、ビデオ記録を発信した」 [26j]

116 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

28.03 Irrawaddy にはさらに、以下の報道もある。

「地元の情報筋によれば、シャン州の特に被害がひどかったタルレイの町やその他の村では、少なくとも 200 人の死者が出た。モンリンだけでもおよそ 30 人が死亡、飲料水や医薬、衣類、毛布などがただちに必要であると、地元の人々は述べていた」

「一方、孤立しているシャン州で、武装民族勢力が支配している地域にあるチャクニ村その他の村々に暮らす何百人もの地震の被災者たちは、飲料水や食料、衣類、医薬、その他援助を緊急に必要としているのに、いまだに受けていない。政府からも、非政府組織からも、何の救援も届いていないと、地元の人々は訴えている。… その他の被害がひどかった地域としては、ヤンキン、パカ、ポホレイ、バタラなどがあるが、いずれもシャン州である」 [26j]

サイクロン ギリ — 2010年10月

28.04 英国外務連邦省（FCO）が提供している Travel Advice for Burma（ビルマ旅行のアドバイス）の、2011 年 3 月 1 日更新の記事によれば、「サイクロン ギリが 2010 年 10 月 22 日にビルマに襲来、同国ラカイン州北部のシットウエ周辺に広範な被害をもたらした。被災者は推定で 250,000 人にのぼる」 [5x] (自然災害)

28.05 国連人道問題調整事務所（OCHA）が 2010 年 10 月 29 日に発した状況報告第 4 号には、以下の記載がある。

「ミャンマー連邦共和国の政府によれば、サイクロンギリの被害が特に深刻な地区として 7 地区があり、そのなかにはミエボン、パウクタウ、キャウクピュ、ミンビヤが含まれている。（ミエボン）のキュンタリヤルならびにパウクタウの東パウクタウ島地区は、特に被害が激しい」

「政府が確認したところでは、現在までに 45 人の死亡が確認されており、少なくとも 10 人が行方不明、49 人が負傷した。政府の発表した数値によれば、70,905 人が住居を失ったままであり、少なくとも 15,000 件の家屋が全壊した。被災者合計は、およそ 200,000 人にのぼる。農地およそ 17,500 エーカーも破壊され、かなりの数の堤防も損傷を受けた。合計で 279 の小学校、24 の中等学校、15 の高校が損害を受けたか、破壊された」 [42a]

サイクロン ナルギス — 2008年5月

28.06 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が 2010 年 4 月 28 日付のレポート“私は自国の人々を助けたい — サイクロン ナルギス後のビルマにおける、国家の統制と市民社会”には、以下の記載がある。

「サイクロンナルギスは、2008 年 5 月 2 日から 3 日にかけて、ビルマ南部を襲った。少なくとも 140,000 人が死亡し、イラワジ デルタ地域と以前の首都ラングーンとで、推定 240 万人の被災者が出た。このサイクロンへのビルマ軍事政権の最初の対応に、世界はあきれ返った。2004 年のインド洋大津波の際には、被災国はまず世界からの人道援助を生存者たちに差し向けた。だが、ビルマの政権である国家平和発展評議会（SPDC）は、国外からの災害救助ワーカーと、緊急に必要な救援物資の両方を、このデルタ地区に入れることを禁止したのだ。しかも、サイ

このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 117

クロン襲撃後の最初の数週間という、緊急性の特に強い時期に、である」

「軍事政権は救援ワーカーたちへのビザ発行を遅延させ、大規模な国際救援活動を妨害した。また外国からのヘリコプターや船舶が援助活動への必要物資を届けることを禁止した。同時に、被災地へと救援機関が入ることを妨害し、地元ならびに国際メディアが被災地から自由に報道することを禁止した。被災者の生命や福祉を優先するのではなく、軍事政権は国際社会に対する敵意、救援活動の展開に抵抗する活動を取り続けた。長らく延期されてきた憲法に関する国民投票を操作することに、全神経を集めていたのである」 [39g] (要約)

- 28.07 国連の統合地域情報ネットワーク (IRIN) が 2011 年 5 月 3 日に報じたところでは、サイクロン ナルギス襲来から 3 年を経た今も、何千人もの被災者がシェルターと援助を必要としている。この報告は、以下のように述べている。

「国連 人間居住計画 (UN-HABITAT) の推定では、南部一帯でおよそ 375,000 人 (75,000 世帯) が住居を必要としている。東南アジアにあるこの国を最悪の自然災害が襲ってから、36 か月が経過したのだが。国連国際防災戦略 (ISDR) の最近の調査によれば、被災地のデルタ地域ではいまだに 62% の人々がシェルター住まいであり、こうしたシェルターは災害への対応ができていない。… 国連やビルマ政府、NGO から何らかの援助を受けたのは、175,000 世帯に過ぎない。そのくひ 65,000 世帯は完全に新設された住居を受け、残る世帯は家屋の修復のための援助を受けた。その金額は、1 世帯あたり 80 ドルから 120 ドルである。UN-HABITAT によれば、このシェルター関連でさらに資金が必要で、災害対応型のシェルターを 1 件建てるのには、およそ 600 ドルが必要である。300 ドルのシェルターでは、モンスーンの季節 2 回を耐えることはできるが、600 ドルのシェルターであれば 7 年から 9 年間の耐久期間があり、さらに 1,000 ドルのシェルターなら 10 年から 12 年間耐用できる」 [49c]

29. 移動の自由

- 29.01 米国国務省が 2011 年 4 月 8 日に発表した人権慣行に関するカントリーレポート (USSD レポート 2010) によれば、ビルマでは以下のような現状である。

「ビルマには移動の自由を明示的に保護するような法律がなく、国内・海外渡航・移住・帰還を問わない。だが、地域や地方レベルでの法令や指令の類があり、移動の自由に制限を設けている。政府は国連難民高等弁務官 (UNHCR) やその他の人道機関に充分には協力しておらず、国内難民や避難民、帰還してきた避難民、亡命希望者、無国籍者、その他憂慮去るべき人々に保護や支援を行っていない」

「政府は移動の自由に制限を課してはいるが、大半の国民は国内では自由に移動できる。だが、当局は、一部の反政府集団のメンバーによる移動に対しては、緊密な監視を行っている。以前から紛争があった少数民族地域では、今も人の移動が緊密に制限されている。その例として、軍部によるチェックポイントがあちこちにあり、軍部の諜報機関による漢詩さえ実施されている」

「政府は国内で避難している人々や難民、無国籍の人々の移動能力を制限している。特に政府は、イスラム教徒であるロヒンギャの人々の移動を緊密に管理している。これは特に、ブティダウン、キャウクタウ、マウンダウ、ラテダウンといったバングラデシュとの国境地帯にある町々で激しい。ラカイン州のイスラム教

- 118 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

徒の若者たちは、同州外の大学や医学部には入学しようにも、移動制限が課されているため入学できない。さらにビルマ政府はその他の外国人、ことに南アジア系や中国系の人々に対し、ビルマ国内での移動に当たっては予めの許可を要求している。だがビルマの中国やタイ、バングラデシュ、インドとの国境は今も穴だらけであり、移住や商用での移動が大量に行われている」 [7a] (セクション 2d)

「出国と帰国」、「信教の自由」、「民族グループ」、「国内難民（IDP）」の各項も参照。

29.02 この USSD レポート 2010 には、以下の記載もある。

「法律では、自分の登録住居以外で世を過ごしたい人物は、最寄りの地域平和開発評議会当局に登録せねばならない。そこに居住登録がない人物を家に泊める場合にも、ゲスト・リストを記録し、それを当局に提出せねばならない。区レベルの役人たちが今も、こうした未登録の客がいらないか、抜き打ちで検査を実施している。2009 年とは異なり、政府が一家全員の写真を要求しているとの報告はない。以前には、ラングーン地区の当局は時折、世帯に対し家族の全員の写真を撮影して政府機関に提出することを求めていた。住居の夜間検査を行うためである」 [7a] (セクション 1f)

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

30. 国内難民（IDP）

30.01 Internally Displacement Monitoring Centre (国内避難民監視センター、IDMC) が 2010 年 1 月 29 日に公表したレポート、Myanmar: Increasing displacement as fighting resumes in the east – A profile of the internal displacement situation（ミャンマー：東部での戦闘再開につれ、避難民が増大 — 国内避難状況の一面）には、2009 年 11 月時点での推定として、以下の記載がある。

- 「国内避難の規模、特に政府が掌握しているミャンマー国内の地域における国内避難の規模は、今も正確には把握できない。これは、政府が政治的に神経を尖らせているためである。
- ミャンマー国内で避難している人数の推定は、100 万人から 400 万人と幅が大きい。
- この 10 年間で、東部の国境地帯から国内避難している人数は、50 万人に近いものと推定されている。
- ミャンマー全体では、この 10 年間で 100 万人が国内避難しているものと推定される。
- 推定で 300 万人が、紛争や迫害、人権侵害、政府の抑圧政策のため、国内外に移住することを余儀なくされている。[35a] (p110)

30.02 Thai Burma Border Consortium (タイ・ビルマ国境コンソーシアム、TBBC) は 2010 年 10 月 28 日付で Protracted Displacement and Chronic Poverty in Eastern Burma / Myanmar (ビルマ / ミャンマー東部で今も続く避難と慢性的貧困) というレポートを発表している。これには、以下の記載がある。

「… 少なくとも 73,000 人が、2009 年 8 月から 2010 年 7 月のあいだに、ビルマ

東部で避難を余儀なくされた。報告されている避難の比率がもっとも高かったのはカレン族の地域の北部で、そこでは村人 26,000 人以上が、ビルマ軍による民間人に向けた砲撃と強制退去命令により家を追われた。またモン族地域の南部では、国境警備舞台に起因する情勢不安と紛争、また改宗命令と強制移住措置のため、8,000 人以上の村人が家を追われた」

「TBBC のパートナーである各機関の記録によれば、1996 年以降、ビルマ東部では 3,600 人以上の民間人に対して破壊活動や強制移住、遺棄などが行われてきた。昨年だけでも、113 もの村落と隠れ場を対象としていた。さらに軍部は数々の行為を民間人に強制しており、そのため人々の暮らしが攪乱され、少なくとも 446,000 人が 2010 年末現在で、ビルマ東部の農村地帯において避難を余儀なくされている。この数値は控えめなもので、37 の地区しかカバーしておらず、都市部を入れている。実際には、東部ビルマには国内避難中の人々が 50 万人以上いるものと見られる」 [23a] (p3)

- 30.03 アムネスティ・インターナショナルも、2011 年 5 月 12 日発行の Annual Report 2011: The state of the world's human rights（年次報告 2011：世界の人権状況）においてビルマ国内の少数民族の強制移住について述べており、このレポートは 2010 年の出来事を対象としている。 [12e] (強制移住)

- 30.04 2011 年 1 月 24 日付のヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）のワールドレポート 2010 には、次の記載がある。「ビルマ東部の紛争のため、およそ 50 万人の人々が国内で避難を余儀なくされている。またタイの避難キャンプには、140,000 人が暮らしている。バングラデシュでは、公営の避難キャンプにロヒンギヤの避難民 28,000 人が暮らしている。それとは別に 200,000 人が仮設住宅や、国境地帯の地元の人々に混じって生活している。タイやインド、バングラデシュ、マレーシア、シンガポールには、ビルマからの移民労働者や難民、亡命希望者が暮らしている」 [39e] (民族紛争、避難、難民)

- 30.05 米国の国際的信教の自由に関する委員会（USCIRF）の 2011 年 4 月 28 日発行の 2011 年年次報告（USCIRF レポート 2011）は、2010 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日までの期間を対象としているが、避難キャンプに暮らすロヒンギヤの避難民に関して、次の記載がある。「彼らは荒れ果てた状態の中で生きており、差別や人身売買、その他の難局に直面している。さらに彼らは、バングラデシュではビルマへの強制送還を受け、タイに逃げようとすれば、乗っている船を海に押し戻されるなどの憂き目を見ている」

「信教の自由」の「イスラム教徒」、および「民族グループ」の「ロヒンギヤ」の各項も参照。 [9a] (p37)

31. 市民権と国籍

- 31.01 米国国務省が 2011 年 4 月 8 日に発表した USSD レポート 2010 には、ビルマにおける無国籍者の現状について、以下の記載がある。

「法の規定によれば、両親ともミャンマー国籍である場合には、誰にでもミャンマーの市民権が認められる。だが現実には、ミャンマー政府はこの法律や政策を執行しておらず、無国籍の人々には無差別に国籍を獲得する機会がない」

- 120 この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「ミャンマー国籍を取得する資格のある“国籍者”として、135 の民族が公式に認定されている。中国系・インド系・ベンガル系・一部のユーラシア系、さらにロヒンギャの人々など、国内で生まれたものの、いわゆる非先住民とされる人々は、この“国籍者”のリストには含まれていない。そのため、非先住であるとの理由から、完全な市民権を認められていない。そうした人々の中でも、イスラム教徒であるロヒンギャの人々が最悪の辛酸を舐めており、ロヒンギャの人々はほぼ全員が、市民権による利益をすべて拒否されている」 [7a] (セクション 2d)

「信教の自由」および「民族グループ」の項も参照。

- 31.02 国連人権理事会は 2010 年 3 月 10 日付で、「ミャンマーにおける人権状況に関する特別報告者の経過報告」を公表しているが、それには次の記載がある。「ビルマ憲法の規定は今のところビルマ市民にのみ適用されており、市民権を得るには、両親ともにミャンマー国籍であるという極めて敷居の高い制限がある。このため、一部の人々が無国籍になっている。ミャンマーには市民権がない人々が、723,000 人以上いるものと見られる」 [32e] (パラグラフ 59)

- 31.03 出身国情報サービスが、英国外国・連邦省 (FCO) の在ヤンゴン（ラングーン）英国大使館の担当役人に対して、ミャンマーでの外国人の居住と結婚の権利に関する質問をした。2010 年 2 月 4 日付の FCO からの回答書簡には、以下の記載があった。

「ビルマ国民と結婚した外国人には、ビルマに居住する権利は認められる。だが、市民権登録が認められることはないし、今後もないだろう（原文のまま）。（またこうした外国人は、ビルマの市民 ID カードである国民登録カードも取得できない） 彼らはあくまで「ゲスト市民」として登録され、完全な市民権は認められない。ビルマで外国人として居住するには、同国の移民部で申請が必要になる。国外のビルマ大使館では、この申請ができない」

「ビルマ国民同士の間での結婚がビルマ国外でなされた場合、ビルマ当局はそれを承認する。だが、その夫婦にはビルマ大使館での登録が要求される。ビルマ国籍の女性と外国人の結婚を、当局は認めていない。そうした夫婦の子どもには、ビルマ市民権が認められない」 [5r]

- 31.04 この FCO 役人が、上記に続く 2010 年 2 月 10 日付の E メールで明らかにしたところによれば、「ビルマ国籍の女性と結婚した外国人には、ビルマでの居住権が認められない。（ビルマでの就労など、他の何らかの手法で居住権を得ない限りは）ビルマの男性と結婚した外国人には、これが認められている」 (5s)
- 31.05 国連難民高等弁務官（UNHCR）の Refworld というウェブサイト に 2011 年 3 月 21 日にアクセスしたところ、1982 年 10 月 15 日制定のビルマ市民権法の非公式な翻訳が掲載されていた。 [11a]

IDカード

- 31.06 タイ・ビルマ国境コンソーシアム（TBBC）は、2005 年 10 月に以下のように報じていた。

「ビルマの法律では、成人の市民全員に国民登録 ID カードを発行することになっ

ている。また、病院で生まれた新生児も全員、役所に登録することになっている。ID カードは、長距離の移動のための切符の購入、地方への旅行でのチェックポイントの通過、教育を受けるなどのために必要となる。出生登録カードは、少なくとも身分証明となる。ビルマ東部での紛争の被害を受けた人々や、国内で避難している人々は、法的にも不安定な身分になっているが、その事実は、（調査の）回答者の半数が ID も出生証明も所持していないという現実に見られている。調査した人数の 44% が ID カードを所持していたが、避難中の市民の間では、この比率が 12% にまで低下する」 [23b]

31.07 USSD IRF レポート 2010 には、以下の記載がある。

「市民と永住者には、政府が発行した国民登録カード（NRC）の携帯が義務付けられている。これには、宗教や民族の記載がある場合が少なくない。このカードに所持者の宗教を記すべきか否かについて、一貫した基準がないように見受けられる。市民がその他の書類、たとえばパスポートなどを申請する際にも、宗教を記載することが義務付けられている。ただし、パスポートそのものには所持者の宗教は記載されないが、多数の少数民族や少数宗教の人々が、NRC の取得で困難を体験している。特に、イスラム教徒はひどい困難を強いられる」 [7b] (セクション II)

31.08 ラングーンの英国大使館からの 2009 年 7 月 15 日付の書簡の中で、ある英国外国・連邦省 (FCO) の役人が UKBA 出身国情報サービスからの一連の質問に答えている。ビルマの国民登録カード（NRC）ならびに市民権審査カード（CSC）の取得に関する質問である。

「カードを得るための資格とは、どのようなものか？」

国民登録カードを取得するには、申請者の両親と祖父祖母がビルマ国民であることが必要である。

「何歳で、市民は NRC あるいは CSC を申請するのか？」

10 歳になれば、NRC の申請ができる。10 歳で発行された NRC は、18 歳になった時点で更新し、新しいカードに切り替えねばならない。

「申請時には、どのような書類が必要か？」

必要になる書類は、以下のとおりである。

移民と人口部の発行している申請書に、以下の各書類を添付する。

1. 出生証明書
2. 家族登録カード
3. 区当局による推薦状
4. 町当局による推薦状
5. 家系図（両親それぞれの、曾祖父・曾祖母に至るまでの家系図）

「申請は、どこでするのか？この手続きは公的なものか、それともパスポート申請と同様に代理人を利用してもよいのか？」

自分の町の移民局で申請する。ここで、その家族登録カードが登録されているからである。代理人を利用することは、推奨できない。これは、詐称行為が多数発生してきたからである。

122 この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

「国外からでも、たとえば英国にあるビルマ大使館からでも、カードの申請は可能か？」

国外からは、カードの申請はできない。

「以下の各場合、どのような罰則が課せられるのか？」

a) カードを所持していない、あるいは偽造カードを所持している。

b) 実際には合法的なビルマ国民ではないものが、カードを所持している」

a) NRC を所持していない者は、ビルマ国内を移動できない。

b) NRC カードを偽造した者は、7 年間の服役に処される。

c) ビルマ国民でない者がカードを取得した場合も、7 年間の服役に処される。

備考： NRC カードの取得には、面倒な手続きと時間がかかる。場合によっては、1 年間に要する場合さえある。特に、祖父母のいずれかが外国人登録カードを保有している場合には、そうである。 [5t]

- 31.09 ビルマの英国大使館に勤務する英国外国・連邦省 (FCO) の役人が、2011 年 2 月 2 日付の書簡で ID 証明に関して記したところによれば、「まず、本大使館の理解しているところでは、ミャンマーつまりビルマの国民が自分のパスポートを紛失した場合、ID 証明書の 1 つになるのが、大使館が発行したビルマのパスポートである。これは低品質のカラー印刷による A4 サイズの書式で、写真が貼り付けてあり、通常の ID カードとは異なる。ID カードはこれよりもずっと小型で、ラミネートされたカードであり、12 歳以上のすべてのミャンマー国民がビルマ国内で移動する場合に所持が要求される」 [5o]

目次に戻る
出典資料目録に進む

32. 偽造ないしは不正に取得した文書

- 32.01 米国國務省 (USSD) は、ビルマとの互惠活動スケジュールをウェブサイト上发表しているが、それに 2011 年 2 月 1 日にアクセスしたところ、ビルマの関連事務所で入手できるいくつかの書類を列挙していた。例としては、出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書、警察・刑務所・軍役の記録などがある。 [7f]

逮捕令状

- 32.02 ラングーンにある英国大使館のある英国外国・連邦省 (FCO) の役人が記した書簡がある。元は 2008 年 1 月 8 日付のものであったが、2010 年 6 月 26 日に更新されている。これには、逮捕令状や刑務所からの釈放証明書などの偽造文書の入手については、確認できなかったとの記載があった。この書簡には、さらに以下の記載がある。

「我々 (FCO) は、ビルマではどのような文書も偽造がしやすいものと想定している。大使館のビザ担当部署では、銀行通帳や学校の卒業証明書、出生証明や結婚証明に至るまで、偽造文書に日常的に出くわす。だが、大使館では問い合わせを行ってみたものの、逮捕令状や刑務所からの釈放証明書などの偽造については、情報を得られなかった。国民民主連盟 (NLD) の ID は、偽造が困難ではない。情報筋によれば、国境地帯やバンコクでは文書偽造がしやすいそうである」 [5m]

- 32.03 FCO による本来は 2008 年 4 月付、2010 年 6 月 26 日に更新された書簡によれば、逮捕令状や警察による召喚状などの偽造文書を、裁判所や警察で購入することは可能である。[5n]

「逮捕と拘留 — 法的権利： 逮捕令状」の項も参照。

33. 出国と帰国

- 33.01 2009 年 4 月 22 日付のラングーンにある英国大使館のある英国外国・連邦省 (FCO) からの E メールにおいて、ある役人が記しているところによれば、ビルマ国民であれ外国人であれ、政府の航空会社であるミャンマー・エアウェイズ以外の航空機チケットの予約には、証明書の類は必要とされていない。ミャンマー・エアウェイズの場合にのみ、いかなる場合でも ID カードが必要になる。また入国管理局を通過するには、ID カードが必要である。[5q]

ビルマからの出国

- 33.02 2011 年 4 月 8 日発行の米国国務省の人権慣行に関するカントリーレポート (USSD レポート 2010) には、ビルマにおける状況として、以下の記載がある。

「ある平凡な市民がビルマ国外を旅行するため、ビルマ内務省からパスポート、また移民人口省から出国届けを手に入れる必要があった。人身売買という問題に対処するため、今も女性の国外旅行を禁止あるいは制限していた。特に、25 歳未満の女性に対してはそうであった」

「市民の国外旅行を明示的に制限する法律はないものの、ビルマ政府はパスポートの所有者全員について国外渡航の予定を慎重に審査していた。パスポートならびに出国ビザ発行を厳密に管理するため、おびただしい汚職が慢性化する結果を招き、申請者が 400,000 チャット（400 ドル）もの賄賂を要求される場合すらあった」

「ビルマ政府は、以前に政治囚であった人々や活動家、さらには外国の大使館の現地スタッフの一部には、パスポートの発行を拒否する場合は頻繁にある。一部の政府公務員を除き、大学卒業者がパスポートを取得する場合には、その教育費用を政府に返済することが要求される。またパスポートの取得には何か月も擁する場合がよくあり、特に申請者が早い発行を求めて賄賂を払わない場合には、時間がかかる」 [7a] (セクション 2d)

- 33.03 ラングーンの英国高等弁務官事務所の英国外国・連邦省 (FCO) が本来は 2007 年 8 月 15 日に記し、さらに 2010 年 6 月 26 日に更新した書簡の中で、ビルマ国民が合法的にビルマから出国するには、次の 3 種類の方法があると述べていた。

「a 有効なパスポートと有効な出国書類（“D 書類”と呼ばれる）を所持して、出国する。

b) 合法的な国境通過地点で有効なパスポートと有効な D 書類、あるいは国境通過カード（これは国境で取得できるが、24 時間以内に帰国することが要求される）を所持して、出国する。

- 124 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

c) 我々が聞いたところでは、ビルマ当局は最近になり、3 年間有効の一時的パスポートを、特定の国境通過地点（ミャワディとカウトウン）で発行しており、これは国境を越える経済理由による移民の流れを管理しようとする政策の一環である。これに関しては、現在確認中である」 [5h]

33.04 上記の書簡には、以下の記載もある。

「合法的にビルマから出国するビルマ国民は全員、出国スタンプの押印を受けることになる。飛行機で出国する場合であれば、この出国スタンプには出発の日付とフライト番号とが記されている。合法的な国境の移民ポイントで国境を超える場合には、出国スタンプには出発の日付と国境管理事務所の名称が刻まれる。出国スタンプには、帰国期限は記されない。また、許可を受けた行き先に関する情報も含まれない。ただし、飛行機での旅行の場合には、そのフライト番号を見れば最初の行き先が分かる。また、D 書類を見れば、許可された行き先が記してある」 [5h]

「パスポートの発行と出国（D）書類」の項も参照。

33.05 さらに 2007 年 10 月 30 日付の書簡で FCO が記しているところによれば、国民民主連盟（NLD）の主なメンバーたちがビルマから出国していないのは、出国許可が出なかったか、あるいはいったん出国してしまうと二度と入国が許されなくなることの恐れたためである。NLD のメンバーたちであまり活動に従事していなかった人たちは、ブラックリストには記載されておらず、そのため出国も再入国も、特に質問などを受けることもなく許可された」 [5p]

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)

パスポートの発行と出国のD書類

33.06 カナダ移民・難民委員会（IRB）が 2007 年 5 月 15 日付の情報請求に対する回答で記したところによれば、ビルマ内務省のウェブサイト煮記載された情報によると、各種のパスポートが発行されており、たとえば短期間用のビジネス・パスポート、就労パスポート、短期訪問用パスポート、被扶養者のパスポートなどがある。申請時には、いかなる場合でも、「国民審査カード」と「家族構成員登録リスト」を提出せねばならない。ビジネス・パスポートの申請者の場合、企業に関する書類と関連した免許類を提出せねばならない。また就労パスポートを申請する場合は、“国外からのアポイントメント・レター”を提出することが必要である。 [37d]

33.07 元は 2008 年 1 月 11 日付だが 2010 年 6 月 26 日に更新された書簡で、上述のラングーンの FCO が記したところによれば、パスポートはビジネス、就労、短期訪問、学生の各種に分かれる。いずれも、3 年間有効である。 [51]

33.08 ラングーンにある英国国境警備局のビザ・サービス部署に勤務するある役人が、問い合わせに E メールで返答した。2009 年 9 月 15 日付のこの E メールによれば、ビルマのパスポートは今も手書きで、ビザ・サービス部署の入国審査スタッフは、機械で読み取れるパスポートをいまだに見たことがないという。 [5u]

- 33.09 さらに 2009 年 9 月 16 日付の E メールで、ビザ・サービスの別の役人が記したところによれば、一部のスタッフが機械で読み取れるパスポートを見た記憶があるが、ビジネス用に限られる。だがこれはしばらく以前の話であり、こうしたパスポートも今では期限が切れており、あるいは取り消されて、現在では出回っていないものと思われる。 [5v]
- 33.10 情報請求に対する 2007 年 5 月 17 日付の返答で、IRB はビルマ内務省のウェブサイト以下に記載があると指摘していた。
- 「短期訪問のパスポートを取得するには、申請者は国外で働く親戚からの招待状を提示せねばならない。また、その課税通告を提出し、最近親者の氏名を列挙し、招待者の所持するパスポートのコピーをも提出する必要がある。その招待状を出した人物がミャンマー国籍を廃止して他国の国籍を得ている場合には、“その招待状を該当するミャンマー大使館が承認せねばならない。” また申請者が公務員である場合には、休暇証明書を提出せねばならない」 [37d]
- 33.11 上述の返答にはさらに、パスポートを申請する者はすべて、出頭して申請書を提出することとある。例外としては、“高齢”あるいは健康状態が優れない者がある。こうした場合には、他人を遣わして書類を提出できる。 [37d]
- 33.12 本来は 2008 年 1 月 11 日付で 2010 年 6 月 26 日に更新された書簡で、FCO は次のように述べている。公式には許可されていないものの、ビルマでパスポートを申請する人々のおよそ 1/4 はブローカーや代理業者を介して申請している。パスポート 1 通が公式には 20,000 チャット（およそ 8 ポンド）する。代理業者やブローカーを介せば、その価格は 70,000 チャットにまで跳ね上がるが、申請プロセスが大幅に短くなる。 [5i] (経費の金額は 2008 年 1 月 11 月現在のもので、大まかな金額である)
- 33.13 ビルマ女性連盟は 2008 年の“軍事政権の影で”というレポートを発表しているが、その中にあるモン族の女性とのインタビューが収録されている。そこで下記のように言及されているのだが、パスポートを取得するには 2 つの方法がある。
- 「1 つは、代理業者を利用するというもの。業者のオフィスに行き、写真を撮り、それを業者に渡しておけば、あとは業者がすべてやってくれる。業者が、申請者に代わって役人との交渉をすべてやってくれるのだ。申請者がパスポート交付事務所に行くのは最後の段階で行ってパスポートを受け取るだけである。取得までの期間が 1 か月なら、費用は 100,000 チャットである。7 日以内に手に入れたい場合には、300,000 チャットになる」
- 「もう 1 つの方法は、自分で手続きをする。この費用は、30,000 チャット程度である。パスポートを手に入れるまでに、1 か月ほどかかる。書式 17 号や課税申告書、出国書類の書式 19 号など、すべて自分で書かねばならない。こうした経費には旅行費そのものは含まれておらず、またプロセスに要する期間を短くするための“お茶代”も含まれていない」 [27a] (p28)
- 33.14 IRB が述べたところでは、ビルマ内務省のウェブサイトによれば、パスポート申請にはセキュリティ審査が必要で、推定で発行までに 45 日間が必要になる。 [37d]
- 33.15 ビルマの亡命政権であるビルマ連邦国民連合政府（NCGUB）の調査と文書部門で
- 126 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

ある人権文書ユニット（HRDU）では、2009 年 11 月にビルマ人権年鑑 2008 を公表している。これには、以下の記載がある。「パスポート取得には大きな経費が必要だが、2008 年 10 月現在、ラングーン中央部のパンソダン通りにあるビルマのパスポート事務所は、毎月 8,000 通から 10,000 通程度のパスポート申請を処理しており、待ち時間は平均で 40 日間である」 [51a] (p635)

33.16 このパスポート申請でのセキュリティ審査について、元は 2007 年 11 月 21 日付で 2010 年 6 月 26 日に更新された書簡において、FCO は次のように述べている。「（パスポートの）申請者はすべて、自分の経歴に関する情報を提出せねばならない。学的や家族背景に至るまで。そのうえで、刑法犯罪を犯していないことを宣誓する書類に署名せねばならない。（これには、政治活動も含まれる） さらに、国民登録カードと家族登録カードも提出せねばならない。この手続きでは短い面接も行われ、各種の役人がいて気に触るような質問をしてくる場合もある」 この書簡にはさらに、人が現時点で反政府の政治活動を行っているとは認められた場合、パスポートは拒否される場合が多いとの記載もある。[5k] (パラグラフ 2)

33.17 USSD レポート 2010 には、政治的理由で当局がパスポートの発行を拒否する場合がよくあると記されている。[7a] (セクション 2d) このレポートにはさらに、次の記載もある。「政府は以前に政治囚や活動家であった人々、また現地大使館職員の一部には、パスポートの発行を拒否する場合がよくある。大学卒業者がパスポートを取得する場合には、その教育費用を政府に返済することが要求される。またパスポートの取得には何か月も擁する場合がよくあり、特に申請者が早い発行を求めて賄賂を払わない場合には、時間がかかる」 [7a] (セクション 2d)

33.18 D 書類（Departure）に関し、元は 2008 年 1 月 11 日付で 2010 年 6 月 26 日に更新された書簡において、FCO は次のように述べている。

「2006 年 11 月以来、オンラインで D 書類を申請することが可能になった。これにより、システムが大幅に効率化した。現在では、1 時間以内に D 書類を入手できる。2007 年 1 月 1 日現在、すべての D 書類がオンラインで発行されている。発行者は移民省で、パスポート申請プロセスからは別個のものとされている。D 書類は発効日から 30 日間有効である。オンラインで D 書類を申請するには、申請者は出国予定日、フライト番号、行き先を入力せねばならない。費用はわずかに 300 チャット（0.10 ポンド）で、移民省の D 書類部に支払う。代理業者を利用すると、D 書類の取得には 1,500 チャット（0.65 ポンド）かかる。D 書類は出国の時点で入国管理に対して提出するので、帰国の際には必要ない。D 書類の取得で問題を体験する人は、極めて少ない」 [5l]

目次に戻る
出典資料目録に進む

ビルマへの入国

33.19 本来は 2007 年 7 月 5 日付であったが、2010 年 6 月 26 日に更新された通信において、FCO は以下のように記していた。「有効なビルマのパスポートを所持するビルマ国民であって、UK のビザが期限切れになっていても、ビルマへの帰国の際にはあまり問題にされない」 FCO では、これが標準的な慣行ではないこと、またビルマにビルマ国籍の人物が帰国する際には、質問をするための体系的な手続きがないことを確認した。[51] 元は 2007 年 9 月 11 日のもので 2010 年 6 月 26 日に

この COI レポートの本文には、2011 年 5 月 15 日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011 年 6 月 17 日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。 127

更新された別の書簡では、FCO は、ビルマに帰国する際に UK ビザが期限切れになっていても、影響がないと述べている。さらにこれは、帰国時のビルマ当局による扱いにも影響しない。 [5j]

- 33.20 HRDU のビルマ人権年鑑 2008 には、次の記載がある。ビルマ・パスポート法（2）ならびにビルマ入国（緊急対処法）（2）に則るなら、「… パスポートなしにビルマを出国した者は、帰国時に逮捕し、5 年以下の服役に処す」 [51a] (p636)

- 33.21 ビルマの英国大使館勤務のある英国外国・連邦省 (FCO) の役人が ID 証明書について、2011 年 2 月 2 日付の書簡で次のように述べている。

「ID 証明を保持している個人は、ビルマに渡航することができる。（つまり、航空機チケットを購入したりできる） 到着時には、パスポートはないことで、移民当局から質問を受けるであろう。その場合、取調べセンターに連れて行かれる恐れがある。そこでは睡眠や食事をさせないなどの拷問行為が発生したことが、判明している。必ずそうしたことになるとは、限らないが。犯罪の前歴や政治活動の証拠が見つからなければ、それ以上の措置は講じられない」

「ミャンマーの ID カードだけを所持している人は、航空機のチケットなどを購入できない。そうした人がヤンゴン空港に到着すると、上記のように間違いなく質問を受ける。さらに、その人物に関してお咎めがなかった場合でも、今後パスポートを所持することができなくなる。（何か人脈があるとか、十分な賄賂を払わない限りは） 質問はまず、ビルマをどうやって出国したのか、というものである。非合法に出国したことが判明すると、非合法入国法に対する違反とされ、服役に処される恐れがある」 [5o]

- 33.22 2007 年 8 月 15 日付の書簡で、DCO が述べているところによれば、誰かが亡命を希望して出国し、認められずビルマに帰国しても、特に問題とされたケースは、FCO は把握していない。 [5h]

「亡命が認められなかった亡命希望者」の項も参照。

- 33.23 違法にビルマを出国した人がビルマ当局に逮捕されるという不安に関して、ビルマ女性連盟はその 2008 年の“軍事政権の影に”というレポートで、次のように述べている。

「ビルマから売られてきた女性や少女について、中国当局はそのビルマへの帰国を支援してきた。だが中国の警察が国境までそうした女性を送り届けた時点で、ビルマ当局がその女性を逮捕してしまう可能性がある。あるケースでは、そうした女性が国境にあるビルマの移民チェックポイントで拘留された。しかも入国審査役人たちが、60,000 チャット（およそ 500 米国ドルと推定）の罰金を求めてきた。それを払わないのなら、4 年と 4 か月の服役に処されるというのである。パスポートなしに非合法にビルマから出国した、というのが理由である」 [27a] (p27)

- 33.24 USSD レポート 2010 には、次の記載がある。「一般に、合法的に出国した市民は、親戚を訪問するために帰国することも許可され、非合法に国外に居住した結果外国の市民権を得たものも、帰国が認められていた」 [7a] (セクション 2d)

- 128 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

亡命が認められなかった亡命希望者

- 33.25 2007 年 8 月 7 日付でカナダ移民・難民委員会（IRB）が情報請求に対して回答を発表しているが、それには以下の記載がある。

「国連の経済社会理事会の一般相談役という地位にある NGO、Asian Legal Resource Centre（アジア法務リソース・センター、ALRC）のプロジェクト担当職員が・・・ミャンマーでの人権事情をモニターしている・・・2007 年 7 月 30 日付の通信のなかで、調査理事会に以下の情報を提出した」

「ALRC の見方として、難民申請をして認められなかった人、特にミャンマー国外で政治活動に従事していた人々は、ビルマに帰国すれば迫害を受けると考えるだけの根拠が充分にある。我々がこの味方を採択したのは、そうした状況でビルマに戻った人たちが逮捕され、あるいは到着後に空港で姿をくらましてしまったケースが、いくつかあったことを観察したためである。さらに我々は、そうした観察に基づき、国連難民高等弁務官（UNHCR）の優れた機能を利用して、こうした人々が難民資格を得ることを支援してきた」

「ミャンマーの情勢は本質的に恣意的なものであることを、よく認識しておく必要がある。したがって、カナダからビルマへの送還に関しては、いかなる決定であっても、最大級の注意を払って下す必要がある。ミャンマーの当局は、非常によく似た状況の人物が二人いたとしても、まったく異なる処置をする可能性がある。当局は、組織化され確立された司法制度による合理的な手法によっては、動いていないのである。そのため、ある人がビルマに帰国しても、何ら脅迫などを受けることはなかったからといって、それが他の同様のケースに該当するとは、考えてはならない」 [37c]

- 33.26 IRB はさらに、次のように述べている。

「以下の情報は、2007 年 7 月 27 日付の通信の中で、国内避難民監視センター（IDMC）のアジア・カンントリー・アナリストが調査理事会に対して提出したものである。このカンントリー・アナリストは、この情報がミャンマーに関する広範な経験に基づく、彼女自身の視点によるものであると明言している。

「帰国者の状況は、いくつかの要因によって異なる。さらに、難民申請が認められなかった人々の状態に関しては、情報を得ることが難しい。これは、いったんビルマに戻ってしまうと、国外との通信が極めて限定されてしまうためである。（ビルマ国内の電話での通話や E メールはすべて監視されており、Yahoo! やホットメールは禁止されている。そのため、ビルマの人々は国営の E メール・ドメインを使うしか選択がないのだが、これは緊密に監視を受けている）」

「Inter Pares というカナダでは登録されている慈善団体に勤務している、あるプログラム・マネジャーは、ミャンマーについて広範な体験を有している。この慈善団体は、人道支援と人権擁護を推進している。（2006 年 9 月 25 日） このマネジャーが下記の情報を、2007 年 7 月 27 日の電話でのインタビューで調査理事会に提供してくれた。このプログラム・マネジャーの説明によると、ミャンマー国民でビジネスを営む者、あるいは政権に勤務している者、またはそれに密接に関連している者は、難民申請が却下されてミャンマーに帰国したとしても、あまり問題にはされない。だがこのプログラム・マネジャーの話では、難民申請が却下さ

れミャンマーに帰国した人々の扱いについては、情報が得られない。またこのマネジャー自身は、難民申請が却下されてミャンマーに戻った人の具体的なケースを聞いたことがない。例外は、スタンレー・ヴァン・タのケースである …」 [37c]

34. 雇用の権利

- 34.01 フリーダムハウスは2010年8月31日付の The Global State of Worker's Rights (労働者の権利の世界での状況) というレポートで、ビルマを「極めて抑圧的」とランク付けている。このレポートには、以下の記載がある。

「ビルマの軍事政権は労働者の権利を頻繁に侵害し、労働組合の活動を抑圧している。独立系の労働組合や集団交渉、ストライキは非合法とされている。さらに労働運動家の逮捕も頻繁に行われている。10年間もの服役に処されている労働運動家も、数名いる。公共部門の労働者やありふれた市民の一部は、政府が管理する巨大組織である Union Solidarity and Development Association (労組連帯発展協会、USDA) に参加することを義務付けられている」

「国内ならびに国際的な労組に加盟することは、実質上は禁止されている。軍事政権は2006年に Federation of Trade Unions – Burma (ビルマ労働組合連盟、FTUB) をテロリスト組織と認定している。今も、この団体と国民が接触することを犯罪としている。さらに政権は、FTUBの系列に属する Seafarers' Union of Burma (ビルマ船員労働組合、SUB) をも非合法としており、船員たちが International Transport Workers' Federation (国際運輸労連) に参加することも禁じている」

「ビルマの労働法ではストライキを禁じているが、各地域の大工場での従業員たちによる抗議活動は現実には発生している。通常そうした抗議は政府の介入なしに調停され、場合によっては賃上げにつながる」

「集団交渉の禁止にもかかわらず、一部の労使交渉が実際には、政府の指定する工業地域においても Workers' Supervision Committee (労働者監督委員会、WSC) を介して行われている。4人の労働者と工場のオーナーである会長とによって構成される各地のWSCが毎月会合を持ち、苦情を討議している。労働者側の代表者たちは通常、経営側が選んでいる。工場内では紛争を調停できない場合には、町レベルでの労務当局が介入する。労働省が介入する場合もある」

「国際的なオブザーバーたちが確認したところでは、政府と軍部は2000年に強制労働という慣行を禁止したものの、今も自分たちは強制労働を利用している。軍事政権は特に少数民族を標的として、道路工事や軍事用インフラストラクチャーのプロジェクトで働かせている。国際労働機構 (ILO) では、モニターと苦情の調査により、強制労働の撲滅に取り組んでいる。ビルマ政府とも協力しており、補完的な理解の合意を締結している。(2009年に延長)」 [14b] (p14)

- 34.02 2011年4月8日発行の米国国務省の人権状況に関するカントリーレポート 2010 (USSD レポート 2010) には、次の記載がある。

「法律では、公共部門の従業員には1週間に5日間、35時間の労働時間を定めている。民間の労働者については、1週間に6日間、44時間である。残業に対しては、残業費が支払われるものとしている。国営企業の工場労働者は、工場の種類

- 130 このCOIレポートの本文には、2011年5月15日時点で公開されている情報のうちのほとんどのものが示されている。2011年6月17日までの最近の出来事およびレポートについての簡単な情報は「最近のニュース」のセクションに示されている。

によっては、1 週間に 44 時間から 48 時間勤務せねばならない。法律ではさらに、1 週間につき 24 時間の休憩時間を認めている。また労働者には、年間で 21 日の有給休暇が認められている。だが現実には、こうした規定は労働市場のごく一部の人たちにしか適用されていない。これは、ほとんどの労働者が非公式の部門や農村部での農業に従事しているためである。法律は主に政府部門では執行されているが、民間企業では違反が頻発している。ラングーン近郊の衣料品工場では、残業手当なしで長時間労働が強制されており、病気で 3 日間を超えて欠勤すると、解雇されるという情報もある」 [7a] (セクション 7e)

34.03 賃金に関して、この USSD レポート 2010 には以下の記載がある。

「最低賃金の規定が適用されているのは、公務員と少数の伝統的な産業に従事している労働者だけである。財務歳入省が最低賃金を定めている。だが、この省がどのような手法やプロセスを採用して、最低賃金を決めているのかは、明らかではない。給与を受けている公務員の最低の毎月の賃金は、実質上の毎日 8 時間労働の場合で、市場での相場である 30,000 チャットから 45,000 チャット（30 ドルから 45 ドル）のままである。日雇い労働の賃金は、1 日あたり 1,000 チャット（1 ドル）である。この金額以外に、各種の手当てや補助が支給される。こうした最低賃金に限らず、高位の公務員が得ているより高い賃金であっても、労働者とその家族がまともな生活水準を保てるわけではない。公共部門では実質賃金が低く、そのため汚職や常習的な欠勤が蔓延している。非熟練職の都市部の労働者は 1 日あたり 1,000 チャットから 3,000 チャット（1 ドルから 3 ドル）を得ているが、農村部の農業従事者の収入は、これよりも低い。民間の熟練職の労働者は、農村部の農業従事者や都市部の他の労働者よりも、いくらか収入が多い傾向にある。例として、民間の従業員たちからの情報によると、熟練工は工場で 1 月あたり 30,000 チャットから 50,000 チャット（30 ドルから 50 ドル）を稼いでいる」 [7a] (セクション 7e)

「経済」の項も参照。

[目次に戻る](#)
[出典資料目録に進む](#)